

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2017年1月1日
(第93期)	至	2017年12月31日

旭硝子株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

(E01122)

目次

第93期 有価証券報告書	頁
表紙	
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1. 主要な経営指標等の推移	2
2. 沿革	5
3. 事業の内容	7
4. 関係会社の状況	8
5. 従業員の状況	10
第2 事業の状況	11
1. 業績等の概要	11
2. 生産、受注及び販売の状況	13
3. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	14
4. 事業等のリスク	17
5. 経営上の重要な契約等	19
6. 研究開発活動	20
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	22
第3 設備の状況	23
1. 設備投資等の概要	23
2. 主要な設備の状況	23
3. 設備の新設、除却等の計画	24
第4 提出会社の状況	25
1. 株式等の状況	25
2. 自己株式の取得等の状況	86
3. 配当政策	88
4. 株価の推移	88
5. 役員の状況	89
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	91
第5 経理の状況	103
1. 連結財務諸表等	104
2. 財務諸表等	169
第6 提出会社の株式事務の概要	183
第7 提出会社の参考情報	184
1. 提出会社の親会社等の情報	184
2. その他の参考情報	184
第二部 提出会社の保証会社等の情報	186

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年3月29日
【事業年度】	第93期（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）
【会社名】	旭硝子株式会社
【英訳名】	Asahi Glass Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役 島村 琢哉
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	東京(03)3218-5603
【事務連絡者氏名】	広報・IR部長 玉城 和美
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	東京(03)3218-5603
【事務連絡者氏名】	広報・IR部長 玉城 和美
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準				
	第89期	第90期	第91期	第92期	第93期
決算年月	2013年 12月	2014年 12月	2015年 12月	2016年 12月	2017年 12月
売上高 (百万円)	1,320,006	1,348,308	1,326,293	1,282,570	1,463,532
税引前利益 (百万円)	44,381	41,163	84,522	67,563	114,424
親会社の所有者に帰属する当期純利益 (百万円)	16,139	15,913	42,906	47,438	69,225
親会社の所有者に帰属する当期包括利益 (百万円)	208,567	42,007	1,596	21,452	135,090
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	1,087,216	1,113,126	1,094,172	1,095,438	1,184,034
総資産額 (百万円)	2,120,629	2,077,338	1,991,262	1,981,451	2,228,560
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	940.69	963.04	946.48	4,736.59	5,239.70
基本的1株当たり当期純利益 (円)	13.97	13.77	37.12	205.14	302.12
希薄化後1株当たり当期純利益 (円)	13.73	13.58	36.97	204.26	300.65
親会社所有者帰属持分比率 (%)	51.27	53.58	54.95	55.28	53.13
親会社所有者帰属持分当期純利益率 (%)	1.62	1.45	3.89	4.33	6.07
株価収益率 (倍)	46.81	42.77	18.75	19.40	16.15
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	167,371	135,790	187,170	203,637	203,504
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△145,978	△108,754	△115,951	△113,596	△209,560
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△33,562	△94,673	△35,417	△46,450	△18,720
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	132,649	69,655	104,831	147,325	126,417
従業員数 〔 〕内は平均臨時従業員数で外数 (名)	51,448 〔5,874〕	51,114 〔4,787〕	50,852 〔4,694〕	50,963 〔4,592〕	53,224 〔4,947〕

注 1 第89期より国際会計基準（以下「IFRS」という。）に基づいて連結財務諸表を作成しております。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 2017年7月1日付で普通株式5株を1株に併合しております。第92期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、「1株当たり親会社所有者帰属持分」、「基本的1株当たり当期純利益」及び「希薄化後1株当たり当期純利益」を算定しております。

回次	日本基準	
	第89期	
決算年月	2013年 12月	
売上高	(百万円)	1,320,006
経常利益	(百万円)	63,143
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	10,333
包括利益	(百万円)	186,361
純資産額	(百万円)	1,151,870
総資産額	(百万円)	2,119,664
1株当たり純資産額	(円)	944.47
1株当たり当期純利益	(円)	8.94
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	8.58
自己資本比率	(%)	51.50
自己資本利益率	(%)	1.02
株価収益率	(倍)	73.15
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	167,377
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△147,957
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△31,584
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	132,649
従業員数 〔 〕内は平均臨時従業員数で外数	(名)	51,448 〔5,874〕

注1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第89期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第89期	第90期	第91期	第92期	第93期
決算年月	2013年 12月	2014年 12月	2015年 12月	2016年 12月	2017年 12月
売上高 (百万円)	540,108	534,408	495,835	483,078	496,067
経常利益 (百万円)	43,394	77,943	43,250	49,288	41,789
当期純利益 (百万円)	37,148	52,184	36,534	24,153	40,190
資本金 (百万円)	90,873	90,873	90,873	90,873	90,873
発行済株式総数 (千株)	1,186,705	1,186,705	1,186,705	1,186,705	235,177
純資産額 (百万円)	580,551	612,733	633,026	639,795	643,271
総資産額 (百万円)	1,244,448	1,247,229	1,246,251	1,272,447	1,340,163
1株当たり純資産額 (円)	500.59	528.24	545.58	2,755.96	2,835.14
1株当たり配当額 (円)	18.00	18.00	18.00	18.00	65.00
(内1株当たり中間配当額) (円)	(13.00)	(9.00)	(9.00)	(9.00)	(10.00)
1株当たり当期純利益 (円)	32.14	45.15	31.61	104.45	175.40
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	30.83	43.50	31.48	104.00	174.55
自己資本比率 (%)	46.5	49.0	50.6	50.1	47.8
自己資本利益率 (%)	6.71	8.78	5.89	3.81	6.29
株価収益率 (倍)	20.35	13.05	22.02	38.10	27.82
配当性向 (%)	56.0	39.9	56.9	86.2	59.9
従業員数 (名)	6,269	6,132	5,973	6,024	6,401

注 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 2017年7月1日付で普通株式5株を1株に併合しております。第92期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」を算定しております。

3 第93期の1株当たり配当額65.00円は、1株当たり中間配当額10.00円と1株当たり期末配当額55.00円の合計であります。2017年7月1日付で普通株式5株を1株に併合しているため、1株当たり中間配当額10.00円は株式併合前、1株当たり期末配当額55.00円は株式併合後の金額となっております。

2 【沿革】

年	沿革
1907年	旭硝子株式会社創立
1909年	尼崎工場（現関西工場尼崎事業所）を設置し、日本で初めて板ガラスの工業生産を開始
1914年	牧山工場（現北九州事業所）を設置
1916年	ガラス溶解窯の構造材である耐火煉瓦の生産を開始し、セラミックス事業に参入
〃	鶴見工場（現京浜工場）を設置
1917年	ガラスの原料であるソーダ灰の製造を開始
1939年	伊保工場（現関西工場高砂事業所）を設置
1944年	日本化成工業株式会社と合併し、三菱化成工業株式会社と改称
1950年	企業再建整備法により三菱化成工業株式会社が3分割される。当社は旭硝子株式会社の旧名に復して設立され、再発足。株式を上場。
1954年	ブラウン管用ガラスの生産を開始
1956年	自動車ガラスの生産を開始
〃	インドでのガラス生産を開始し、日本の民間企業としていち早くインドに進出
1959年	千葉工場を設置
1964年	フッ素化学品の生産を開始
〃	タイ旭硝子社（現AGCフラットガラス・タイランド社）を設立し、タイに進出
1965年	羽沢研究所（現中央研究所）を設置
〃	タイ旭硝子社（現AGCケミカルズ・タイランド社）を設立し、アジアでの化学品生産を開始
1970年	愛知工場を設置
1972年	相模事業所（現相模工場）を設置
〃	アサヒマス板硝子社を設立し、インドネシアに進出
1974年	鹿島工場を設置
〃	タイ安全硝子社（現AGCオートモーティブ・タイランド社）を設立し、アジアでの自動車ガラス生産を開始
1981年	ベルギーのグラバーベル社（現AGCガラス・ヨーロッパ社）を買収、欧州に進出
1985年	APテクノグラス社（現AGCフラットガラス・ノースアメリカ社の自動車ガラス部門）を設立し、米国での自動車ガラス生産を開始
〃	合成石英ガラスの生産を開始
1988年	米国の板ガラス製造会社であるAFGインダストリーズ社（現AGCフラットガラス・ノースアメリカ社）に資本参加し、同国での板ガラス生産を開始
1991年	ベルギーのスプリンテックス社（現AGCオートモーティブ・ヨーロッパ社）へ資本参加、欧州での自動車ガラス生産を開始
〃	チェコのグラブユニオン社（現AGCフラットガラス・チェコ社）に資本参加し、同国へ進出
1992年	中国に大連フロート硝子社（現旭硝子特種ガラス（大連）有限公司）を設立し、同国での板ガラス生産を開始
〃	旭硝子ファインテクノ株式会社（現AGCディスプレイガラス米沢株式会社）で液晶用透明電導膜付きガラス基板の生産を開始
1995年	TFT液晶ガラス基板用無アルカリガラスの生産を開始
〃	中国に秦皇島海燕安全玻璃有限公司（現旭硝子汽車玻璃（中国）有限公司）を設立し、同国での自動車ガラス生産を開始
1996年	プラズマディスプレイパネル（PDP）用ガラス基板の生産を開始
1997年	ロシアのボー・グラス・ワークス社（現AGCボーグラスワークス社）に資本参加し、ロシアに進出
1999年	英国ICI社のフッ素樹脂事業（現AGCケミカルズ・ヨーロッパ社）を買収し、欧州でのフッ素化学品の生産を開始
2000年	台湾に旭硝子ファインテクノ台湾社（現AGCディスプレイガラス台湾社）を設立し、台湾でのTFT液晶用ガラス基板の生産を開始
2002年	カンパニー制を導入、グローバル一体経営体制に移行

年	沿革
2003年	韓旭テクノグラス社にて、韓国でのPDP用ガラス基板の生産を開始
2004年	AGCオートモーティブ・ハンガリー社を設立し、ハンガリーでの自動車ガラス生産を開始
〃	旭硝子ファインテクノ韓国社を設立し、韓国でのTFT液晶用ガラス基板の生産を開始
2007年	グループブランドをAGCに統一
〃	旭ファイバークラス株式会社の全株式を譲渡し、ガラス繊維事業から撤退
2008年	オプトレックス株式会社の当社が保有する全株式を譲渡し、液晶表示装置事業から撤退
2009年	北九州工場から自動車ガラス事業を撤退
〃	スマートフォン・タブレットPC等のカバーガラス向けに化学強化用特殊ガラスの生産を開始
2010年	中国にTFT液晶用ガラス基板の生産拠点として、旭硝子顕示玻璃（昆山）有限公司を設立
〃	韓国電気硝子社でのブラウン管用ガラス生産を停止し、同事業から撤退
2011年	ブラジルにAGCガラス・ブラジル社を設立し、同国に進出
2012年	ドイツのインターペイン・グラス・インダストリー社と戦略的提携
2013年	シンガポールに東南アジア地域統括拠点として、AGCアジア・パシフィック社を設立
2014年	ベトナムの塩ビ事業会社であるフーミー・プラスチック・アンド・ケミカルズ社（現AGCケミカルズ・ベトナム社）に資本参加し、同国に進出
〃	PDP用ガラス基板の生産を停止し、同事業から撤退
2015年	ポーランドの自動車用補修ガラスメーカーであるノードガラス社の全株式を取得
2016年	ドイツのバイオミーバ社の全株式を取得し、同国でのバイオ医薬品開発製造受託事業を開始
2017年	デンマーク・米国に開発拠点を有するCMCバイオロジックス社の全株式を取得し、同国でのバイオ医薬品開発製造受託事業を開始
〃	タイの化学品製造・販売会社であるビニタイ社の過半数株式を取得し、同国において新たに塩化ビニル樹脂の生産拠点を確保

3 【事業の内容】

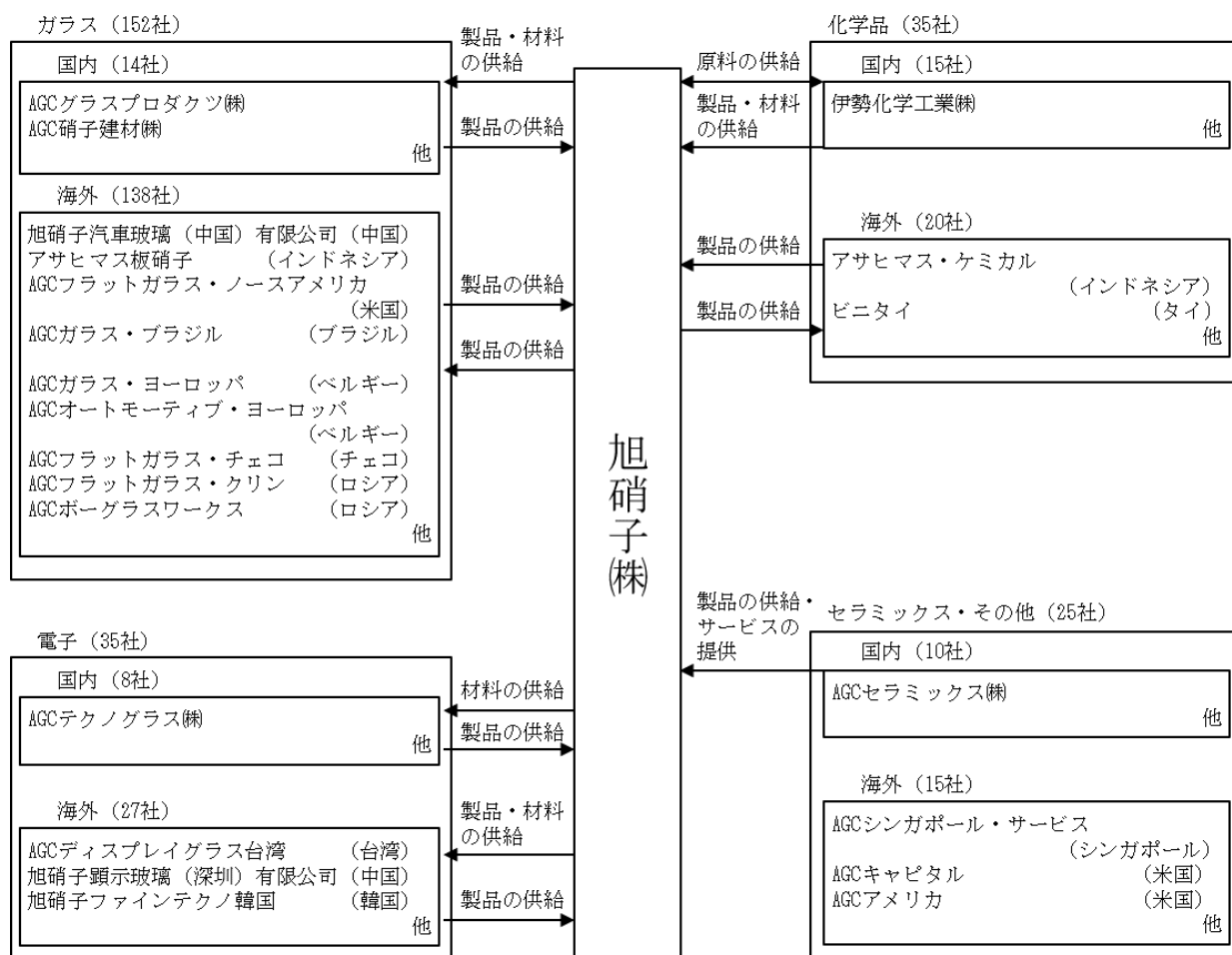
当社及び当社の関係会社（以下、当社グループという）は、当社、子会社236社及び関連会社47社により構成され、その主な事業内容は次のとおりであります。

なお、以下の区分とセグメント情報における事業区分とは、同一です。

報告セグメント	主要製品
ガラス	フロート板ガラス、型板ガラス、網入り磨板ガラス、Low-E（低放射）ガラス、装飾ガラス、建築用加工ガラス（断熱・遮熱複層ガラス、防災・防犯ガラス、防・耐火ガラス等）、自動車用ガラス等
電子	液晶用ガラス基板、ディスプレイ用特殊ガラス、車載ディスプレイ用カバーガラス、ディスプレイ用周辺部材、ソーラー用ガラス、産業用加工ガラス、半導体プロセス用部材、オプトエレクトロニクス用部材、照明用製品、理化学用製品等
化学品	塩化ビニル、塩化ビニル原料、苛性ソーダ、ウレタン原料、フッ素樹脂、撥水撥油剤、ガス、溶剤、医薬薬中間体・原体、ヨウ素製品等

上記製品の他、当社グループは、セラミックス製品、物流・金融サービス等も扱っています。

当社グループのうち、当社、連結子会社及び持分法適用会社の位置付け等は、次の図のとおりであります。



(注) 各区分の会社数には当社を含んでおりません。

4 【関係会社の状況】

会社の名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
ガラス					
AGC硝子建材(株)	東京都台東区	百万円 450	板ガラス、建築用加工ガラス及び建材の製造、販売	100.0 (0.0)	当社から材料の一部（板ガラス）を購入しております。 役員兼任者等が7名おります。
AGCグラスプロダクツ(株)	東京都台東区	百万円 1,287	建築用加工ガラスの製造、販売及び板ガラスの切断、販売	70.0 (0.0)	当社から材料の一部（板ガラス）を購入しております。 役員兼任者等が4名おります。
旭硝子汽車玻璃（中国）有限公司	中国秦皇島市	百万人民币元 542	自動車用ガラスの製造、販売	100.0 (0.0)	当社から製品の一部（自動車用ガラス）を購入し、当社へ製品の一部（自動車用ガラス）を供給しております。 役員兼任者等が5名おります。
* アサヒマス板硝子 （注4）	Jakarta, Indonesia	億ルピア 2,170	板ガラス、自動車用ガラス、産業用加工ガラスの製造、販売	43.9 (0.0)	当社から製品の一部（自動車用ガラス）を購入し、当社へ製品の一部（自動車用ガラス）を供給しております。 役員兼任者等が6名おります。
AGCフラットガラス・ノースアメリカ	Georgia, U. S. A.	百万米ドル 250	板ガラス、自動車用ガラスの製造、販売	100.0 (100.0)	当社へ製品の一部を供給しております。 役員兼任者等が3名おります。
* AGCガラス・ブラジル	Guaratingueta, Brazil	百万リアル 851	板ガラス、自動車用ガラスの製造、販売	100.0 (0.0)	
AGCオートモーティブ・ヨーロッパ	Louvain-La-Neuve, Belgium	百万ユーロ 68	自動車用ガラスの製造、販売	100.0 (100.0)	当社から製品の一部を購入しております。
* AGCガラス・ヨーロッパ	Louvain-La-Neuve, Belgium	百万ユーロ 346	板ガラスの製造、販売	100.0 (0.0)	当社から製品の一部を購入し、当社へ製品の一部を供給しております。 役員兼任者等が5名おります。
* AGCフラットガラス・チェコ	Teplice, Czech	百万コルナ 3,560	板ガラスの製造、販売	100.0 (100.0)	当社から製品の一部を購入しております。 役員兼任者等が1名おります。
* AGCフラットガラス・クリン	Spas-Zaulok, Russia	百万ルーブル 4,259	板ガラスの製造、販売	100.0 (100.0)	
AGCボーグラスワークス	Nizhegorodsky, Russia	百万ルーブル 418	板ガラス、自動車用ガラスの製造、販売	93.8 (93.8)	当社から製品の一部を購入しております。
電子					
AGCテクノグラス(株)	静岡県榛原郡 吉田町	百万円 7,233	照明用・工業用・理化学医療用製品の製造、販売及び光学薄膜製品の製造	100.0 (0.0)	当社へ製品の一部（光学薄膜製品等）を供給しております。 役員兼任者等が8名おります。
* AGCディスプレイグラス台湾	台湾斗六市	百万新台幣 ドル 3,120	電子用ガラスの製造、販売	100.0 (100.0)	当社から材料の一部（ガラス素板）及び製品（電子用ガラス）を購入しております。 役員兼任者等が8名おります。
* 旭硝子顕示玻璃（深圳）有限公司	中国深圳市	百万円 14,200	電子用ガラスの製造、販売	100.0 (0.0)	当社から材料の一部（ガラス素板）及び製品（電子用ガラス）を購入しております。 役員兼任者等が6名おります。
* 旭硝子ファインテクノ韓国	韓国亀尾市	百万ウォン 227,000	電子用ガラスの製造、販売	100.0 (33.0)	当社から材料の一部（ガラス素板）及び製品（電子用ガラス）を購入しております。 役員兼任者等が7名おります。

会社の名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 又は被所有割 合 (%)	関係内容
化学品					
※ 伊勢化学工業㈱	東京都中央区	百万円 3,599	ヨウ素製品、金属化合物 の製造、販売及び天然ガ スの採取、販売	53.2 (0.0)	当社から原料（かん水等）を購入 し、当社へ製品の一部（天然ガス 等）を供給しております。 役員兼任者等が4名おります。
アサヒマス・ケミカル	Jakarta, Indonesia	百万米ドル 84	塩化ビニル、塩化ビニル 原料、苛性ソーダの製 造、販売	52.5 (0.0)	当社から製品の一部及び製造設備 の一部（フッ素系イオン交換膜） を購入しております。 役員兼任者等が5名おります。
* ビニタイ	Rayong, Thailand	百万バーツ 7,111	塩化ビニル、塩化ビニル 原料、苛性ソーダの製 造、販売	58.8 (0.0)	当社から製品の一部及び製造設備 の一部（フッ素樹脂、その他フッ 素系製品）を購入しております。 役員兼任者等が5名おります。
セラミックス・その他					
AGCセラミックス㈱	東京都港区	百万円 3,500	各種セラミックス製品の 製造、販売	100.0 (0.0)	当社へ製品の一部（電鍍煉瓦等） を供給しております。 役員兼任者等が9名おります。
* AGCシンガポール・ サービス	Singapore	百万米ドル 88	アジアにおける関係会社 のための資金調達、融資 及び関係会社の株式保有	100.0 (0.0)	当社の関係会社に対し融資等を行 っております。 役員兼任者等が4名おります。
AGCアメリカ	Georgia, U. S. A.	百万米ドル 603	北米における関係会社の 株式保有及び情報収集	100.0 (0.0)	当社の関係会社に出資しておりま す。 役員兼任者等が3名おります。
AGCキャピタル	Georgia, U. S. A.	百万米ドル 20	北米における関係会社の ための資金調達及び融資	100.0 (100.0)	当社の関係会社に対し融資等を行 っております。 役員兼任者等が4名おります。
その他の連結子会社188社					
(持分法適用会社)					
37社					

- 注 1 「議決権の所有又は被所有割合」欄の（内書）は間接所有割合であります。
- 2 会社の名称欄*印は特定子会社であります。
- 3 会社の名称欄※印は有価証券報告書を提出している会社であります。
- 4 議決権が100分の50以下であります。実質的に支配しているため連結子会社としております。
- 5 上記会社は、その売上高（連結会社相互の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合がそれぞれ100分の10以下であるため、主要な損益情報等の記載は省略しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2017年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
ガラス	33,384 [4,008]
電子	9,881 [260]
化学品	6,676 [606]
報告セグメント計	49,941 [4,874]
セラミックス・その他	3,283 [74]
合計	53,224 [4,947]

注 従業員数は就業人員であり、臨時従業員については〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2017年12月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
6,401	42.5	18.5	8,580,344

セグメントの名称	従業員数（名）
ガラス	1,952
電子	1,018
化学品	1,821
報告セグメント計	4,791
セラミックス・その他	1,610
合計	6,401

注 1 従業員数は就業人員であります。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

提出会社においては、旭硝子労働組合（組合員総数3,954名）が組織されており、全国化学労働組合総連合に属しております。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度（2017年1月1日から2017年12月31日まで）における当社グループを取り巻く世界経済は、全体としては引き続き緩やかな景気回復が続きました。日本においては、政府の経済政策等により、景気は緩やかな回復基調が継続しています。欧州の景気は引き続き緩やかに回復し、米国でも個人消費が増加するなど、景気回復が続いています。ロシアやブラジル、中国をはじめとする新興国においては、持ち直しの動きが見られました。

このような環境の下、当社グループでは各事業の出荷数量増及び買収した企業を連結化したことにより、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比1,810億円（14.1%）増の14,635億円、営業利益は同234億円（24.3%）増の1,196億円、税引前利益は同469億円（69.4%）増の1,144億円となりました。親会社の所有者に帰属する当期純利益は同218億円（45.9%）増の692億円となりました。

当連結会計年度におけるセグメントの業績の概要は以下のとおりであります。

① ガラス

建築用ガラスは、欧州で前期に比べ販売価格が上昇し、また北米で出荷が堅調に推移したことなどから、前連結会計年度に比べ増収となりました。

自動車用ガラスは、北米の自動車生産台数に減速感があるものの全体としては堅調に推移したことから、当社グループの出荷も増加し、前連結会計年度に比べ増収となりました。

以上の結果から、当連結会計年度のガラスの売上高は前連結会計年度比551億円（8.1%）増の7,351億円となりました。営業利益は建築用ガラスの販売価格が欧州で上昇しましたが、原燃材料価格の上昇、物流費等の増加、及び前連結会計年度は米国子会社の年金制度改定益を計上したことにより、同48億円（15.0%）減の271億円となりました。

② 電子

液晶用ガラス基板は、前連結会計年度に比べ販売価格は下落しましたが、出荷は増加しました。ディスプレイ用特殊ガラスの出荷および車載ディスプレイ用カバーガラスの出荷は前連結会計年度に比べ増加しました。電子部材の出荷はオプトエレクトロニクス用部材、半導体関連製品ともに前連結会計年度に比べ増加しました。

以上の結果から、当連結会計年度の電子の売上高は前連結会計年度比43億円（1.6%）増の2,624億円、営業利益は同23億円（9.4%）増の273億円となりました。

③ 化学品

クロールアルカリ・ウレタンは、買収したビニタイ社の連結化、東南アジアの需要拡大による出荷数量増、国際市況上昇等により、前連結会計年度に比べ増収となりました。フッ素・スペシャリティは、買収したCMCパイオロジックス社を連結化したこと、フッ素関連の既存製品でも出荷が堅調に推移したことにより前連結会計年度に比べ増収となりました。

以上の結果から、当連結会計年度の化学品の売上高は前連結会計年度比1,210億円（38.2%）増の4,376億円、営業利益は同237億円（59.2%）増の637億円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度におけるフリー・キャッシュ・フロー（営業活動及び投資活動によるキャッシュ・フローの合計）は、子会社を取得したこと等により、61億円の支出（前連結会計年度は900億円の収入）となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローにおいて、配当金の支払い、自己株式の取得等があり、当連結会計年度末の現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、前連結会計年度末より209億円（14.2%）減少し、1,264億円となりました。

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度における営業活動により得られた資金は、前連結会計年度比1億円（0.1%）減の2,035億円となりました。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度における投資活動により使用された資金は、前連結会計年度比960億円（84.5%）増の2,096億円となりました。当該支出は、有形固定資産の取得による支出、子会社の取得による支出等があったことによるものであります。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度における財務活動により使用された資金は、前連結会計年度比277億円（59.7%）減の187億円となりました。当該支出は、配当金の支払い、自己株式の取得等があったことによるものであります。

(3) 並行開示情報

IFRSにより作成した連結財務諸表における主要な項目と日本基準により作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異は以下のとおりです。なお、提出会社は日本基準に基づく連結財務諸表を作成していないため、差異の金額は概算額で記載しております。

（退職給付に係る費用）

日本基準では、発生した数理計算上の差異及び過去勤務費用をその他の包括利益として認識した後に、一定の期間で純損益として償却しておりましたが、IFRSでは、発生した数理計算上の差異はその他の包括利益として即時認識し、過去勤務費用は純損益として即時認識しております。

この影響により、当連結会計年度にて、IFRSでは日本基準に比べて、売上原価・販売費及び一般管理費が1,193百万円増加し、その他の包括利益が4,597百万円（税効果前）増加しております。

（のれんの償却停止）

日本基準では、のれんを一定期間にわたり償却しておりましたが、IFRSでは、のれんの償却は行わず毎期減損テストを実施しております。

この影響により、当連結会計年度にて、IFRSでは日本基準に比べて、販売費及び一般管理費が4,167百万円減少しております。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの生産品目は広範囲かつ多種多様であり、セグメント毎に生産規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

(2) 受注状況

受注生産を行っている製品はほとんどありません。

(3) 販売実績

販売実績については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要」に記載のとおりであります。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本項においては、将来に関する事項が含まれていますが、当該事項は2018年3月29日現在において判断したものです。

(1) 経営の基本方針

当社グループでは、グループの全ての事業活動、社会活動を貫く企業理念としてのグループビジョン“**Look Beyond**”を定めています。このグループビジョンにおいて、当社グループが世の中に提供すべき価値、グループの存在意義を示すものとして「私たちの使命」を掲げています。

〔私たちの使命〕

“AGC、いつも世界の大事な一部”

～独自の素材・ソリューションで、いつもどこかで世界中の人々の暮らしを支えます～

また、グループビジョン“**Look Beyond**”では、以下の通り、グループ全体で共有すべき最も重要な価値観およびグループメンバーが世代を超えて受け継ぎ、実践していく基本精神（スピリット）を掲げています。

〔私たちの価値観〕

「イノベーション&オペレーショナル・エクセレンス（革新と卓越）」、

「ダイバーシティ（多様性）」、「エンバイロメント（環境）」、「インテグリティ（誠実）」

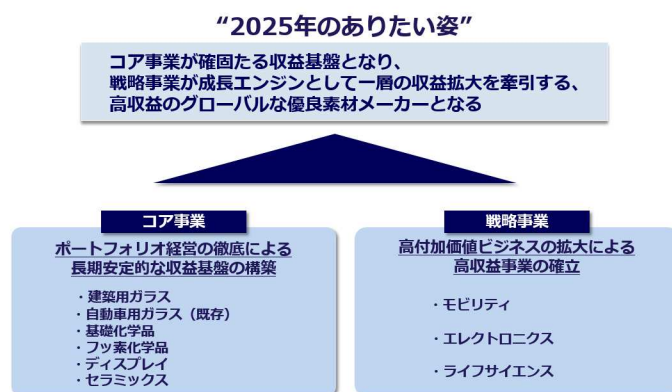
〔私たちのスピリット〕

“易きになじまず難きにつく”

(2) 中期経営計画 **AGC plus-2020** について

当社グループは「2025年のありたい姿」とその実現のための長期経営戦略を以下の通り定めています。

AGCグループの長期戦略（2016年2月策定）



2018年～2020年までの3か年を「2025年のありたい姿 実現のための礎を築く期間」と位置付け、今回策定した新中期経営計画 **AGC plus-2020** の経営財務目標と主要課題、各事業の実施施策を以下の通り定めました。

(経営財務目標)

	2017年度実績	2020年度目標	2025年度目標
営業利益	1,196億円	1,600億円以上	2,292億円以上 (過去最高益更新)
ROE	6.1%	8%以上	10%以上
戦略事業利益 貢献比率	10%	25%以上	40%以上
D/E	0.38	0.5以下	0.5以下

(当社グループの主要課題)

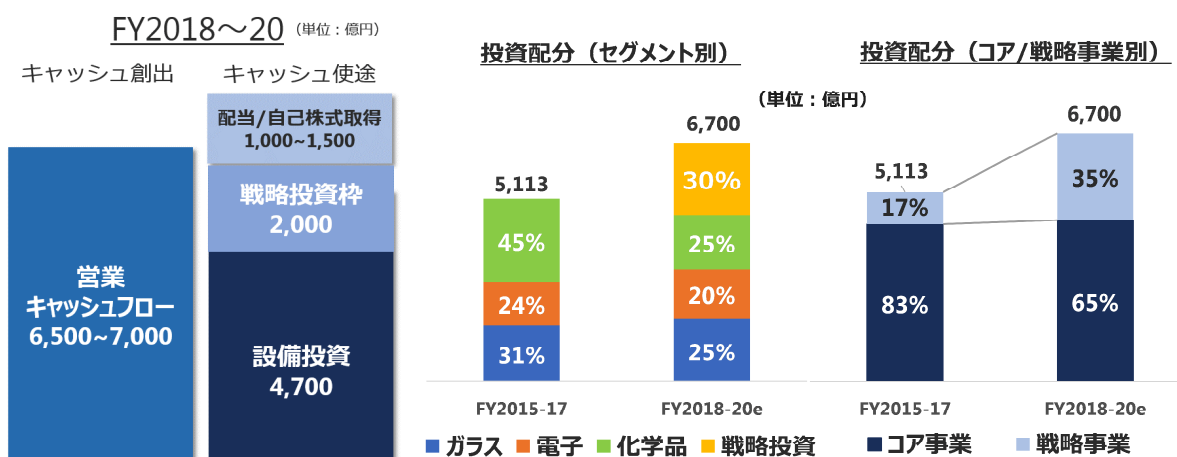
- 市況変動に強い高付加価値事業を伸ばす
- 戦略事業の成長戦略を推進する
- 成長地域・勝てる地域へ経営資源を集中する
- 戦略的なM&Aにより持続的成長を図る

(各事業セグメントの施策)

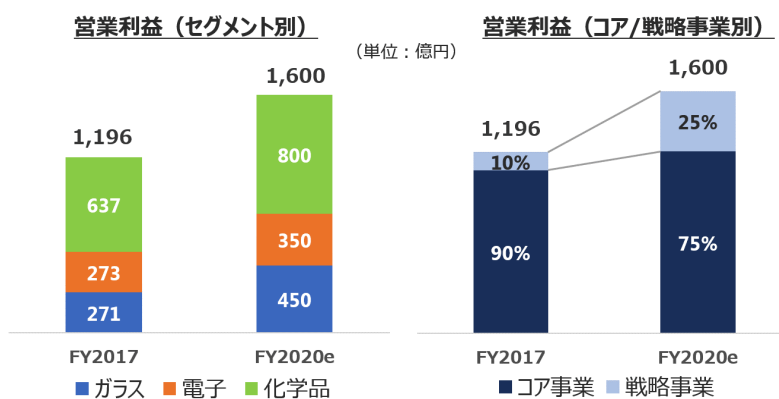
事業セグメント	主な施策
ガラス	[ビル産業ガラス] ・成長地域、勝てる地域に集中 ・スマートシティ化を見据えた高機能ガラス化の推進 [オートモーティブ] ・エコカー、自動運転化による高機能ニーズへの対応
電子	[液晶用ガラス] ・中国へのスムーズな生産シフト、大型化対応、更なるコストダウン [エレクトロニクス] ・オプトエレクトロニクス用部材、半導体関連製品を中心に、業界のニーズを先取りし、差別化された製品を提供
化学品	[クロールアルカリ] ・M&A効果の最大化に加え、増設も視野に入れた東南アジアでの更なる事業成長 [フッ素] ・独自技術を生かしたグローバルニッチ市場の確実な取込 [ライフサイエンス] ・M&A効果の最大化によるグローバルな事業拡大

更なる成長の実現のため、コア事業における安定的な収益基盤構築のための投資に加え、自動運転をはじめとする交通インフラの進化や、IoT/AI時代の本格的到来、長寿命化や世界人口の増加などのマクロ環境変化を機会と捉え、戦略事業に積極投資を行います。

2018～2020年の投資（M&Aを含む）・株主還元の総額および事業別の投資内訳は以下の通りです。



積極的かつメリハリのある投資の実行を通じて、2020年には以下の事業別営業利益を目指します。



(3) ESGへの取り組みについて

当社グループは省エネ・創エネ製品の拡販や、地域社会への貢献、コーポレートガバナンス改革など、ESGに関わる取り組みを進めています。

本年1月にはSDGs推進部を新設し、持続可能な社会の実現に向けて、社会課題の解決につながる取り組みに引き続き注力していきます。

当社グループは、中期経営計画 **AGC plus-2020** で掲げた戦略の実行と経営財務目標の達成を通じて、持続的成長を実現し、全てのステークホルダーに価値をプラスします。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業その他のリスクについて、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載しています。但し、以下は当社グループに関する全てのリスクを網羅したのではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在します。かかるリスク要因のいずれによっても、投資家の判断に影響を及ぼす可能性があります。

本項においては、将来に関する事項が含まれていますが、当該事項は2018年3月29日現在において判断したものです。

(1) 製品需要に関連する市場の経済状況

当社グループの製品に対する需要は、建築・建材業界、自動車業界、電子・ディスプレイ業界、及び化学品業界等の市場動向の影響を受けます。また、当社グループの製品販売地域は、日本、アジア、アメリカ、ヨーロッパをはじめ、多岐にわたっており、各国・地域の経済状況は当社グループの製品の販売に影響を与えます。当社グループは、生産性の向上を図るとともに、固定費・変動費の削減を推進し、事業環境の変化に影響されにくい収益体質づくりを目指していますが、これらの関連業界の需要減少や販売地域での景気減退が、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(2) 海外への事業展開

当社グループでは、製品の輸出及び海外における現地生産等、幅広く海外活動を展開しています。この海外展開に関するリスクとして、海外における政治経済情勢の悪化、輸入・外資の規制、予期せぬ法令の改変、治安の悪化、国家間の経済制裁、テロ・戦争の発生が考えられます。これらの事象は、海外における当社グループの事業活動に支障をきたし、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(3) 競争優位性及び新技術・新製品の開発・事業化に係るリスク

当社グループが展開する各事業においては、当社グループと同種の製品を供給する競合会社が存在します。当社グループでは、競争優位性を維持できるよう、顧客ニーズの把握、新技術・新製品の開発・事業化に努めていますが、技術や顧客ニーズの変化に適切に対応できなかった場合や、新技術・新製品の開発・事業化期間が長期化した場合には、当社グループの成長性や収益性を低下させ、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(4) 資材等の調達

当社グループの生産活動では、一部調達先が限られる特殊な原料、資材等を使用するため、これらについての供給の逼迫や遅延等が生じた場合、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(5) 公的規制

当社グループが事業活動を行っている国及び地域では、投資に関する許認可や輸出入規制のほか、商取引、労働、特許、租税、為替等の各種関係法令の適用を受けています。これらの法令の改変は、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(6) 環境規制

当社グループは、資源とエネルギーを大量に使用する環境負荷の高いガラス及び化学品事業を主に行っており、環境負荷の低減のための設備や管理体制の充実を図ることに加え、生産効率すなわち資源やエネルギーの原単位向上等、環境負荷の低減に取り組んでいます。一方、気候変動の緩和及び適応、持続可能な資源の利用、汚染の予防、化学物質の適正管理などの環境課題の広がりと共に規制や社会が求める環境責任が高まることにより、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(7) 製造物責任

当社グループは、製品の特性に応じて最適な品質を確保できるよう、全力を挙げて取り組んでいますが、予期せぬ事情により大規模なリコール等に発展する品質問題が発生する可能性が皆無とはいえず、この場合、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(8) 知的財産権

当社グループでは、現在の事業活動及び将来の事業展開に有用な知的財産権の取得に努める一方、第三者の知的財産権や事業状況の調査を行い問題の発生を防止を図っています。しかし、第三者から知的財産に関する訴訟等を提起されたり、第三者が当社グループの知的財産権を侵害したりする可能性は皆無とはいえず、この場合、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(9) 訴訟・法的手続

当社グループは、国内及び海外事業に関連して、訴訟等の対象となるリスクがあり、現在、当事者となっている訴訟等もあります。これらの訴訟等において、当社グループにとって不利な結果が生じた場合には、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(10) 自然災害・事故災害の影響

当社グループは、組織的な労働安全衛生・保安防災管理体制の構築と運用及び設備の安全化や点検・保守管理により、労働災害及び生産設備等の事故防止に努めておりますが、それにもかかわらず、重大な労働災害や生産設備に対する災害（地震、停電又はその他の混乱を含む）が発生した場合は、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響

を及ぼす可能性があります。

また、製品によっては、代替生産できないものもあり、大地震又はその他の災害により、当社グループのいずれかの設備における一時的又は長期にわたる生産の中断があった場合、特定製品に関する生産能力を著しく低下させる可能性があります。当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(11) 為替レートの変動

当社グループの事業には、全世界における製品の生産と販売が含まれています。各地域における売上、費用、資産を含む現地通貨建の項目は、連結財務諸表の作成のために円換算されています。換算時の為替レートにより、これらの項目は現地通貨における価値が変わらなかったとしても、円換算後の価値が影響を受ける可能性があります。

また、当社グループは、日本をはじめとする世界各国の生産拠点で生産活動を行っており、その製品を複数の国に輸出しています。各国における生産及び販売では、外貨建で購入する原材料や販売する製品があります。したがって、為替レートの変動は、購入する原材料の価格や販売価格の設定に影響し、その結果、当社グループの業績及び財務状況に影響を与えます。

(12) 退職給付債務

当社グループの退職給付費用及び債務は、年金資産の運用収益率や割引率等の数理計算上の前提に基づいて計算されています。年金資産の運用環境の悪化により前提と実績に乖離が生じた場合等は、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(13) 固定資産の価値下落

当社グループが保有している固定資産について、時価下落・収益性の低下等に伴い資産価値が低下した場合は、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(14) 情報セキュリティ

当社グループの事業活動における情報システムの重要性は非常に高まっており、システムやデータ等の情報資産の保護に努めていますが、それにもかかわらず、災害、ハッカーやコンピュータウィルスによる攻撃、不正アクセスその他不測の事態により、重要な業務の中断や機密データの漏洩などが発生した場合、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 技術援助契約等

契約会社名	相手方	契約の内容	契約期間	対価
旭硝子株 (当社)	アサヒマス板硝子 (インドネシア共和 国、ジャカルタ市)	フロート板ガラス製 造技術の提供	1993年1月1日より10 年間 (以降毎年1年ず つ更新)	頭金のほか、契約期 間中、正味売上高に 一定率を乗じた金額 の支払いを受ける。

6 【研究開発活動】

当社グループでは、経営方針**AGC plus**として“投資家の皆様に「企業価値」をプラスする”ことを掲げ、その実現のために売上の拡大と資産効率の向上を進めています。研究開発領域においても「2025年のありたい姿」の実現に向けて、ガラス、化学品、ディスプレイ、セラミックスといった「コア事業」における研究開発で安定的な収益の基盤づくりに貢献するとともに、モビリティ、エレクトロニクス、ライフサイエンスをターゲット領域とする「戦略事業」についての開発活動にも重点的に注力して、技術力の向上、売上高の拡大に努めてまいります。

具体的には、携帯端末のカバーガラス等に用いられる化学強化用特殊ガラスの開発とディスプレイ以外（自動車内装や建築、照明等）への用途展開、地球温暖化への影響を大幅に抑制する空調機器向け新冷媒等の開発、ガラス・化学・セラミックス技術の融合による高付加価値商品（ディスプレイ関連部材や省エネ効果の高い自動車用調光ガラス等）の開発、フッ素・化学分野における医農薬原体の開発等、今後拡大が見込まれる分野での研究開発活動をより強化して進めております。

こうした活動を推進するため、2016年1月に、コーポレートの研究開発活動の担い手である技術本部について、従来組織の抜本的な見直しを行いました。具体的には、革新的な基盤技術の創出と、最先端のIT技術や高度な解析技術等の共通基盤技術を担当する先端技術研究所、マーケット視点からの新商品の創出、商品技術課題の解決を推進する商品開発研究所、設備の投資執行と維持管理、生産技術の開発・課題解決・改良を実践する生産技術部を新設し、知的財産の調査・分析・出願・権利化・権利行使と知財戦略策定・推進を主たる業務とする知的財産部とあわせて再編しました（2018年1月に知的財産部は技術本部から独立）。この再編により、競争力のある革新的な基盤技術の開発に集中し、マーケット視点に立って多様性を融合した新商品開発を推進するとともに、プロセス技術、設備技術といった広義の生産技術を開発・設計段階から一体化させ、競争力のある本質・コストの実現を推進することとしています。また、各事業部には現行事業及びその周辺における新商品・新品種開発、生産技術改良、お客様への技術サービス等を担当する研究開発部署を設置しており、実際の活動においては、各組織が相互連携のもとに一体化することによって、効果的かつ効率的な研究開発活動を進めています。なお、2017年2月、これまで分散していた基盤技術開発、新商品開発、プロセス開発拠点を集約し新研究棟を建設することを決定し、新たな研究開発体制の構築により、研究開発スピードの大幅向上とオープンイノベーションの実現を図ります。新たな研究開発体制は2020年6月よりスタートする予定です。

また当社では、必要に応じ、共同研究や委託研究、または国が行う大型プロジェクトへの参画等を活用することで、効率的な開発推進を図っております。例えば、2017年4月、東京大学工学系研究科の化学生命工学専攻全体と包括的共同研究を行う社会連携講座「フッ素および有機化学融合材料・生命科学講座」を開設しました。また、ユニークな産学連携システムとして、共同研究テーマを公募する「リサーチコラボレーション制度」も導入し、国内の大学・公的研究機関との共同研究を継続的に進めています。

さらに北米、欧州及び東南アジアに駐在員を配置し、海外大学や研究機関等への積極的な情報収集活動を行うとともに、当社グループとのシナジーが期待できる技術を保有するベンチャー企業の探索を行っております。

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費は43,912百万円でした。当連結会計年度における各事業部門別の研究開発課題と研究成果及び研究開発費は次のとおりです。

(1) コーポレート

コーポレートが担当している研究開発には、技術プラットフォームの強化拡大を目指した長期的・基礎的な研究開発と、新規事業の創出を目指した研究開発があります。また上記の戦略に基づいた全社的な研究開発体制の構築もコーポレートが策定・調整しております。コーポレートが担当しているテーマとしては、高度な解析技術等の共通基盤技術の開発、既存事業及び新事業に資する材料技術の開発等があります。

当連結会計年度における、コーポレートの研究開発費は16,774百万円でした。

(2) ガラス

当事業の研究開発部門では、板ガラスや自動車用ガラスに関する商品設計や新技術開発、生産技術開発を行っております。また、省エネ効果の高い建築用ガラスや自動車用ガラスに関する技術開発を行っております。

当連結会計年度における、当事業部門に係る研究開発費は7,464百万円でした。

(3) 電子

当事業の研究開発部門では、全ての薄型ディスプレイ商品に対応する表示デバイス用ガラスを提供している世界で唯一のガラスメーカーとしてお客様のご期待に沿うべく、ガラス溶解・成形・研磨・検査等の生産技術開発に注力しております。さらに、その他にも多岐にわたる研究開発テーマがあり、主に半導体製造装置用部材、ディスプレイ関連部材、光電子部材等に関する新商品・新技術・生産技術の開発を行っております。

当連結会計年度における、当事業部門に係る研究開発費は9,575百万円でした。

(4) 化学品

当事業の研究開発部門では、**AGC plus**が掲げる“世の中に「安心・安全・快適」をプラスする”素材・ソリューションを提供すべく、フッ素化学、高分子化学、無機化学、電気化学等の基盤技術を生かした新商品・新技術の開発を行っております。特に、環境に配慮した製品やプロセスの開発に注力している他、医農薬中間体・原体分野の開発も進めております。

当連結会計年度における、当事業部門に係る研究開発費は7,278百万円でした。

(5) セラミックス・その他

上記以外の事業部門における当連結会計年度の研究開発費は2,818百万円でした。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 3 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 財政状態

① 資産

当連結会計年度末の資産は、前連結会計年度末比2,471億円（12.5%）増の22,286億円となりました。これは主に、CMCバイオロジックス社、ビニタイ社の買収に伴うのれん、有形固定資産及び無形資産等の増加によるものであります。

② 負債

当連結会計年度末の負債は、前連結会計年度末比1,260億円（15.5%）増の9,387億円となりました。これは主に、CMCバイオロジックス社、ビニタイ社を買収したことによるものであります。

③ 資本

当連結会計年度末の資本は、前連結会計年度末比1,212億円（10.4%）増の12,899億円となりました。これは主に、当期純利益の計上によって利益剰余金が増加したことに加え、ビニタイ社の買収に伴い非支配持分が増加したことによるものであります。

④ 資金の状況

当社グループの資金の状況につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

(3) 経営成績

当連結会計年度の売上高は、各事業の出荷数量増および買収した企業を連結化したことにより、前連結会計年度比1,810億円（14.1%）増の14,635億円となりました。売上原価は、前連結会計年度比1,270億円（13.6%）増の10,606億円となりました。売上原価率については、前連結会計年度比0.3ポイント改善の72.5%となりました。当連結会計年度の営業利益は、前連結会計年度比234億円（24.3%）増の1,196億円、営業利益率は前連結会計年度比で0.7ポイント改善の8.2%となりました。当連結会計年度の税引前利益は、前連結会計年度比469億円（69.4%）増の1,144億円になりました。税引前利益率は前連結会計年度比で2.6ポイント改善の7.8%となりました。

当連結会計年度の親会社の所有者に帰属する当期純利益は、前連結会計年度比で218億円（45.9%）増の692億円となりました。また、当連結会計年度の基本的1株当たり当期純利益は302.12円となりました。

なお、セグメント別の売上高及び営業利益の概況に関しましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要」に記載しております。

(4) 財務方針

当社グループは、中期経営計画に則り、持続的な業績成長のための成長基盤の構築や事業体質・競争力の強化に取り組み、資産効率を高めながら株主価値の継続的な向上に努めております。また、今後の成長のために必要な設備及び研究開発活動に投資するために、適切な資金確保を行い、最適な流動性を保持し、健全なバランスシートを維持することを財務方針としております。

資金調達活動については、当社グループを取り巻く金融情勢に機動的に対応し、金融機関借入、社債発行、コーポレート・ペーパー発行等、多様な手段により、より安定的で低コストの資金調達を目指しております。

資金の流動性については、現金及び現金同等物に加え、主要金融機関とコミットメントライン契約を締結しており、現在必要とされる資金水準を充分満たす流動性を保持していると考えております。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの将来の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えるリスク要因については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループにおける当連結会計年度の設備投資は、グループ全体で1,651億円となりました。セグメント別の概要は以下のとおりです。

ガラスにおいては、モロッコにおける自動車用ガラス生産拠点の新設等で638億円の設備投資を実施しました。

電子においては、中国における液晶用ガラス基板製造設備の建設等で480億円の設備投資を実施しました。

化学品においては、インドネシアにおけるクロールアルカリ事業の収益力向上のための発電所建設等で505億円の設備投資を実施しました。

これらの設備投資の所要資金は、自己資金、借入金、コマーシャル・ペーパー及び社債の発行により賄いました。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2017年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物及び構 築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
関西工場尼崎事業所 (兵庫県尼崎市)	電子	電子用ガラス 製造設備	7,358	9,599	1,073 (204)	253	18,283	124
関西工場高砂事業所 (兵庫県高砂市)	電子	電子用ガラス 製造設備	14,197	24,069	508 (430)	1,028	39,804	386
京浜工場 (横浜市鶴見区)	ガラス、電子、 セラミックス・ その他	板ガラス、自動 車用、電子用ガ ラス製造設備	10,475	11,676	997 (277)	1,220	24,369	776
千葉工場 (千葉市原市)	化学品	化学品製造設備	14,952	17,487	5,736 (793)	1,042	39,218	1,041
愛知工場 (愛知県知多郡武豊町 及び豊田市)	ガラス	板ガラス、 自動車用ガラス 製造設備	10,903	15,253	2,708 (646)	3,447	32,313	1,032
鹿島工場 (茨城県神栖市)	ガラス、化学品	板ガラス、化学 品製造設備	9,108	12,766	2,565 (849)	643	25,084	580
相模工場 (神奈川県愛甲郡愛川 町)	ガラス	自動車用ガラス 製造設備	2,267	3,149	2,230 (114)	648	8,296	459
本社 (東京都千代田区)	セラミックス・ その他	その他設備	5,390	5,731	9,480 (586)	8,315	28,918	1,294
中央研究所 (横浜市神奈川区)	セラミックス・ その他	その他設備	2,291	2,741	502 (68)	601	6,135	563

注 各事業所の内容には管轄の厚生施設等を含んでおります。

(2) 国内子会社

2017年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
AGCグラスプロ ダクツ㈱	鹿島工場 (茨城県神栖 市) 他	ガラス	建築用加工 ガラス製造 設備	1,195	2,359	510 (46)	415	4,480	820 [115]
AGCテクノグラ ス㈱	静岡工場 (静岡県榛原 郡) 他	電子	照明用・ 光学用・理 化医療用製 品製造設備	942	5,506	5,614 (326)	145	12,208	375 [50]
伊勢化学工業㈱	白里工場 (千葉県大網 白里市) 他	化学品	ヨウ素製品 製造設備	3,806	3,499	1,737 (240)	584	9,628	266
AGCセラミック ス㈱ (注3)	高砂工場 (兵庫県高砂 市)	セラミック ス・その他	セラミック ス製品製造 設備	1,144	853	- (-)	46	2,044	228

(3) 在外子会社

2017年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
AGCガラス・ヨ ーロッパグループ	Moustier Plant (Moustier, Belgium) 他	ガラス	板ガラス・ 自動車用 ガラス製造 設備	59,966	94,644	12,103 (8,740)	12,739	179,453	16,527
AGCフラットガ ラス・ノースアメ リカグループ	Greenland Plant (Tennessee, U.S.A.) 他	ガラス	板ガラス・ 自動車用 ガラス製造 設備	6,054	23,376	707 (3,419)	3,078	33,217	3,429 [416]
AGCディスプレ イグラス台湾	雲林工場 (Yunlin hsien, Taiwan) 他	電子	電子用 ガラス製造 設備	35,537	68,018	8,261 (250)	1,359	113,176	1,889
アサヒマス・ケミ カル	Anyer Plant (West Java, Indonesia)	化学品	化学品 製造設備	13,967	43,354	4,788 (994)	423	62,533	1,262 [410]

注 1 帳簿価額の「その他」の内訳は、工具、器具及び備品、リース資産並びに無形固定資産であり、建設仮勘定は含んでおりません。

2 土地面積には借地は含んでおりません。

3 当該事業所は事業用地の全てにつき、提出会社から賃借しております。

4 [] 内は臨時従業員数であり、年間の平均人員数を外数で記載しております。
(従業員数の10%以上の場合のみ記載しております。)

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、経済情勢、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して実施しておりますが、当社グループは国内外において多種多様な事業を行っており、当連結会計年度末時点ではその設備の新設・拡充等の計画を個々のプロジェクトごとに決定しておりません。また、第94期におけるセグメントごとの計画金額も決定しておりません。

なお、当連結会計年度後1年間の設備投資計画は、2,200億円であります。

注 1 金額には消費税等を含んでおりません。

2 第94期における設備の除却は、経常的な設備の更新のための除却を計画しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

注 2017年3月30日開催の第92回定時株主総会の決議により、2017年7月1日付で株式併合（5株を1株に併合）に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は1,600,000,000株減少し、400,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2017年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2018年3月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	235,177,781	235,177,781	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式であります。また、 単元株式数は100株 であります。
計	235,177,781	235,177,781	—	—

注 2017年3月30日開催の第92回定時株主総会の決議により、2017年7月1日付で株式併合（5株を1株に併合）を行ったため、発行済株式総数は940,711,124株減少し、235,177,781株となっております。また、2016年10月31日開催の取締役会の決議により、2017年7月1日付で単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

なお、2017年3月30日開催の第92回定時株主総会の決議により、2017年7月1日付で株式併合（5株を1株に併合）を行いました。また、2016年10月31日開催の取締役会の決議により、2017年7月1日付で単元株式数を1,000株から100株に変更しました。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」について所要の調整をしています。

2007年6月13日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション (2007年7月2日発行))

	事業年度末現在 (2017年12月31日)	提出日の前月末現在 (2018年2月28日)
新株予約権の数 (個)	76	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	15,200 (新株予約権1個につき200株) (注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2007年7月3日～ 2037年7月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 7,231 資本組入額 3,616	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。
- 2 2007年7月2日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「対象者」という。）は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10年間に限り（ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。）、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約（以下、「割当契約」という。）に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の①、②又は③に定める場合（ただし、②については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り（ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。）、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- ①対象者が2032年7月2日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2032年7月3日から2037年7月2日
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- ③対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合（ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。）
権利行使開始日から1年間

- (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
- (5) 対象者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (v) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (viii) 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

	事業年度末現在 (2017年12月31日)	提出日の前月末現在 (2018年2月28日)
新株予約権の数 (個)	103	95
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	20,600 (新株予約権1個につき200株) (注2)	19,000 (新株予約権1個につき200株) (注2)
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2008年7月2日～ 2038年7月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 5,031 資本組入額 2,516	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。

- 2 2008年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割 (当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。) 又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数 (以下、「付与株式数」という。) を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割 (又は株式併合) の比率}$$

- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者 (以下、「対象者」という。) は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日 (以下、「権利行使開始日」という。) から10年間に限り (ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約 (以下、「割当契約」という。) に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の①、②又は③に定める場合 (ただし、②については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。) には、それぞれに定める期間内に限り (ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- ①対象者が2033年7月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2033年7月2日から2038年7月1日
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合 (株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- ③対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合 (ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
- (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
- (5) 対象者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

- 注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (v) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (viii) 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

	事業年度末現在 (2017年12月31日)	提出日の前月末現在 (2018年2月28日)
新株予約権の数(個)	364	337
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	72,800 (新株予約権1個につき200株)(注2)	67,400 (新株予約権1個につき200株)(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2009年7月2日～ 2039年7月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,436 資本組入額 1,218	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。

- 2 2009年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の①、②又は③に定める場合(ただし、②については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- ①対象者が2034年7月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2034年7月2日から2039年7月1日
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- ③対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
- (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(viii) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

	事業年度末現在 (2017年12月31日)	提出日の前月末現在 (2018年2月28日)
新株予約権の数(個)	311	301
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	62,200 (新株予約権1個につき200株)(注2)	60,200 (新株予約権1個につき200株)(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2010年7月2日～ 2040年7月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,101 資本組入額 1,551	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。

- 2 2010年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の①、②又は③に定める場合(ただし、②については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- ①対象者が2035年7月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2035年7月2日から2040年7月1日まで
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- ③対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
- (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

- 注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (v) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (viii) 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2010年3月30日定時株主総会決議及び2010年6月9日取締役会決議
(通常型ストックオプション (2010年9月1日発行))

	事業年度末現在 (2017年12月31日)	提出日の前月末現在 (2018年2月28日)
新株予約権の数(個)	180	170
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	36,000 (新株予約権1個につき200株)(注2)	34,000 (新株予約権1個につき200株)(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき4,310円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2013年9月1日～ 2019年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,514 資本組入額 2,757	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。
- 2 2010年9月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

- 3 2010年9月1日以降、次の(i)又は(ii)の事由が生じる場合、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、それぞれ次に定める方法により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

- (i) 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合
行使価額を次の算式により調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

- (ii) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(当該新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使又は当社による新株予約権付社債の取得と引換えにより行われる場合を除く。)

行使価額を次の算式により調整する。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

- 4 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位を失った後も、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- (3) 対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (5) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

- 注 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (v) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (viii) 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

	事業年度末現在 (2017年12月31日)	提出日の前月末現在 (2018年2月28日)
新株予約権の数(個)	369	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	73,800 (新株予約権1個につき200株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2011年7月2日～ 2041年7月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,101 資本組入額 1,551	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注4)	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。

- 2 2011年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の①、②又は③に定める場合(ただし、②については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- ①対象者が2036年7月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2036年7月2日から2041年7月1日まで
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- ③対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
- (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

- 注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (v) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (viii) 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2011年3月30日定時株主総会決議及び2011年6月8日取締役会決議
(通常型ストックオプション (2011年7月1日発行))

	事業年度末現在 (2017年12月31日)	提出日の前月末現在 (2018年2月28日)
新株予約権の数(個)	176	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	35,200 (新株予約権1個につき200株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき4,820円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2014年7月1日～ 2020年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 6,101 資本組入額 3,051	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。
- 2 2011年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$
- 3 2011年7月1日以降、次の(i)又は(ii)の事由が生じる場合、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、それぞれ次に定める方法により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
- (i) 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合
行使価額を次の算式により調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$
- (ii) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(当該新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使又は当社による新株予約権付社債の取得と引換えにより行われる場合を除く。)
行使価額を次の算式により調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} + \text{既発行株式数}}{\text{新規発行(処分)前の株価} + \text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$
- なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- 4 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位を失った後も、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
(3) 対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
(5) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(viii) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

	事業年度末現在 (2017年12月31日)	提出日の前月末現在 (2018年2月28日)
新株予約権の数(個)	930	917
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	186,000 (新株予約権1個につき200株)(注2)	183,400 (新株予約権1個につき200株)(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2012年7月3日～ 2042年7月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,266 資本組入額 633	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。

- 2 2012年7月2日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の①、②又は③に定める場合(ただし、②については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- ①対象者が2037年7月2日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2037年7月3日から2042年7月2日まで
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- ③対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
- (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(viii) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2012年3月29日定時株主総会決議及び2012年6月6日取締役会決議
(通常型ストックオプション (2012年7月2日発行))

	事業年度末現在 (2017年12月31日)	提出日の前月末現在 (2018年2月28日)
新株予約権の数(個)	169	165
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	33,800 (新株予約権1個につき200株)(注2)	33,000 (新株予約権1個につき200株)(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき2,810円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2015年7月2日～ 2021年7月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,353 資本組入額 1,677	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。
- 2 2012年7月2日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$
- 3 2012年7月2日以降、次の(i)又は(ii)の事由が生じる場合、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、それぞれ次に定める方法により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
- (i) 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合
行使価額を次の算式により調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$
- (ii) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(当該新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使又は当社による新株予約権付社債の取得と引換えにより行われる場合を除く。)
行使価額を次の算式により調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$
- なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- 4 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位を失った後も、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
(3) 対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
(5) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(viii) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

	事業年度末現在 (2017年12月31日)	提出日の前月末現在 (2018年2月28日)
新株予約権の数(個)	227	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	45,400 (新株予約権1個につき200株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2013年3月27日～ 2043年3月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,771 資本組入額 886	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。

- 2 2013年3月26日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の①、②又は③に定める場合(ただし、②については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- ①対象者が2038年3月26日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2038年3月27日から2043年3月26日まで
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- ③対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
- (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(viii) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

	事業年度末現在 (2017年12月31日)	提出日の前月末現在 (2018年2月28日)
新株予約権の数(個)	537	527
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	107,400 (新株予約権1個につき200株)(注2)	105,400 (新株予約権1個につき200株)(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2013年7月2日～ 2043年7月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,776 資本組入額 888	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。

- 2 2013年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の①、②又は③に定める場合(ただし、②については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- ①対象者が2038年7月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2038年7月2日から2043年7月1日まで
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- ③対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
- (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(viii) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2013年3月28日定時株主総会決議及び2013年6月6日取締役会決議
(通常型ストックオプション (2013年7月1日発行))

	事業年度末現在 (2017年12月31日)	提出日の前月末現在 (2018年2月28日)
新株予約権の数(個)	296	282
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	59,200 (新株予約権1個につき200株)(注2)	56,400 (新株予約権1個につき200株)(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき3,805円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2016年7月1日～ 2022年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,497 資本組入額 2,249	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。
- 2 2013年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$
- 3 2013年7月1日以降、次の(i)又は(ii)の事由が生じる場合、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、それぞれ次に定める方法により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
- (i) 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合
行使価額を次の算式により調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$
- (ii) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(当該新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使又は当社による新株予約権付社債の取得と引換えにより行われる場合を除く。)
行使価額を次の算式により調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$
- なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- 4 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位を失った後も、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
(3) 対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
(5) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(viii) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

	事業年度末現在 (2017年12月31日)	提出日の前月末現在 (2018年2月28日)
新株予約権の数(個)	619	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	123,800 (新株予約権1個につき200株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2014年7月2日～ 2044年7月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,941 資本組入額 971	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。

- 2 2014年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の①、②又は③に定める場合(ただし、②については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- ①対象者が2039年7月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2039年7月2日から2044年7月1日まで
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- ③対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
- (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

- 注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (v) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (viii) 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2014年3月28日定時株主総会決議及び2014年6月12日取締役会決議
(通常型ストックオプション (2014年7月1日発行))

	事業年度末現在 (2017年12月31日)	提出日の前月末現在 (2018年2月28日)
新株予約権の数(個)	248	243
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	49,600 (新株予約権1個につき200株)(注2)	48,600 (新株予約権1個につき200株)(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき3,035円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2017年7月1日～ 2023年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,851 資本組入額 1,926	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。
- 2 2014年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$
- 3 2014年7月1日以降、次の(i)又は(ii)の事由が生じる場合、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、それぞれ次に定める方法により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
- (i) 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合
行使価額を次の算式により調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$
- (ii) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(当該新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使又は当社による新株予約権付社債の取得と引換えにより行われる場合を除く。)
行使価額を次の算式により調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$
- なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- 4 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位を失った後も、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
(3) 対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
(5) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(viii) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

	事業年度末現在 (2017年12月31日)	提出日の前月末現在 (2018年2月28日)
新株予約権の数(個)	24	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,800 (新株予約権1個につき200株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2015年1月28日～ 2045年1月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,981 資本組入額 991	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。

- 2 2015年1月27日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
(3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の①、②又は③に定める場合(ただし、②については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
①対象者が2040年1月27日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2040年1月28日から2045年1月27日まで
②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
③対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
(4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。

- (5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。
- 注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (v) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (viii) 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

	事業年度末現在 (2017年12月31日)	提出日の前月末現在 (2018年2月28日)
新株予約権の数(個)	451	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	90,200 (新株予約権1個につき200株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2015年7月2日～ 2045年7月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,591 資本組入額 1,296	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。

- 2 2015年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の①、②又は③に定める場合(ただし、②については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- ①対象者が2040年7月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2040年7月2日から2045年7月1日まで
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- ③対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
- (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

- 注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (v) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (viii) 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2015年3月27日定時株主総会決議及び2015年6月3日取締役会決議
(通常型ストックオプション (2015年7月1日発行))

	事業年度末現在 (2017年12月31日)	提出日の前月末現在 (2018年2月28日)
新株予約権の数(個)	368	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	73,600 (新株予約権1個につき200株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき4,000円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2018年7月1日～ 2024年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,708 資本組入額 2,354	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注5)	同左

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。
- 2 2015年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$
- 3 2015年7月1日以降、次の(i)又は(ii)の事由が生じる場合、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、それぞれ次に定める方法により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
- (i) 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合
行使価額を次の算式により調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$
- (ii) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(当該新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使又は当社による新株予約権付社債の取得と引換えにより行われる場合を除く。)
行使価額を次の算式により調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$
- なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- 4 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位を失った後も、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
(3) 対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
(5) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(viii) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

	事業年度末現在 (2017年12月31日)	提出日の前月末現在 (2018年2月28日)
新株予約権の数(個)	61	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,200 (新株予約権1個につき200株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2016年2月23日～ 2046年2月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,656 資本組入額 828	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注4)	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。

- 2 2016年2月22日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の①、②又は③に定める場合(ただし、②については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- ①対象者が2041年2月22日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2041年2月23日から2046年2月22日まで
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- ③対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
- (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。

- (5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。
- 注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (v) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (viii) 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

	事業年度末現在 (2017年12月31日)	提出日の前月末現在 (2018年2月28日)
新株予約権の数(個)	696	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	139,200 (新株予約権1個につき200株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2016年7月2日～ 2046年7月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,711 資本組入額 856	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。

- 2 2016年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の①、②又は③に定める場合(ただし、②については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- ①対象者が2041年7月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2041年7月2日から2046年7月1日まで
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- ③対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
- (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

- 注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (v) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (viii) 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2016年3月30日定時株主総会決議及び2016年6月7日取締役会決議
(通常型ストックオプション (2016年7月1日発行))

	事業年度末現在 (2017年12月31日)	提出日の前月末現在 (2018年2月28日)
新株予約権の数(個)	380	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	76,000 (新株予約権1個につき200株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき3,260円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2019年7月1日～ 2025年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,672 資本組入額 1,836	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注5)	同左

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。
- 2 2016年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$
- 3 2016年7月1日以降、次の(i)又は(ii)の事由が生じる場合、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、それぞれ次に定める方法により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
- (i) 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合
行使価額を次の算式により調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$
- (ii) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(当該新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使又は当社による新株予約権付社債の取得と引換えにより行われる場合を除く。)
行使価額を次の算式により調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$
- なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- 4 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位を失った後も、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
(3) 対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
(5) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(viii) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2017年2月7日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション (2017年3月24日発行))

	事業年度末現在 (2017年12月31日)	提出日の前月末現在 (2018年2月28日)
新株予約権の数(個)	121	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,200 (新株予約権1個につき200株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2017年3月25日～ 2047年3月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,381 資本組入額 1,691	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。

- 2 2017年3月24日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の①、②又は③に定める場合(ただし、②については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- ①対象者が2042年3月24日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2042年3月25日から2047年3月24日まで
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- ③対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
- (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

- 注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (v) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (viii) 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

	事業年度末現在 (2017年12月31日)	提出日の前月末現在 (2018年2月28日)
新株予約権の数(個)	301	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,200 (新株予約権1個につき200株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2017年7月4日～ 2047年7月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,556 資本組入額 1,778	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。

- 2 2017年7月3日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の①、②、③又は④に定める場合(ただし、②については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- ①対象者が2042年7月3日に至るまでに権利行使開始日を迎えていなかった場合
2042年7月4日から2047年7月3日まで
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- ③対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
- ④対象者が当社の執行役員の地位を喪失した後に、当社の監査役に就任した場合
当社監査役としての地位を喪失した日の翌日から10年間
- (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(viii) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2017年5月31日 (注1)	△10,817	1,175,888	—	90,873	—	91,164
2017年7月1日 (注2)	△940,711	235,177	—	90,873	—	91,164

注 1 自己株式の消却による減少であります。

2 2017年7月1日付で株式併合（5株を1株に併合）を行ったことによるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2017年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その 他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	—	141	54	1,061	670	24	47,110	49,060	—
所有株式数 （単元）	—	822,374	121,881	266,298	681,170	95	454,449	2,346,267	551,081
所有株式数 の割合 （%）	—	35.05	5.19	11.35	29.04	0.00	19.37	100.00	—

注 自己株式9,204,032株は「個人その他」に92,040単元及び「単元未満株式の状況」に32株を含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

2017年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	14,610	6.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	〃 中央区晴海一丁目8番11号	10,868	4.62
明治安田生命保険相互会社(常任代理人資産管理サービス信託銀行株式会社)	〃 千代田区丸の内二丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	9,615	4.09
パークレイズ証券株式会社	〃 港区六本木六丁目10番1号	6,048	2.57
公益財団法人旭硝子財団(注2)	〃 千代田区四番町5番3号	5,020	2.13
三菱地所株式会社	〃 千代田区大手町一丁目6番1号	4,540	1.93
東京海上日動火災保険株式会社	〃 千代田区丸の内一丁目2番1号	4,393	1.87
旭硝子取引先持株会	〃 千代田区丸の内一丁目5番1号	4,136	1.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	〃 中央区晴海一丁目8番11号	3,977	1.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	〃 中央区晴海一丁目8番11号	3,898	1.66
計	—	67,108	28.54

注 1 上記のほか、当社が保有している自己株式が9,204,032株あります。

2 公益財団法人旭硝子財団は、1934年に当社の創立25周年を記念して設立された公益法人で、次の時代を拓く科学・技術に関する調査・研究、国際会議に対し必要な助成等を行うとともに、地球環境問題における顕著な業績に対する顕彰を行っております。

3 ブラックロック・ジャパン株式会社及び共同保有者6名から、2017年3月22日付で、株券等の大量報告に関する報告書が提出されておりますが、当社として2017年12月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。なお、当該報告書による2017年3月15日現在の株式所有状況は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合 (%)
ブラックロック・ジャパン株式会社	20,157	1.70
ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インク	1,348	0.11
ブラックロック・ライフ・リミテッド	2,564	0.22
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド	4,295	0.36
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	13,333	1.12
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エス、エイ	16,782	1.41
ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユーケー)リミテッド	2,344	0.20
計	60,824	5.13

(注) 当社は、2017年7月1日付で株式併合(普通株式5株を1株)を行いました。上記の所有株式数は、株式併合前の株式数にて記載しています。

- 4 株式会社三菱東京UFJ銀行及び共同保有者3名から、2017年6月5日付で、株券等の大量保有に関する変更報告書が提出されておりますが、当社として2017年12月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。なお、当該報告書による2017年5月29日現在の株式所有状況は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	22,186	1.87
三菱UFJ信託銀行株式会社	65,281	5.50
三菱UFJ国際投信株式会社	6,117	0.52
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	1,687	0.14
計	95,271	8.03

(注) 当社は、2017年7月1日付で株式併合(普通株式5株を1株)を行いました。上記の所有株式数は、株式併合前の株式数にて記載しています。

- 5 株式会社みずほ銀行及び共同保有者2名から、2017年10月6日付で、株券等の大量保有に関する報告書が提出されておりますが、当社として2017年12月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。なお、当該報告書による2017年9月29日現在の株式所有状況は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
株式会社みずほ銀行	2,491	1.06
みずほ証券株式会社	1,057	0.45
アセットマネジメントOne株式会社	8,516	3.62
計	12,065	5.13

- 6 バークレイズ証券株式会社及び共同保有者1名から、2017年12月1日付で、株券等の大量保有に関する報告書が提出されておりますが、当社として2017年12月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。なお、当該報告書による2017年11月27日現在の株式所有状況は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
バークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド	7,026	2.99
バークレイズ証券株式会社	6,040	2.57
計	13,067	5.56

なお、バークレイズ証券株式会社及び共同保有者1名から、2018年1月11日付で、株券等の大量保有に関する変更報告書が提出されております。当該報告書による2018年1月8日現在の株式所有状況は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
バークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド	6,518	2.77
バークレイズ証券株式会社	2,016	0.86
計	8,535	3.63

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2017年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 9,204,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。
	(相互保有株式) 普通株式 48,900	—	同上
完全議決権株式 (その他)	普通株式 225,373,800	2,253,738	同上
単元未満株式	普通株式 551,081	—	同上
発行済株式総数	235,177,781	—	—
総株主の議決権	—	2,253,738	—

注 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式及び相互保有株式が次のとおり含まれております。

自己保有株式	32株
相互保有株式 共栄商事株式会社	40株

② 【自己株式等】

2017年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 旭硝子株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	9,204,000	—	9,204,000	3.91
(相互保有株式) 共栄商事株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目7番1号	48,900	—	48,900	0.02
計	—	9,252,900	—	9,252,900	3.93

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。
当該制度の内容は次のとおりであります。

2007年6月13日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション (2007年7月2日発行))

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役(社外取締役を除く。)及び当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2007年6月13日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2007年6月13日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)4名及び当社取締役を兼務しない当社執行役員22名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2008年6月11日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション (2008年7月1日発行))

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役(社外取締役を除く。)及び当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2008年6月11日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2008年6月11日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)4名及び当社取締役を兼務しない当社執行役員22名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2009年6月10日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション (2009年7月1日発行))

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役(社外取締役を除く。)及び当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2009年6月10日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2009年6月10日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)4名及び当社取締役を兼務しない当社執行役員20名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2010年6月9日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション (2010年7月1日発行))

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役(社外取締役を除く。)及び当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2010年6月9日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2010年6月9日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)4名及び当社取締役を兼務しない当社執行役員21名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2010年3月30日定時株主総会決議及び2010年6月9日取締役会決議

(通常型ストックオプション (2010年9月1日発行))

会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2010年3月30日開催の第85回定時株主総会の決議に基づき、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員等に対し、新株予約権を発行することが、2010年6月9日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2010年3月30日(定時株主総会)及び 2010年6月9日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員35名並びに当社子会社の取締役2名及び従業員6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2011年6月8日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション (2011年7月1日発行))

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役(社外取締役を除く。)及び当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2011年6月8日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2011年6月8日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)4名及び当社取締役を兼務しない当社執行役員20名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2011年3月30日定時株主総会決議及び2011年6月8日取締役会決議

(通常型ストックオプション (2011年7月1日発行))

会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2011年3月30日開催の第86回定時株主総会の決議に基づき、当社の従業員に対し、新株予約権を発行することが、2011年6月8日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2011年3月30日(定時株主総会)及び 2011年6月8日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員36名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2012年6月6日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション (2012年7月2日発行))

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役(社外取締役を除く。)及び当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2012年6月6日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2012年6月6日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)4名及び当社取締役を兼務しない当社執行役員19名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2012年3月29日定時株主総会決議及び2012年6月6日取締役会決議

(通常型ストックオプション (2012年7月2日発行))

会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2012年3月29日開催の第87回定時株主総会の決議に基づき、当社の従業員に対し、新株予約権を発行することが、2012年6月6日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2012年3月29日 (定時株主総会) 及び 2012年6月6日 (取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員68名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2013年2月7日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション (2013年3月26日発行))

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2013年2月7日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2013年2月7日 (取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2013年6月6日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション (2013年7月1日発行))

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役(社外取締役を除く。)及び当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2013年6月6日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2013年6月6日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)4名及び当社取締役を兼務しない当社執行役員19名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2013年3月28日定時株主総会決議及び2013年6月6日取締役会決議

(通常型ストックオプション (2013年7月1日発行))

会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2013年3月28日開催の第88回定時株主総会の決議に基づき、当社の従業員に対し、新株予約権を発行することが、2013年6月6日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2013年3月28日(定時株主総会)及び 2013年6月6日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員72名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2014年6月12日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション (2014年7月1日発行))

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役(社外取締役を除く。)及び当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2014年6月12日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2014年6月12日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)4名及び当社取締役を兼務しない当社執行役員18名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2014年3月28日定時株主総会決議及び2014年6月12日取締役会決議

(通常型ストックオプション (2014年7月1日発行))

会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2014年3月28日開催の第89回定時株主総会の決議に基づき、当社の従業員に対し、新株予約権を発行することが、2014年6月12日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2014年3月28日(定時株主総会)及び 2014年6月12日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員72名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2014年12月11日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション (2015年1月27日発行))

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2014年12月11日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2014年12月11日 (取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2015年6月3日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション (2015年7月1日発行))

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役(社外取締役を除く。)及び当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2015年6月3日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2015年6月3日 (取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)4名及び当社取締役を兼務しない当社執行役員20名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2015年3月27日定時株主総会決議及び2015年6月3日取締役会決議

(通常型ストックオプション (2015年7月1日発行))

会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2015年3月27日開催の第90回定時株主総会の決議に基づき、当社の従業員に対し、新株予約権を発行することが、2015年6月3日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2015年3月27日(定時株主総会)及び 2015年6月3日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員82名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2016年2月5日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション (2016年2月22日発行))

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2016年2月5日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2016年2月5日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2016年6月7日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション (2016年7月1日発行))

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役(社外取締役を除く。)及び当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2016年6月7日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2016年6月7日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)4名及び当社取締役を兼務しない当社執行役員22名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2016年3月30日定時株主総会決議及び2016年6月7日取締役会決議

(通常型ストックオプション (2016年7月1日発行))

会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2016年3月30日開催の第91回定時株主総会の決議に基づき、当社の従業員に対し、新株予約権を発行することが、2016年6月7日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2016年3月30日(定時株主総会)及び 2016年6月7日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員82名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2017年2月7日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション (2017年3月24日発行))

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2017年2月7日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2017年2月7日 (取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2017年6月13日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション (2017年7月3日発行))

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役(社外取締役を除く。)及び当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2017年6月13日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2017年6月13日 (取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く。)4名及び当社取締役を兼務しない当社執行役員20名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

当社は、2018年3月29日開催の第93回定時株主総会において、当社取締役及び執行役員（国内非居住者を除く。以下、「取締役等」という。）に対する新たな株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議しております。

① 本制度の概要

本制度は、役員報酬B I P（Board Incentive Plan）信託（以下、「B I P信託」という。）を用いた株式報酬制度です。B I P信託は、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）と同様に、役位や中期経営計画における業績目標の達成度等に応じて当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）を取締役等に交付及び給付（以下、「交付等」という。）する仕組みです。

② 信託契約の内容

- ・ 信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ・ 信託の目的 取締役等に対する株式報酬制度の導入
- ・ 委託者 当社
- ・ 受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
- ・ 受益者 取締役等のうち受益者要件を満たした者
- ・ 信託管理人 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
- ・ 信託契約日 2018年5月9日（予定）
- ・ 信託の期間 2018年5月9日（予定）～2021年5月末日（予定）
- ・ 制度開始日 2018年5月9日（予定）
- ・ 議決権行使 行使しない
- ・ 取得株式の種類 当社普通株式
- ・ 信託金の金額 15億円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）
- ・ 株式の取得時期 2018年5月11日（予定）～2018年5月末日（予定）
（決算期（四半期決算期を含む。）末日以前の5営業日から決算期末日までを除く。）
- ・ 株式の取得方法 株式市場より取得
- ・ 帰属権利者 当社
- ・ 残余財産 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

③ 信託・株式関連事務の内容

- ・ 信託関連事務 三菱UFJ信託銀行株式会社为本信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。
- ・ 株式関連事務 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が業務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。

④ 本信託に拠出される信託金の上限額及び本信託から交付等が行われる当社株式の上限数

本信託に拠出する信託金の上限額及び本信託から交付等が行われる当社株式（換価処分の対象となる株式を含む。）の上限数は、当社が掲げる中期経営計画の対象となる3事業年度を対象として、以下のとおりです。

- ・ 本信託に拠出する信託金の上限額 15億円（注1）
- ・ 本信託から交付等が行われる当社株式の上限数 37万2,000株（注2）

注 1 信託期間中の本信託による株式取得資金のほか信託報酬及び信託費用が含まれます。信託金のうち社外取締役分の株式取得資金の上限は、3事業年度を対象として合計2,500万円です。

2 このうち社外取締役分は、3事業年度を対象として6,000株です。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号、第155条第7号及び第155条第9号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号による取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (2017年2月7日) での決議状況 (取得期間 2017年2月8日～2017年3月24日)	15,000,000	10,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	10,817,000	9,999,119,115
残存決議株式の総数及び価額の総額	4,183,000	880,885
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	27.9	0.0
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	27.9	0.0

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (2017年10月31日) での決議状況 (取得期間 2017年11月1日～2018年1月19日)	5,000,000	15,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	3,199,600	14,999,680,500
残存決議株式の総数及び価額の総額	1,800,400	319,500
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	36.0	0.0
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	36.0	0.0

会社法第155条第9号による取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (2017年8月1日) での決議状況 (取得日 2017年8月2日)	4,651	買取単価に買取対象株式 の総数を乗じた金額
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	4,651	21,557,385
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	—	—

注 2017年7月1日付で株式併合 (5株を1株に併合) を実施しており、この株式併合により生じた1株に満たない端数について、会社法第235条第2項、第234条第4項及び第5項の規定に基づく自己株式の買取りを行ったものであり、買取単価は、買取日の東京証券取引所における当社普通株式の終値であります。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	32,950	49,039,965
当期間における取得自己株式	724	3,507,455

注 1 2017年7月1日付で株式併合（5株を1株に併合）を実施しており、当事業年度における取得自己株式32,950株の内訳は、株式併合前27,846株、株式併合後5,104株であります。

2 当期間における取得自己株式には、2018年3月1日から有価証券報告書を提出する日までの単元未満株式の買取請求によるものは含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	10,817,000	10,315,833,705	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (注)				
(株式併合による減少)	24,130,523	—	—	—
(新株予約権の権利行使)	248,800	382,026,064	20,200	95,752,940
(単元未満株式の買増請求による売渡)	1,201	1,732,637	—	—
保有自己株式数	9,204,032	—	9,184,556	—

注 1 2017年7月1日付で株式併合（5株を1株に併合）を実施しております。当事業年度における新株予約権の権利行使248,800株の内訳は、株式併合前211,000株、株式併合後37,800株、単元未満株式の買増請求による売渡1,201株の内訳は、株式併合前1,048株、株式併合後153株であります。

2 当期間における取得自己株式の処理状況及び保有状況には、2018年3月1日から有価証券報告書を提出する日までの新株予約権の権利行使及び単元未満株式の買増請求によるものは含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、利益の配分につきましては、現在の1株当たり年間配当額以上の継続を基本に、自己株取得を含めた連結総還元性向50%以上を目安とし、連結業績や将来の投資計画等も総合的に勘案しながら、積極的に株主の皆様への還元に努めていきたいと考えております。

当期の期末配当金は、当期の業績、経営環境、今後の事業展開等を勘案し、1株当たり55円としました。なお、当社は、2017年7月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を実施しました。株式併合実施後に換算すると、1株当たりの当期の中間配当金(10円)は50円となりますので、当該株式併合が期首に行われたと仮定した場合の年間配当金は、1株当たり105円となり、連結配当性向は34.8%となります。

また、2017年11月1日から2017年12月18日までに、当期の株主還元策として、自己株式3,199,600株(取得金額14,999,680,500円)を取得し、有価証券報告書提出日現在での当期の連結総還元性向は、56.2%となります。

内部留保につきましては、財務体質の強化を図りながら企業価値の継続的な向上のための研究開発や設備投資・投融资、M&Aなどに活用することを基本方針としています。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、定款に「当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日現在において株主名簿に記載又は記録された最終の株主又は登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)を行うことができる。」旨を定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2017年8月1日 取締役会決議	11,457	10.0
2018年3月29日 定時株主総会決議	12,428	55.0

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第89期	第90期	第91期	第92期	第93期
決算年月	2013年12月	2014年12月	2015年12月	2016年12月	2017年12月
最高(円)	832	653	843	844	1,009 (5,050)
最低(円)	569	522.1	564	487	798 (4,070)

注 1 株価は、東京証券取引所市場第一部の市場相場によるものであります。

2 2017年7月1日付で、株式併合(5株を1株に併合)を実施しており、第93期の株価については当該株式併合前の最高・最低株価を記載し、()内に当該株式併合後の最高・最低株価を記載しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2017年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	5,050	4,730	4,345	4,450	4,895	4,930
最低(円)	4,625	4,150	4,070	4,170	4,540	4,605

注 株価は、東京証券取引所市場第一部の市場相場によるものであります。

5 【役員 の 状 況】

男性 10名 女性 1名 (役員のうち女性の比率9.1%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役会長		石村 和彦	1954年 9月18日生	1979年4月 当社入社 2006年1月 当社執行役員 2007年1月 当社上席執行役員エレクトロニクス&エネ ルギー事業本部長 2008年3月 当社取締役兼社長執行役員C O O 2010年1月 当社取締役兼社長執行役員C E O 2015年1月 当社取締役会長 (現在に至る)	1年	283
代表取締役 社長執行役員C E O		島村 琢哉	1956年 12月25日生	1980年4月 当社入社 2009年1月 当社執行役員化学品カンパニー企画・管理 室長 2010年1月 当社執行役員化学品カンパニープレジデ ント 2013年1月 当社常務執行役員電子カンパニープレジデ ント 2015年1月 当社社長執行役員C E O 2015年3月 当社取締役兼社長執行役員C E O (現在に至る)	1年	90
代表取締役 専務執行役員	C T O 技術本部長	平井 良典	1959年 8月19日生	1987年4月 当社入社 2012年1月 当社執行役員事業開拓室長 2014年1月 当社常務執行役員技術本部長 2014年3月 当社取締役兼常務執行役員技術本部長 2016年1月 当社取締役兼常務執行役員C T O、技術本 部長 2018年1月 当社取締役兼専務執行役員C T O、技術本 部長 (現在に至る)	1年	57
代表取締役 専務執行役員	C F O C C O	宮地 伸二	1958年 11月4日生	1990年8月 当社入社 2010年1月 当社執行役員社長室経営企画グループリ ーダー 2012年11月 当社執行役員< A G Cフラットガラス・ノ ースアメリカ社 シニア・バイス・プレジ デント> 2013年2月 当社執行役員ガラスカンパニー北米事業本 部長 2013年10月 当社執行役員ガラスカンパニー戦略室長 2014年1月 当社執行役員電子カンパニーエレクトロニ クス事業本部長 2015年1月 当社常務執行役員社長室長 2015年3月 当社取締役兼常務執行役員社長室長 2016年1月 当社取締役兼常務執行役員C F O、経営企画 部長 2018年1月 当社取締役兼専務執行役員C F O、C C O (現在に至る)	1年	52
取締役		木村 宏	1953年 4月23日生	1976年4月 日本専売公社 (現日本たばこ産業株) 入社 1999年6月 同社取締役 2001年6月 同社取締役退任 2005年6月 同社取締役 2006年6月 同社取締役社長 2012年6月 同社取締役会長 2013年3月 当社取締役 (現在に至る) 2014年6月 日本たばこ産業株特別顧問 2016年7月 同社顧問	1年	32
取締役		江川 雅子	1956年 9月7日生	1980年4月 シティバンク、エヌ・エイ東京支店入社 1986年9月 ソロモン・ブラザーズ・インク ニューヨ ーク本店入社 1988年6月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社 東京支店入社 1993年12月 エス・ジー・ウォーバーグ証券会社 東京 支店入社 2001年11月 ハーバード・ビジネス・スクール 日本リ サーチ・センター センター長 2009年4月 東京大学理事 2014年3月 当社取締役 (現在に至る) 2015年9月 一橋大学大学院商学研究科教授 (現在に至る)	1年	4

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役		長谷川 閑史	1946年 6月19日生	1970年4月 武田薬品工業(株)入社 1999年6月 同社取締役 2003年6月 同社取締役社長 2014年6月 同社取締役会長 2017年3月 同社取締役(現在に至る) 2017年6月 武田薬品工業(株)相談役(現在に至る)	1年	6
常勤監査役		竜野 哲夫	1958年 4月20日生	1982年4月 当社入社 2009年1月 当社執行役員経理センター長 2009年7月 当社執行役員経理・財務室副室長 2010年4月 当社執行役員ガラスカンパニーバイスプレジデント(企画・管理担当) 2013年1月 当社執行役員経理・財務室長 2015年1月 当社常務執行役員経理・財務室長 2016年1月 当社常務執行役員経理・財務部長 2017年1月 当社常務執行役員社長付 2017年3月 当社常勤監査役(現在に至る)	4年	45
常勤監査役		丸森 康史	1957年 9月19日生	1981年4月 (株)三菱銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行)入社 2008年4月 同行執行役員 2011年5月 同行常務執行役員 2012年6月 同上退任 2012年6月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)取締役副社長 2014年12月 同社取締役 2015年3月 同上退任 2015年3月 当社常勤監査役(現在に至る)	4年	18
監査役		河村 博	1952年 1月16日生	1977年4月 東京地方検察庁検事 2008年7月 最高検察庁公判部長 2009年1月 千葉地方検察庁検事正 2010年4月 横浜地方検察庁検事正 2012年1月 札幌高等検察庁検事長 2014年1月 名古屋高等検察庁検事長 2015年1月 同上退官 2015年3月 当社監査役(現在に至る) 2015年4月 同志社大学法学部教授(現在に至る)	4年	8
監査役		作宮 明夫	1952年 9月10日生	1975年4月 立石電機(株)(現 オムロン(株))入社 2003年6月 同社執行役員 2010年6月 同社執行役員常務 2011年6月 同社専務取締役 2014年6月 同社取締役副社長 2017年6月 同上退任 2018年3月 当社監査役(現在に至る)	4年	—
計						595

- 注 1 取締役のうち木村宏氏、江川雅子氏及び長谷川閑史氏は、社外取締役であります。
- 2 監査役のうち丸森康史氏、河村博氏及び作宮明夫氏は、社外監査役であります。
- 3 取締役7名は、2018年3月29日開催の第93回定時株主総会で選任されたものであります。
- 4 監査役のうち丸森康史氏及び河村博氏は2015年3月27日開催の第90回定時株主総会で、竜野哲夫氏は2017年3月30日開催の第92回定時株主総会で、作宮明夫氏は2018年3月29日開催の第93回定時株主総会で、それぞれ選任されたものであります。
- 5 執行役員は取締役兼務者を含め2018年3月29日現在で28名であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制

(i) 企業統治の体制の概要

当社グループは、経営監視機能と経営執行機能を明確に分離し、経営監視機能を強化するとともに、経営執行については、コーポレート機能と事業執行機能を明確に区分し、事業執行における迅速な意思決定を図ることをコーポレート・ガバナンス体制整備の基本方針としています。

イ. 経営監視の体制と施策の実施状況

当社は、取締役会を「当社グループの基本方針承認と経営執行の監視機関」と位置付けています。提出日現在（2018年3月29日）、取締役の人数は7名（任期1年）、うち3名が社外取締役（女性の取締役1名を含む）です。取締役会の議長は、原則として社外取締役が務めることとしています。また、執行役員制を採用しており、執行役員（任期1年）は、会社法規定の取締役と明確に区別され、当社グループの経営及び事業の執行責任を負っています。

当連結会計年度においては、合計14回の取締役会を開催し、当社グループの経営執行の監視を行うとともに、取締役候補者の決定、次期執行役員の内定及び決定、重要財産の取得及び処分、予算、2015年から2017年までの中期経営計画の進捗、次年度の事業・資金計画及び2018年から2020年までの新中期経営計画等の重要事項の承認を行いました。

また、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を目指し、取締役及び執行役員等の評価・選任及び報酬に関する客観性を高めるため、取締役会の任意の諮問委員会として、「指名委員会」と「報酬委員会」を設置しています。

指名委員会は、提出日現在、3名の社外取締役を含む合計5名の取締役で構成されています。指名委員会の委員長は、社外取締役が務めることとしています。なお、当社では、社外取締役の独立性を確保するため、会社法における社外取締役の規定に加え、当社独自の内規を定め、これを社外取締役の選任基準としています。

当連結会計年度においては、合計7回の指名委員会を開催し、取締役候補者及び次期執行役員の推薦等を取締役会に対して行いました。

また、報酬委員会は、提出日現在、3名の社外取締役を含む合計5名の取締役で構成されています。報酬委員会の委員長は、社外取締役が務めることとしています。

当連結会計年度においては、合計9回の報酬委員会を開催しました。同委員会では、株主と経営陣の間で利益が共有され、当社グループの持続的な発展を目指した業績目標の達成を経営陣に動機づけること等を主旨とした報酬原則を踏まえ、取締役及び執行役員の報酬制度等について審議しました。

当社は監査役制度を採用しており、監査役は、提出日現在、社外監査役3名を含む4名で、監査役会を構成しています。

当連結会計年度においては、合計14回の監査役会を開催しました。監査役は、監査役会が定めた監査方針に従って、取締役会その他重要な会議への出席、重要な書類の閲覧、本社各部門や事業所の監査、子会社調査等を行い、監査役会に報告しました。監査役会は、各監査役の監査報告に基づき、監査報告書を作成して取締役に提出しました。

ロ. 経営執行の体制

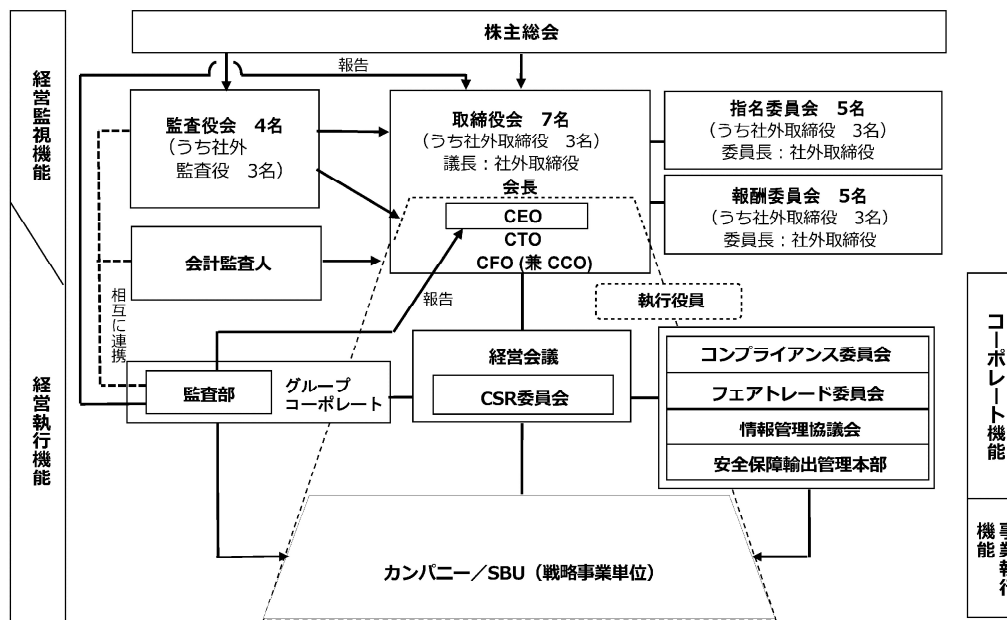
当社は、執行役員制、カンパニー（社内擬似分社）制を導入しており、グローバル連結運営体制を採用するとともに、事業執行の責任と権限をカンパニー／SBUに大幅に委譲しています。

カンパニーは、売上高が概ね2,000億円を超え、グローバルに事業を展開する事業単位と位置付けており、従来「ガラス」「電子」「化学品」の3つのカンパニーを設置していましたが、マーケット視点をより重視し、2017年1月1日より「ガラス」カンパニーを「ビルディング・産業ガラス」カンパニーと「オートモーティブ」カンパニーに分割しました。それ以下の規模の事業単位はSBU（戦略事業単位：ストラテジックビジネスユニット）と位置付け、「AGCセラミックス」がSBUとして設置されています。

なお、「ビルディング・産業ガラス」及び「オートモーティブ」につきましては、サプライチェーンの最上流に位置し最大の資産であるフロート板ガラス製造設備（ガラス溶解窯）を、共同で活用しており、経営資源の配分の決定がそれぞれの業績に密接に影響を与え、業績評価についても不可分の関係にあることから、「ガラス」セグメントとして全体最適生産、シナジー効果の維持等を目的に、両カンパニープレジデント等参加の下で「ガラスセグメント会議」等を設置し、グループ利益の最大化を協働で図っています。

上記の当社グループの経営監視及び経営執行の仕組み、コーポレート・ガバナンス体制の概要図は次のとおりです。

概要図



(ii) 企業統治の体制を採用する理由

上記のとおり、当社は、経営監視機能と経営執行機能を明確に分離することにより経営監視機能を強化するとともに、社外取締役の選任及び任意の指名委員会、報酬委員会の設置により経営の客観性・透明性の向上を図っています。これに加え、監査役による取締役の職務執行の監査も十分に機能しており、コーポレート・ガバナンスの体制の強化を十分図ることができると考えられるため、監査役制度を採用しています。

(iii) 内部統制システムの整備の状況

当社グループは、グループビジョン **"Look Beyond"** において、「イノベーション&オペレーショナル・エクセレンス (革新と卓越)」、「ダイバーシティ (多様性)」、「エンバイロメント (環境)」、「インテグリティ (誠実)」の4つの価値観を、あらゆる行動の基礎として当社グループ全体で共有すべき最も重要な価値観として位置付けています。

また、グループビジョン **"Look Beyond"** の追求を正しく導く規範として、企業が果たすべき社会的責任を「AGCグループ企業行動憲章」として定めています。

業務の適正を確保するための体制は、次のとおりです。

イ. 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (コンプライアンス体制)

当社グループは、グループビジョン **"Look Beyond"** において、グループ全体で共有すべき最も重要な価値観の一つとして「インテグリティ (誠実)」を掲げ、コンプライアンス体制の整備、強化に取り組んでいます。

具体的には、AGCグループのコンプライアンス体制の整備を統括し、これを推進する責任者としてCCO (チーフコンプライアンスオフィサー) を置き、当社社長執行役員 (以下、社長執行役員という) から権限を委譲された執行役員がこれを務めています。さらにCCOの下に、法令・企業倫理遵守の専門機関として、グローバルコンプライアンスリーダー及びコンプライアンス委員会を設置し、AGCグループにおけるコンプライアンス施策の企画と実践を行っています。また、法令・企業倫理に沿った行動を徹底するために、行動基準 (AGCグループ行動基準) にグローバル共通の遵守事項及び各国・各地域の遵守事項を定め、AGCグループのコンプライアンス体制を整備し、教育・研修の実施等の展開を図っています。

コンプライアンスに関わる通報や相談に対応するため、当社グループでは、通報・相談窓口 (ヘルプライン) を設置しています。更に、当社全従業員及び子会社の幹部に対し、行動基準遵守の誓約書の提出を義務付けています。当社グループのコンプライアンスの遵守状況、コンプライアンスに関わる通報・相談制度の運用状況については、定期的に当社取締役会 (以下、取締役会という) に報告しています。

また、当社グループの法務管理体制を構築し、重要な法務問題についての情報を把握するとともに、定期的に取締役会に報告しています。

当社グループの内部監査については、監査部及び各地域に配置した監査要員が、年度監査計画等に基づき、管理・運営の制度構築状況及び業務遂行状況の適法性・合理性等に関する内部監査を実施し、随時、社長執行役員に監査結果を報告するとともに、定期的に取り締役に報告しています。

金融商品取引法に基づき、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、「AGCグループ財務報告に係る内部統制実施規程」を定め、財務報告に係る内部統制の体制を整備しています。

ロ、当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）

当社グループは、法令及び社内規程に基づいて、重要書類・情報の保存、管理を行っています。

重要書類・情報の機密保持については、情報セキュリティに関する基本方針を社内周知し、所定の手続に従い実施しています。

ハ、当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

当社グループのリスク管理体制に関する基本方針である「AGCグループ統合リスクマネジメント基本方針」を定め、リスク管理及び危機対応の体制を整備しています。

リスク管理については、社内規程に基づき、当社グループにおける重要なリスク要因を定め、リスク管理状況を定期的に当社経営会議（以下、経営会議という）、取締役会で審議し、監視することとしています。また、当社グループの事業運営上の個別のリスクについては、コーポレート職能部門、社内カンパニー、SBU（戦略事業単位）が、事業・案件ごとにリスクの分析や対策を検討し、必要に応じ経営会議、取締役会で審議しています。

当社グループのコンプライアンス、環境、災害、品質等に関するリスクについては、当社の各所管部門が、ガイドライン等の制定・周知、研修、監査等を適宜実施しています。

危機対応については、社内規程に基づき、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性のある不測の事態の発生に備え、社長執行役員に迅速かつ確実に情報を報告し、共有するための危機管理レポートラインを設定するとともに、社長執行役員の判断により、直ちにグループ対策本部を設置し、迅速かつ適切な初期対応が取れる体制を整備しています。

ニ、当社グループの取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的な職務執行体制）

当社は、コーポレート・ガバナンス体制整備の基本方針として、経営監視機能と経営執行機能を明確に分離し、経営監視機能を強化するとともに、経営執行における迅速な意思決定を図っています。

経営監視については、当社では、社外取締役を含む取締役で構成される取締役会を開催し、当社グループの重要事項の決定、業務執行状況の監督を行っています。また、任意の指名委員会、報酬委員会を設置し、当社取締役、執行役員の評価・選任、報酬に関する客観性を担保しています。

経営執行については、当社では、社内カンパニー制、執行役員制の下、一定基準により、執行の責任と権限を、各カンパニー、SBUに委任し、当社グループの経営方針・業績目標に沿った具体的な連結ベースでの業績管理指標の下、事業運営を行い、その評価を実施しています。

当社グループにおける職務の執行は、業務分掌、決裁基準に基づく意思決定ルールに従い実施され、その運用状況を内部監査により定期的に検証しています。

ホ、子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制（子会社から当社への報告体制）

子会社は、事業運営等に関する一定の事項を当社に報告しています。このうち重要な事項については、経営会議、取締役会に報告しています。子会社は、当社グループのコンプライアンス体制及び法務管理体制の下、子会社で生じた重要なコンプライアンスに関する問題、重要な法務問題等を速やかに当社に報告しています。これらの事項については、定期的に取り締役に報告しています。

子会社に対して実施した内部監査結果については、内部監査部門は、随時、社長執行役員に報告するとともに、定期的に取り締役に報告しています。

ヘ、監査役の監査体制に関する事項

a. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき組織として監査役会事務局を置いています。

b. 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会事務局員の人事異動、評価等については、監査役会の同意を要することとしています。

c. 監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会事務局員は、他部署の使用人を兼務せず、監査役会に関する職務を専属で行い、監査役の指示に従っています。

d. 当社の取締役及び使用人、子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び使用人は、監査役に対し、法令・定款に違反する事実、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、その他社内規程に定める事項を報告することとしています。

子会社は、法令・定款に違反する事実、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等について、当社に報告することとしています。これらの事項について、報告を受けた部門は、速やかに当社の監査役に報告することとしています。

- e. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループは、グループ行動基準において、行動基準違反等に関し通報を行った者に対する不利益な取扱いや報復行為を禁止し、当社グループ従業員に周知徹底しています。
- f. 監査役の職務の執行について生ずる費用の償還の手続等に係る方針に関する事項
当社は、監査役の支払った費用については、当該費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理しています。
- g. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
経営会議、中計・予算審議会、業績モニタリング会議等の重要な会議に、監査役が出席するとともに、代表取締役と監査役、社外取締役と監査役の会合を定期的に開催しています。
内部監査機能を有する監査部等と監査役の会合を定期的に開催し、監査役が内部監査の実施経過及びその結果等の情報を入手できる体制をとっています。更に、監査役が、監査部、会計監査人等からの報告や意見交換を通じ、連携して監査の実効性を高めることができる体制を整備しています。
- (iv) 責任限定契約の概要
当社と社外取締役木村宏氏、江川雅子氏及び長谷川閑史氏、監査役竜野哲夫氏、丸森康史氏、河村博氏及び作宮明夫氏との間では、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しています。

② 内部監査及び監査役監査の状況

(i) 内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続、会計監査の状況

内部監査については、監査部及び欧米、中国にグループで約40名の内部監査人員を配置し、年度監査計画等に基づき、海外グループ会社も含め、内部統制システムが有効に機能していることを合理的に保証するとともに、内部統制システムをより有効で効率的に機能させるための提言を行うこととしています。監査部は、社長執行役員に直属し、公正かつ独立の立場で、内部監査を通して、AGCグループの経営諸活動に関わる内部統制システムの整備、運用状況を調査・評価し、これに基づいて意見を述べ、助言・勧告を行うことにより、経営諸活動を支援する役割を担っています。監査結果は定期的に取締役会に報告しています。

監査役の人数は4名であり、うち3名が社外監査役です。監査役の職務を補助すべき組織として、監査役会事務局を設置しています。監査役竜野哲夫氏は、当社経理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。社外監査役丸森康史氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。また、社外監査役河村博氏は、法曹界における豊富な経験と法律やコンプライアンスに関する高度な知見を有しています。

当社は、当連結会計年度の会計監査業務を有限責任 あずさ監査法人に委嘱しています。当連結会計年度において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び継続監査年数、監査業務に係る補助者の構成は次のとおりです。

イ. 業務を執行した公認会計士の氏名（継続監査年数）

前野 充次（1年）
中嶋 歩（5年）
間宮 光健（4年）

ロ. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士16名、公認会計士試験合格者等7名、その他（システム監査担当等）10名

なお、監査役、監査部及び会計監査人は、報告や意見交換を通じ適宜連携し、監査の実効性を高めるとともに、その充実を図っています。

(ii) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

監査役（含む社外監査役）は、会計監査人との会合を開催し、会計監査の実施経過やその結果等の情報を入手するとともに、会計監査人からの報告や意見交換を通じ、連携して監査の実効性を高めることに努めています。また、内部監査機能を有する監査部と定期的な会合を開催し、内部監査の実施経過及びその結果等の情報を入手するとともに、監査部からの報告や意見交換を通じ、連携して監査の実効性を高めることに努めています。

また、監査役は、取締役会に出席し、コンプライアンスの状況及び内部監査結果を含む内部統制システムの整備・運用状況について定期的に把握しています。更に、経営会議、中計・予算審議会、業績モニタリング会議等の重要な会議に出席し、代表取締役との会合を定期的に開催しています。

③ 社外取締役及び社外監査役の状況

(i) 社外取締役及び社外監査役の員数及び当社との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係

当社は、取締役7名のうち3名が社外取締役、監査役4名のうち3名が社外監査役となっています。

また、各社外役員は下記(ii)へに記載する社外役員の独立性に関する基準を満たしており、当社との間に、社外役員の独立性に影響を及ぼす人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役及び社外監査役の当社株式の所有状況は、5「役員の状況」に記載のとおりです。

(ii) 社外取締役及び社外監査役が当社の企業統治において果たす機能及び役割並びに選任状況に関する当社の考え方及び当社からの独立性に関する基準の内容

イ. 社外取締役

氏名	当該社外取締役を選任している理由
木村 宏	木村宏氏については、日本たばこ産業㈱の取締役社長、取締役会長を歴任し、事業環境の変化に対応し積極的にグローバル展開を推進している同社において会社経営についての豊富な経験を有しています。この経験を生かし、当社の経営全般に対して提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外取締役に選任しています。
江川 雅子	江川雅子氏については、理事として大学経営の経験を有しており、また、グローバルな金融機関における経験、日本企業の経営及びコーポレート・ガバナンスに関する研究経験を有するなど、企業経営に関する豊富な知見を有しています。この経験を生かし、当社の経営全般に対して提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外取締役に選任しています。
長谷川 閑史	長谷川閑史氏については、武田薬品工業㈱の取締役社長、取締役会長を歴任し、積極的に経営のグローバル化を推進する同社において会社経営についての豊富な経験を有しております。この経験を生かし、当社の経営全般に対して提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外取締役に選任しています。

ロ. 社外監査役

氏名	当該社外監査役を選任している理由
丸森 康史	丸森康史氏については、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しており、専門的見地から監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査役に選任しています。
河村 博	河村博氏については、札幌高等検察庁及び名古屋高等検察庁の検事長を歴任するなど法曹界における豊富な経験と法律やコンプライアンスに関する高度な知見を有しています。この経験及び知見を生かし、監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査役に選任しています。
作宮 明夫	作宮明夫氏については、オムロン㈱の取締役として会社経営についての豊富な経験を有するとともに、同社において各種諮問委員会の副委員長としてコーポレートガバナンスに関する取り組みを推進してきました。この経験及び知見を生かし、監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査役に選任しています。

ハ. 社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針の内容

社外取締役の独立性については、会社法上の社外取締役の要件に加え、下記の当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしていることを、指名委員会で確認しています。また、社外監査役についても、会社法上の社外監査役の要件に加え、下記の社外役員の独立性に関する基準を満たしていることを、監査役会及び指名委員会で確認しています。

なお、当社は社外取締役木村宏氏、江川雅子氏及び長谷川閑史氏並びに社外監査役丸森康史氏、河村博氏及び作宮明夫氏を、(株)東京証券取引所に独立役員として届け出しています。

<社外役員の独立性に関する基準>

当社は、社外役員の独立性を確保するため、以下の基準を定めています。

- (1) 当社グループの重要な事業領域において競合する会社が属する連結企業グループ（以下、「連結企業グループ」とは、親会社及びその子会社を指し、当社グループは含まないものとする。）内の会社の業務執行者（社外取締役を除く取締役、執行役及び使用人を指す。以下同様。）でないこと。
また、当該連結企業グループに属する会社の議決権の10%以上を保有しないこと及び当該連結企業グループに属する会社の議決権の10%以上を保有する会社の業務執行者でないこと。
- (2) 過去3年間において、当社グループから役員報酬（※）以外に1,000万円/年以上を受領していないこと。
（※）社外取締役に關しては取締役報酬、社外監査役に關しては監査役報酬を指す。

(3) 過去3年間において、当社グループを主要な取引先とする連結企業グループに属する会社の業務執行者でないこと。

なお、当社グループを主要な取引先とする連結企業グループとは、当該連結企業グループから当社グループへの販売額が、当該連結企業グループの直前事業年度の連結売上高の2%を超えるものを指す。

(4) 過去3年間において、当社グループの主要な取引先である連結企業グループに属する会社の業務執行者でないこと。

なお、当社グループの主要な取引先である連結企業グループとは、当社グループから当該連結企業グループへの販売額が、当社グループの直前事業年度の連結売上高の2%を超えるものを指す。

(5) 過去3年間において、当社グループを担当する監査法人の社員でないこと。

(6) 当社の大株主（議決権の10%以上を保有している者）でないこと及び大株主の業務執行者でないこと。

(7) その他、重大な利益相反や、独立性を害するような事項がないこと。

(iii) 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会においてコンプライアンスの状況及び内部監査結果を含む内部統制システムの整備・運用状況について定期的に報告を受けるとともに、専門的見地から質問・提言をすることにより、経営の監督機能を発揮しています。

また、社外監査役は、取締役会に出席し、コンプライアンスの状況及び内部監査結果を含む内部統制システムの整備・運用状況について定期的に把握するとともに、重要な会議に出席し、代表取締役との会合を定期的に開催しています。また、内部監査機能を有する監査部、会計監査人等からの報告や意見交換を通し、連携して監査の実効性を高めています。

④ 取締役及び監査役の報酬

(i) 取締役及び監査役の報酬等の額

当連結会計年度における、当社の取締役及び監査役の報酬は、次のとおりです。

	支給人数 及び 支給総額		内訳					
			月例報酬		賞与 (当連結会計年度に 係る賞与の額)		株式報酬型 ストック オプション	
	支給 人数	支給 総額	支給 人数	支給 金額	支給 人数	支給 金額	支給 人数	支給 金額
取締役	名	百万円	名	百万円	名	百万円	名	百万円
	8	510	8	291	3	111	4	107
うち社外取締役	4	48	4	48	—	—	—	—
監査役	5	93	5	93	—	—	—	—
うち社外監査役	3	57	3	57	—	—	—	—

注 「支払人数及び支払総額」、「月例報酬」には、2017年3月30日付で退任した取締役（社外取締役）1名及び監査役1名に係る報酬が含まれます。

(ii) 連結報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の額

当連結会計年度において、報酬等の総額が1億円以上である者は、次のとおりです。

氏名	役員区分	会社区分	支給総額	内訳		
				月例報酬	賞与 (当連結会計年 度に係る賞与の 額)	株式報酬型 ストック オプション
石村 和彦	代表取締役会長	提出会社	百万円 136	百万円 102	百万円 —	百万円 34
島村 琢哉	代表取締役 社長執行役員CEO	提出会社	百万円 191	百万円 79	百万円 66	百万円 45

(iii) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

2018年3月29日開催の第93回定時株主総会において、従来の株式報酬型ストックオプションに代わる株式報酬制度の導入が決議されております。本制度導入後の役員の報酬等の決定方針は次のとおりです。

イ. 報酬に関する方針の内容

a. 報酬制度の基本的な考え方

当社は報酬原則として、役員報酬全般に関わる基本的な姿勢及び考え方を次のとおり定めています。

- ・競争優位の構築と向上のため、多様で優秀な人材を引きつけ、確保し、報奨することのできる報酬制度であること
- ・企業価値の持続的な向上を促進するとともに、それにより株主の皆様と経営者の利益を共有する報酬制度であること
- ・AGCグループの持続的な発展を目指した経営戦略上の業績目標達成を動機付ける報酬制度であること
- ・報酬制度の決定プロセスは、客観的で透明性の高いものであること

b. 報酬の構成

- ・定額報酬である「月例報酬」と、変動報酬である「賞与」及び「株式報酬」で構成されます。
- ・執行役員を兼務する取締役及び執行役員については、月例報酬、賞与及び株式報酬の3つで構成しており、執行役員を兼務しない取締役（社外取締役を含む）については、月例報酬及び株式報酬で構成しています。また、監査役については、月例報酬のみとしています。
- ・執行役員を兼務する取締役については、総報酬に占める各構成要素の割合を標準支給額ベースで概ね次のとおりとし、これに以下「c. 変動報酬の仕組み」の内容を反映することとしています。

[取締役社長執行役員] 定額報酬 : 変動報酬(注) = 4 : 6

[執行役員を兼務する取締役] 定額報酬 : 変動報酬(注) = 5 : 5

(注) 変動報酬は、賞与と1事業年度あたりの株式報酬額の合計

c. 変動報酬の仕組み

- ・当社グループの持続的な発展と企業価値向上を実現するため、短期・中期・長期のバランスのとれた視点を持ちながら経営を担うべく、変動報酬は各期間のバランスを考慮したものとしています。
- ・賞与は、単年度の業績目標達成への意欲を更に高めることを目的として、単年度の連結業績（キャッシュフロー及び営業利益等）に応じて変動する仕組みとし、当該期間の業績に応じて、原則として、標準支給額に対して0～200%の範囲で変動します。
- ・株式報酬は、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高め、株主の皆様と利害共有を図るとともに、中期経営計画（以下、中計という）における業績目標の達成に向けた意欲を高めることを目的としています。本制度は役位に応じて、中計における業績目標の達成度等と連動し当社株式等の交付を行う「業績連動部分」と、役位に応じて一定数の当社株式等の交付を行う「固定部分」から構成されます。「業績連動部分」は執行役員を兼務する取締役及び執行役員を対象とし、業績目標の達成度等に応じて0～200%の範囲で変動します。その指標は中計における業績目標の達成のための重要指標である連結業績（営業資産利益率及びEBITDA等）とします。役員は中計期間終了後に本制度を通じて取得した当社株式を退任するまで継続保有するものとします。

d. 報酬水準

報酬水準については、第三者機関が実施する調査データの中から、大手製造業の報酬データを分析・比較し、任意の報酬委員会にて検証しています。

ロ. 報酬の決定方法

上記「①企業統治の体制 (i) 企業統治の体制の概要」に記載のとおり、報酬委員会において、報酬原則を踏まえ、取締役及び執行役員の報酬制度・水準等を審議し、取締役会に提案するとともに、報酬支払結果を検証することによって、報酬の決定プロセスに関する客観性及び透明性を高めています。

⑤ 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めています。

⑥ 取締役の選任の決議要件

取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を必要とし、累積投票によらない旨を定款に定めています。

⑦ 取締役会にて決議できる株主総会決議事項

当社は、機動的な資本政策の実行を可能にするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めています。

また、職務の遂行に当たり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第423条第1項に定める取締役及び監査役の責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる旨を定款に定めています。

更に中間配当においては、株主への機動的な利益還元を行えるようにするため、取締役会の決議によって、毎年6月30日現在において株主名簿に記載又は記録された最終の株主又は登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めています。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。

⑨ 株式の保有状況

(i) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

119銘柄 215,844百万円

(ii) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
三菱地所(株)	22,714,072	52,867	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱商事(株)	14,492,305	36,085	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
トヨタ自動車(株)	3,652,100	25,119	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	24,175,470	17,411	中長期的な関係の維持・強化を図り、安定的且つ機動的な資金調達を行うため
スズキ(株)	2,970,000	12,218	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
本田技研工業(株)	3,400,000	11,611	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
キリンホールディングス(株)	5,195,539	9,879	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱瓦斯化学(株)	4,835,081	9,645	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱重工業(株)	12,200,000	6,497	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱倉庫(株)	3,315,168	5,479	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
大和ハウス工業(株)	1,084,168	3,465	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
(株)三菱総合研究所	598,500	1,969	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
日本碍子(株)	867,486	1,966	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱マテリアル(株)	503,190	1,806	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
(株)村上開明堂	739,000	1,660	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
明和産業(株)	3,849,100	1,562	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
日本カーバイド工業(株)	7,812,223	1,179	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
(株)ツムラ	306,000	985	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
ライオン(株)	508,462	976	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
日本山村硝子(株)	3,836,388	782	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
いすゞ自動車(株)	501,666	742	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
富士紡ホールディングス(株)	200,000	664	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
エルナー(株)	6,653,000	598	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
積水化学工業(株)	309,582	577	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
ソーダニッカ(株)	1,124,050	568	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
東京海上ホールディングス(株)	5,840,000	28,008	退職給付信託に抛出、議決権行使の指図権は留保している
トヨタ自動車(株)	3,500,000	24,073	退職給付信託に抛出、議決権行使の指図権は留保している
(株)ニコン	2,449,000	4,449	退職給付信託に抛出、議決権行使の指図権は留保している
三菱電機(株)	1,875,000	3,055	退職給付信託に抛出、議決権行使の指図権は留保している
(株)みずほフィナンシャルグループ	7,623,000	1,599	退職給付信託に抛出、議決権行使の指図権は留保している

(注)貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
三菱地所(株)	20,821,072	40,809	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱商事(株)	10,867,305	33,829	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
トヨタ自動車(株)	3,652,100	26,342	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
スズキ(株)	2,970,000	19,405	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱瓦斯化学(株)	4,835,081	15,641	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
キリンホールディングス(株)	5,195,539	14,757	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
本田技研工業(株)	3,400,000	13,130	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	15,109,470	12,486	中長期的な関係の維持・強化を図り、安定的且つ機動的な資金調達を行うため
三菱重工業(株)	1,220,000	5,136	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱倉庫(株)	1,657,584	4,848	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
大和ハウス工業(株)	1,084,168	4,691	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
榊村上開明堂	739,000	2,560	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
榊三菱総合研究所	598,500	2,364	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱マテリアル(株)	503,190	2,017	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
明和産業(株)	3,849,100	1,862	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
日本碍子(株)	867,486	1,846	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
日本カーバイド工業(株)	781,222	1,681	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
榊ツムラ	306,000	1,145	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
ライオン(株)	508,462	1,085	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
いすゞ自動車(株)	501,666	946	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
エルナー(株)	6,653,000	778	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
富士紡ホールディングス(株)	200,000	745	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
日本山村硝子(株)	3,836,388	732	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
積水化学工業(株)	309,582	700	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
ソーダニッカ(株)	1,124,050	694	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
東京海上ホールディングス(株)	5,575,000	28,661	退職給付信託に拠出、議決権行使の指図権は留保している
トヨタ自動車(株)	3,500,000	25,245	退職給付信託に拠出、議決権行使の指図権は留保している
株ニコン	2,449,000	5,559	退職給付信託に拠出、議決権行使の指図権は留保している
三菱電機(株)	1,875,000	3,509	退職給付信託に拠出、議決権行使の指図権は留保している
株みずほフィナンシャルグループ	7,623,000	1,559	退職給付信託に拠出、議決権行使の指図権は留保している

(注)貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

(iii) 保有目的が純投資目的である投資株式は保有していません。

(2) 【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	76	1	95	2
連結子会社	61	5	61	6
計	137	7	157	8

②【その他重要な報酬の内容】

（前連結会計年度）

当社及び当社の連結子会社であるAGCアメリカ、AGCガラス・ヨーロッパ他は、有限責任 あずさ監査法人と同一のネットワークに属しているKPMGのメンバーファームに対して、財務計算に関する書類等の監査証明業務に係る報酬及び非監査業務に係る報酬（合わせて610百万円）を支払っております。

（当連結会計年度）

当社及び当社の連結子会社であるAGCアメリカ、AGCガラス・ヨーロッパ他は、有限責任 あずさ監査法人と同一のネットワークに属しているKPMGのメンバーファームに対して、財務計算に関する書類等の監査証明業務に係る報酬及び非監査業務に係る報酬（合わせて774百万円）を支払っております。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（前連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、合意された手続業務があります。

（当連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、社債発行に伴うコンフォートレター作成業務等があります。

④【監査報酬の決定方針】

当社の監査報酬額については、事業規模、監査日程の十分性・効率性等を勘案し、監査公認会計士と十分に協議を行った上、監査役会の同意を得て決定しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。）第93条の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2017年1月1日から2017年12月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2017年1月1日から2017年12月31日まで）の財務諸表について有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

- (1) 会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について連結財務諸表に的確に反映する体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、会計基準等の変更等の情報収集や講習会への参加等を行っております。
- (2) IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表等を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針を作成し、これに基づいて会計処理を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度末 (2016年12月31日)	当連結会計年度末 (2017年12月31日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物	5, 25	147, 325	126, 417
営業債権	6, 25	241, 476	260, 497
棚卸資産	7	227, 284	261, 708
その他の債権	6, 25	37, 972	43, 774
未収法人所得税		7, 201	5, 570
その他の流動資産	25	12, 176	24, 554
流動資産合計		673, 436	722, 522
非流動資産			
有形固定資産	8	937, 869	1, 060, 601
のれん	9	34, 859	78, 757
無形資産	9	27, 400	58, 038
持分法で会計処理されている投資	10	36, 889	39, 575
その他の金融資産	25	232, 216	234, 896
繰延税金資産	11	29, 421	23, 157
その他の非流動資産		9, 358	11, 011
非流動資産合計		1, 308, 015	1, 506, 038
資産合計		1, 981, 451	2, 228, 560
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務	12, 25	137, 590	159, 489
短期有利子負債	13, 25	36, 689	73, 666
1年内返済予定の長期有利子負債	13, 25	66, 669	63, 629
その他の債務	12, 25	110, 829	127, 580
未払法人所得税		10, 173	12, 210
引当金	14	4, 259	1, 893
その他の流動負債	25	11, 279	16, 819
流動負債合計		377, 490	455, 288
非流動負債			
長期有利子負債	13, 25	330, 609	351, 789
繰延税金負債	11	22, 110	59, 492
退職給付に係る負債	15	66, 865	50, 585
引当金	14	10, 701	10, 045
その他の非流動負債	25	4, 929	11, 463
非流動負債合計		435, 216	483, 376
負債合計		812, 707	938, 665
資本			
資本金	17	90, 873	90, 873
資本剰余金	17	101, 237	101, 420
利益剰余金	17	690, 890	735, 653
自己株式	17	△29, 259	△43, 629
その他の資本の構成要素	17	241, 696	299, 716
親会社の所有者に帰属する持分合計		1, 095, 438	1, 184, 034
非支配持分		73, 305	105, 860
資本合計		1, 168, 743	1, 289, 895
負債及び資本合計		1, 981, 451	2, 228, 560

②【連結純損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結純損益計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
売上高	19	1,282,570	1,463,532
売上原価	20	△933,623	△1,060,587
売上総利益		348,946	402,945
販売費及び一般管理費	20	△254,469	△285,051
持分法による投資利益	10	1,815	1,753
営業利益		96,292	119,646
その他収益	20	4,078	6,979
その他費用	20	△31,534	△12,711
事業利益		68,837	113,915
金融収益	22	6,127	8,262
金融費用	22	△7,401	△7,752
金融収益・費用合計		△1,274	509
税引前利益		67,563	114,424
法人所得税費用	23	△14,200	△35,127
当期純利益		53,362	79,297
親会社の所有者に帰属する当期純利益		47,438	69,225
非支配持分に帰属する当期純利益		5,923	10,071
1株当たり当期純利益			
基本的1株当たり当期純利益(円)	24	205.14	302.12
希薄化後1株当たり当期純利益(円)	24	204.26	300.65

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
当期純利益		53,362	79,297
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
確定給付負債（資産）の純額の再測定	18	△10,335	12,388
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動	18	4,996	17,207
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	10, 18	97	△70
純損益に振り替えられることのない項目合計		△5,241	29,525
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動	18	2,757	367
在外営業活動体の換算差額	18	△24,716	36,301
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	10, 18	31	△23
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計		△21,927	36,645
その他の包括利益（税引後）合計		△27,169	66,170
当期包括利益合計		26,193	145,468
親会社の所有者に帰属する当期包括利益		21,452	135,090
非支配持分に帰属する当期包括利益		4,740	10,377

③【連結持分変動計算書】

前連結会計年度（自 2016年1月1日 至 2016年12月31日）

（単位：百万円）

	注記 番号	親会社の所有者に帰属する持分					
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
						確定給付負債（資産）の純額の再測定	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動
期首残高		90,873	100,802	663,874	△29,576	△35,003	91,408
当期変動額							
当期包括利益							
当期純利益		—	—	47,438	—	—	—
その他の包括利益	18	—	—	—	—	△10,102	4,998
当期包括利益合計		—	—	47,438	—	△10,102	4,998
所有者との取引額等							
配当	17	—	—	△20,811	—	—	—
自己株式の取得	17	—	—	—	△24	—	—
自己株式の処分	17	—	—	△126	341	—	—
支配継続子会社に対する持分変動		—	323	—	—	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		—	—	515	—	—	△515
株式報酬取引	16	—	112	—	—	—	—
その他企業結合等		—	—	—	—	—	—
所有者との取引額等合計		—	435	△20,422	316	—	△515
期末残高		90,873	101,237	690,890	△29,259	△45,106	95,891

	注記 番号	親会社の所有者に帰属する持分				合計	非支配持分	資本合計
		その他の資本の構成要素		合計				
		キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動	在外営業活動体の換算差額					
期首残高		△2,563	214,357	268,198	1,094,172	69,594	1,163,767	
当期変動額								
当期包括利益								
当期純利益		—	—	—	47,438	5,923	53,362	
その他の包括利益	18	2,788	△23,671	△25,986	△25,986	△1,182	△27,169	
当期包括利益合計		2,788	△23,671	△25,986	21,452	4,740	26,193	
所有者との取引額等								
配当	17	—	—	—	△20,811	△542	△21,354	
自己株式の取得	17	—	—	—	△24	—	△24	
自己株式の処分	17	—	—	—	214	—	214	
支配継続子会社に対する持分変動		—	—	—	323	△620	△297	
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		—	—	△515	—	—	—	
株式報酬取引	16	—	—	—	112	—	112	
その他企業結合等		—	—	—	—	132	132	
所有者との取引額等合計		—	—	△515	△20,185	△1,030	△21,216	
期末残高		225	190,686	241,696	1,095,438	73,305	1,168,743	

	注記 番号	親会社の所有者に帰属する持分					
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
						確定給付負債（資産）の純額の再測定	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動
期首残高		90,873	101,237	690,890	△29,259	△45,106	95,891
当期変動額							
当期包括利益							
当期純利益		—	—	69,225	—	—	—
その他の包括利益	18	—	—	—	—	12,626	17,223
当期包括利益合計		—	—	69,225	—	12,626	17,223
所有者との取引額等							
配当	17	—	—	△21,864	—	—	—
自己株式の取得	17	—	—	—	△25,069	—	—
自己株式の処分	17	—	—	△126	383	—	—
自己株式の消却	17	—	—	△10,315	10,315	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		—	—	7,843	—	—	△7,843
株式報酬取引	16	—	182	—	—	—	—
その他企業結合等	26	—	—	—	—	—	—
所有者との取引額等合計		—	182	△24,463	△14,369	—	△7,843
期末残高		90,873	101,420	735,653	△43,629	△32,480	105,270

	注記 番号	親会社の所有者に帰属する持分				合計	非支配持分	資本合計
		その他の資本の構成要素			合計			
		キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動	在外営業活動体の換算差額	合計				
期首残高		225	190,686	241,696	1,095,438	73,305	1,168,743	
当期変動額								
当期包括利益								
当期純利益		—	—	—	69,225	10,071	79,297	
その他の包括利益	18	323	35,691	65,864	65,864	306	66,170	
当期包括利益合計		323	35,691	65,864	135,090	10,377	145,468	
所有者との取引額等								
配当	17	—	—	—	△21,864	△2,802	△24,667	
自己株式の取得	17	—	—	—	△25,069	—	△25,069	
自己株式の処分	17	—	—	—	256	—	256	
自己株式の消却	17	—	—	—	—	—	—	
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		—	—	△7,843	—	—	—	
株式報酬取引	16	—	—	—	182	—	182	
その他企業結合等	26	—	—	—	—	24,980	24,980	
所有者との取引額等合計		—	—	△7,843	△46,494	22,177	△24,316	
期末残高		548	226,377	299,716	1,184,034	105,860	1,289,895	

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前利益		67,563	114,424
減価償却費及び償却費		121,803	128,226
受取利息及び受取配当金		△6,039	△8,159
支払利息		6,400	7,228
持分法による投資損益		△1,815	△1,753
固定資産除売却損益		3,627	2,890
営業債権の増減額		△5,427	△3,566
棚卸資産の増減額		2,457	△22,929
営業債務の増減額		15,039	11,528
その他		19,614	△15,740
小計		223,223	212,149
利息及び配当金の受取額		6,495	9,030
利息の支払額		△7,080	△7,836
法人所得税の支払額又は還付額	23	△19,001	△9,839
営業活動によるキャッシュ・フロー		203,637	203,504
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産及び無形資産の取得による支出		△118,379	△157,227
有形固定資産の売却による収入		4,195	7,149
その他の金融資産の取得による支出		△3,418	△4,984
その他の金融資産の売却及び償還による収入		7,007	27,720
子会社の取得による支出	26	△2,853	△79,173
その他		△148	△3,044
投資活動によるキャッシュ・フロー		△113,596	△209,560
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期有利子負債の増減	13	5,114	29,657
長期有利子負債の借入及び発行による収入	13	31,030	83,944
長期有利子負債の返済及び償還による支出	13	△59,985	△82,189
非支配持分株主からの子会社持分取得による支出		△402	—
自己株式の取得による支出	17	△24	△25,069
配当金の支払額	17	△20,811	△21,864
非支配持分株主への配当金の支払額		△542	△2,802
その他	13	△829	△395
財務活動によるキャッシュ・フロー		△46,450	△18,720
現金及び現金同等物に係る換算差額		△1,098	3,868
現金及び現金同等物の増減額		42,493	△20,907
現金及び現金同等物の期首残高	5	104,831	147,325
現金及び現金同等物の期末残高	5	147,325	126,417

【連結財務諸表注記】

1 報告企業

旭硝子株式会社(以下、「当社」)は、日本に所在する企業であります。当社グループの連結財務諸表は2017年12月31日を期末日とし、当社及び子会社、並びに関連会社の持分等により構成されております。

当社グループは、主にガラス、電子、化学品等の事業を行っております。詳細については、「注記4 事業セグメント」に記載しております。

2 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨の記載

当社グループの連結財務諸表は、連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件をすべて満たすことから、連結財務諸表規則第93条の規定により、IFRSに準拠して作成しております。

連結財務諸表は、2018年3月29日に、当社代表取締役島村琢哉及び当社最高財務責任者である代表取締役宮地伸二によって承認されております。

(2) 測定の基礎

連結財務諸表は連結財政状態計算書における以下の重要な項目を除き、取得原価を基礎として作成されております。

- ・デリバティブは、公正価値で測定しております。
- ・資本性金融商品は、公正価値で測定しております。
- ・条件付対価に係る負債は、公正価値で測定しております。
- ・確定給付型年金制度に係る資産又は負債は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して測定しております。

(3) 表示通貨

連結財務諸表の表示通貨は日本円であり、百万円単位で切り捨てにより表示しております。

(4) 見積り及び判断の利用

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を設定することが義務付けられております。実際の結果はこれらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。会計上の見積りの変更は、見積りが変更された会計期間及び将来の会計期間において影響を与えております。

見積り及び判断を行った項目のうち、以下は当期及び翌期以降の連結財務諸表の金額に重要な影響を与えております。

- ・棚卸資産の評価（「注記7 棚卸資産」参照）
- ・有形固定資産、無形資産の耐用年数及び残存価額の見積り（「注記8 有形固定資産」及び「注記9 のれん及び無形資産」参照）
- ・有形固定資産、のれん及び無形資産の減損を測定する最小単位である、資金生成単位の使用価値の算定（「注記8 有形固定資産」及び「注記9 のれん及び無形資産」参照）
- ・繰延税金資産の回収可能性（「注記11 繰延税金資産・負債」参照）
- ・確定給付型年金制度の数理計算上の仮定（「注記15 退職給付」参照）
- ・営業債権の回収可能価額（「注記25 金融商品」参照）
- ・企業結合により取得した資産及び引き受けた負債の公正価値の測定（「注記26 企業結合」参照）

(5) 会計方針の変更

当社グループの連結財務諸表において適用する重要な会計方針は、以下を除いて前連結会計年度の連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

当社グループは、当連結会計年度より以下の基準書をそれぞれの経過措置に準拠して適用しております。IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」（2016年1月改訂）の適用により、財務活動に係る負債の変動に関する開示を「注記13 有利子負債」に記載しております。IAS第12号「法人所得税」の適用が、当社グループの連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

基準書	基準名	概要
IAS第7号 (2016年1月改訂)	キャッシュ・フロー計算書	財務活動に係る負債の変動に関する開示の改訂
IAS第12号	法人所得税	未実現損失に関する繰延税金資産の認識の明確化

(6) 新基準書等の早期適用

当社グループは、IFRS第9号「金融商品」（2013年11月改訂）を早期適用しております。

3 重要な会計方針

(1) 連結の基礎

イ. 企業結合

企業結合は、支配が獲得された時点で取得法を用いて会計処理しております。当社グループは、支配獲得日において、移転された対価及び段階取得の場合には当社グループが支配獲得日以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計額が、被取得企業の識別可能な取得資産から引受負債の正味金額（通常は公正価値）の当社グループが有する比例的な持分を控除した金額を上回る場合には、超過額をのれんとして認識しております。反対に下回る場合には、当該下回る金額を純損益として認識しております。

のれんは、減損の兆候の有無にかかわらず、年1回の減損テストの対象となります（「(9) 非金融資産の減損」参照）。

共通支配下における企業結合、すなわち、企業結合の前後で結合企業又は結合事業のすべてが同じ当事者によって支配（一時的な支配を除く）されている企業結合については、帳簿価額に基づき会計処理しております。

ロ. 子会社

子会社は、当社グループが支配する企業です。支配とは、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、その投資先に対するパワーを通じてそれらのリターンに影響を及ぼす能力を有している場合をいいます。子会社の会計方針は、当社グループが適用する会計方針と整合させるため、必要に応じて変更しております。

ハ. 非支配持分

当社グループは、純損益及びその他の包括利益の各内訳項目を、当社の所有者と非支配持分に帰属させております。当社と子会社の非支配持分との間で持分の変動が生じる取引のうち、支配の喪失を伴わない取引で発生した非支配持分の変動額と支払対価（又は受取対価）の差額は、直接資本として認識しており、のれん又は純損益として認識しておりません。

ニ. 関連会社及び共同支配企業に対する投資

関連会社とは、当社グループがその財務及び経営方針等に対し、支配には至らないものの重要な影響力を有している企業であります。通常、当社及び子会社が他の企業の議決権の20%以上を保有する場合には、当該他の企業に対して重要な影響力を有していると推定されます。議決権割合の他にも経営機関への参画等の諸要素を総合的に勘案し、重要な影響力を行使しうる場合には関連会社を含めております。

共同支配企業とは、複数の当事者が共同支配の取決めにに基づき、各々の当事者が純資産に対する権利を有している場合であります。

関連会社又は共同支配企業に対する投資は、取得時に取得原価で認識し、持分法を用いて会計処理しております（以下、持分法適用会社）。持分法では、投資日における投資とこれに対応する被投資会社の資本との間に差額がある場合には、当該差額はのれんとして投資の帳簿価額に含めております。連結財務諸表には、重要な影響力を有するようになった日から期末日までの持分法適用会社の純損益及びその他の包括利益に対する当社グループの持分が含まれております。損失に対する当社グループの負担が、持分法適用会社に対する投資を上回った場合には、当該投資の帳簿価額をゼロまで減額し、当社グループが持分法適用会社に代わって債務を負担又は支払いを行う場合を除き、それ以上の損失を認識していません。

関連会社又は共同支配企業に対する投資の帳簿価額の一部を構成するのれんは区別して認識されないため、個別に減損テストを行っていません。その代わりに、関連会社又は共同支配企業に対する投資額が減損している可能性が示唆される場合には、投資全体の帳簿価額について減損テストを行ってあります。

ホ. 連結上消去される取引

当社グループ内の債権債務残高及び取引高、並びにグループ内取引から発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成に際して消去しております。ただし、未実現損失については、回収不能と認められる部分は消去していません。

(2) 外貨

イ. 外貨建取引

外貨建取引は、取引日における為替レートを用いて当社グループの各機能通貨に換算しております。外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで換算し、換算差額は、純損益として認識しております。当該資産及び負債に係る利得又は損失がその他の包括利益として認識される場合には、当該利得又は損失の換算差額は、その他の包括利益として認識しております。

外貨建の取得原価により測定されている非貨幣性資産及び負債は、取引日の為替レートで換算しております。

ロ. 在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債は、取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含め、期末日の為替レートで換算しております。在外営業活動体の収益及び費用は、平均為替レートで換算しております。

(3) 金融商品

当社グループは、金融商品に係る会計処理について、IFRS第9号「金融商品」（2013年11月改訂）を早期適用しております。

当社グループは、金融商品に関する契約の当事者となった取引日に当該金融商品を認識しております。

当社グループは、以下の場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

- ・金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合
- ・金融資産の所有に係るリスク及び便益を実質的にすべて移転する取引において、金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合

移転した金融資産に関して、当社グループが引き続き保有する持分については、別個の資産又は負債として認識しております。

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を有し、純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

イ. 非デリバティブ金融資産

当社グループは、非デリバティブ金融資産として、償却原価で測定される金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を保有しております。

(償却原価で測定される金融資産)

以下の2つの要件を共に満たす金融資産を、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・当社グループの事業モデルにおいて、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有していること
- ・当該金融資産の契約条件が、元本及び元本残高に対する利息の支払のみによるキャッシュ・フローを生じさせること

当社グループは、当初認識時に当該金融資産を公正価値に取引費用を加算して認識しております。当初認識後は、実効金利法により償却原価で測定しております。

償却原価で測定される金融資産について、毎期末日に減損していることを示す客観的な証拠が存在するかについて評価を行っております。

金融資産が減損していることを示す客観的な証拠には、債務者による支払不履行又は滞納、当社グループが債務者に対して、そのような状況でなければ実施しなかったであろう条件で行った債権のリストラクチャリング、債務者又は発行企業が破産する兆候、活発な市場の消滅等が含まれます。

個別に重要な金融資産は、個別に減損の評価を行っております。個別に重要でない金融資産は、リスクの特徴が類似するものごとにグルーピングを行い、全体として減損の評価を行っております。全体として減損を評価する際には、発生損失額に関する過去の傾向等を考慮しております。

減損損失は、金融資産の帳簿価額と、当該資産の当初の実効金利で割り引いた見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定されます。短期債権に関するキャッシュ・フローは、割り引きの影響が重要でないため割り引いておりません。

減損損失は純損益として認識しております。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産)

当社グループは、当初認識時に、当初認識後に認識される公正価値の変動をその他の包括利益で表示することを選択した資本性金融商品をその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しております。

当該金融資産の認識を売却等により中止する場合には、認識されていた累積利得又は損失を、その他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

(純損益を通じて公正価値で測定する金融資産)

当社グループは、資本性金融商品を除く金融資産で、償却原価で測定される金融資産に分類されなかった金融資産は、公正価値で測定し、その変動は純損益として認識しております。

ロ. 非デリバティブ金融負債

当社グループは、非デリバティブ金融負債として、償却原価で測定される金融負債、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債を認識しております。

(償却原価で測定される金融負債)

当社グループは、償却原価で測定される金融負債として、営業債務、その他の債務、有利子負債（借入金、コーポレート・ペーパー、社債、新株予約権付社債（新株予約権部分を除く）、リース債務）等を認識しております。

当該金融負債は、当初認識時に公正価値から取引費用を直接控除して認識しております。当初認識後は、実効金利法により償却原価で測定しております。

当社グループは、契約上の義務が免責、取消し又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

(純損益を通じて公正価値で測定する金融負債)

当社グループは、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として、条件付対価に係る負債を認識しております。当該金融負債は、公正価値で測定し、その変動は純損益として認識しております。

ハ. 新株予約権付社債

当社グループは、新株予約権付社債の発行による収入を発行条件に基づき、負債部分と資本部分に分類しております。

新株予約権付社債の負債部分は、資本への転換オプションがない類似の負債の公正価値により当初認識しております。資本部分は、新株予約権付社債の公正価値の総額と負債部分の公正価値との差額として当初認識しております。新株予約権付社債の発行に関連する取引費用は、当初認識時に負債部分及び資本部分の帳簿価額の比率に応じて按分し、負債部分及び資本部分の金額から控除しております。

当初認識後は、新株予約権付社債の負債部分は実効金利法を用いた償却原価により測定し、新株予約権付社債の資本部分については再測定を行っておりません。

ニ. デリバティブ金融商品（ヘッジ会計を含む）

当社グループは、為替変動リスク、金利変動リスク及び商品の価格変動リスク等をヘッジする目的でデリバティブ金融商品を保有しております。

デリバティブ金融商品は、公正価値で当初認識され、関連する取引費用を発生時に純損益として認識しております。当初認識後は、公正価値で測定し、ヘッジ手段に指定されたデリバティブ金融商品がヘッジ会計の要件を満たすかによりその変動を以下のように会計処理しております。

（ヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブ金融商品）

ヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブ金融商品の公正価値の変動は、純損益として認識しております。

（ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブ金融商品）

当社グループは、ヘッジ会計を適用するにあたって、ヘッジ開始時に、リスク管理目的、ヘッジ取引を実行する際の戦略及びヘッジ関係の有効性の評価方法を含めたヘッジ手段とヘッジ対象の関係を正式に文書化しております。

当社グループは、ヘッジ対象期間において、ヘッジ手段と関連するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対して非常に高い相殺効果を有することが見込まれるかについて、ヘッジ開始時及びその後も継続的に評価を実施しております。

当社グループは、ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブ金融商品をヘッジ手段として指定し、キャッシュ・フロー・ヘッジを適用しております。キャッシュ・フロー・ヘッジは、キャッシュ・フローの変動可能性に対するエクスポージャーのうち、認識されている資産又は負債に関連する特定のリスク、又は発生可能性が非常に高い予定取引に起因し、純損益に影響を与えるものに対するヘッジであります。

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち、ヘッジ有効部分はその他の包括利益として認識しております。その他の包括利益として認識した金額は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが純損益に影響を及ぼすのと同じ連結会計年度において、その他の包括利益から純損益に振り替えております。ヘッジ非有効部分は純損益として認識しております。

ヘッジ手段が失効、売却、終結又は行使された場合、ヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合、予定取引の発生がもはや見込まれない場合、又はヘッジの指定を取り消した場合には、ヘッジ会計の適用を将来に向けて中止しております。リスク管理目的に変更がない限り、任意のヘッジ指定の取り消しは認められておりません。このため、ヘッジ関係について有効性が認められなくなったものの、リスク管理目的に変更がない場合は、ヘッジ関係が再び有効となるようヘッジ比率を再調整しております。

ホ. 資本

（普通株式）

普通株式は資本に分類しております。普通株式及びストック・オプションの発行に直接関連して発生した費用（税効果考慮後）を資本から控除して認識しております。

（自己株式）

自己株式を取得した場合には、直接関連して発生した費用（税効果考慮後）を含めた支払対価を資本から控除して認識しております。自己株式を処分した場合には、受取対価と自己株式の帳簿価額との差額を資本として認識しております。

(4) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

(5) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうち、いずれか低い方の金額で測定しております。棚卸資産の取得原価には、棚卸資産の取得に係る費用、製造費及び加工費が含まれており、移動平均法に基づいて配分されております。正味実現可能価額は、通常の営業過程における予想販売価額から完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額としております。

(6) 有形固定資産

イ. 認識及び測定

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。

有形固定資産の取得原価には、当該資産の取得に直接関連する支出を含んでおります。自家建設資産の取得原価には、材料費、直接労務費、当該資産を意図した方法で稼働可能な状態にするための直接費用、解体、除去及び原状回復費用、並びに資産計上の要件を満たす借入費用が含まれております。

有形固定資産の取得後に発生した支出のうち、その支出により当社グループに将来の経済的便益をもたらされることが予想され、かつ支出額が信頼性をもって測定可能な場合のみ当該資産の帳簿価額に含めて計上してしております。

有形固定資産の処分により発生する帳簿価額と受取対価の差額は、純損益として認識しております。

ロ. 減価償却

土地等の減価償却を行わない有形固定資産を除き、各資産の取得価額から残存価額を差し引いた償却可能限度額をもとに、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数にわたり定額法で減価償却を行っております。

主な有形固定資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

・建物及び構築物	10－50年
・機械装置及び運搬具	4－15年
・工具器具及び備品	2－15年

減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

(7) のれん及び無形資産

イ. のれん

のれんは子会社の取得時に認識しております。当初認識時におけるのれんの測定については、「(1) イ. 企業結合」に記載しております。

当初認識後、のれんは取得原価から減損損失累計額を控除して表示しております。減損損失の測定方法については、「(9) 非金融資産の減損」に記載しております。

ロ. 研究開発費

新規の科学的又は技術的な知識及び理解を得る目的で実施される研究活動に関する支出は、発生時に費用として認識しております。

開発活動に関する支出は、信頼性をもって測定可能であり、製品又は工程が技術的及び商業的に実現可能であり、将来経済的便益を得られる可能性が高く、当社グループが開発を完成させ、当該資産を使用又は販売する意図及びそのための十分な資源を有している場合のみ無形資産として計上してしております。その他の支出は、発生時に費用として認識しております。

資産計上した開発費は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除して表示しております。

ハ. 企業結合により取得した無形資産

企業結合により取得し、のれんとは区分して認識した無形資産の当初認識額は、取得日現在における公正価値で測定しております。当初認識後は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除して表示しております。

ニ. その他の無形資産

その他の無形資産は、取得原価で当初認識しております。当初認識後は、耐用年数を確定できる無形資産は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除して表示しております。耐用年数を確定できない無形資産は、取得原価から減損損失累計額を控除して表示しております。

ホ. 償却

耐用年数を確定できる無形資産は、当該資産が使用可能な状態になった日から見積耐用年数にわたり、定額法で償却しております。主な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・特許権及び商標権 5－10年
- ・ソフトウェア 5年
- ・顧客関係 7－30年

償却方法及び見積耐用年数は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

(8) リース資産

当社グループは、実質的にすべてのリスク及び経済的便益を享受するリース契約をファイナンス・リースとして分類しております。リース資産は公正価値又は最低支払リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で当初認識しております。

リース資産の減価償却又は償却期間は、リース契約の終了時まで当社グループが所有権を獲得することが合理的に確実な場合には当該資産の経済的耐用年数、そうでない場合にはリース期間又は経済的耐用年数のいずれか短い期間であります。

ファイナンス・リース以外のリース契約はオペレーティング・リースに分類しており、当社グループの連結財政状態計算書には計上されておりません。オペレーティング・リースの支払リース料は、費用としてリース期間にわたって定額法で認識しております。

契約の中にリースが含まれているか否かについては、法的形式をとらないものであっても、契約の実質を基に判断しております。

(9) 非金融資産の減損

当社グループは、棚卸資産及び繰延税金資産を除く非金融資産について、毎期末日に各資産又は資産が属する資金生成単位に対して減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合には、減損テストを実施しております。のれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず、年1回の減損テストを実施しております。

減損テストにおいて、個別にテストされない資産は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・イン・フローから概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小の資産グループ（資金生成単位）に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位は、当該のれんを内部報告目的で管理している最小の単位であり、かつ事業セグメントよりも大きくならないようにしております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額で算定しております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割引いております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まず、その単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するように配分しております。

減損損失の戻し入れは、過去の期間に認識した減損損失を戻し入れる可能性を示す兆候が存在し、回収可能価額の見積りを行った結果、回収可能価額が帳簿価額を上回る場合に行っております。戻し入れる金額は、戻し入れが発生した時点まで減価償却又は償却を続けた場合における帳簿価額を上限としております。なお、のれんに係る減損損失は戻し入れておりません。

(10) 売却目的で保有する非流動資産

継続的な使用ではなく、売却によって回収が見込まれる資産及び資産グループのうち、1年以内に売却する可能性が高く、かつ現在の状態で即時に売却可能で売却が確約されている場合には、売却目的で保有する非流動資産及び処分グループとして分類しております。売却目的で保有する非流動資産は、減価償却又は償却を行わず、帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のうち、いずれか低い方の金額で測定しております。

(11) 従業員給付

従業員給付には、退職後給付制度、短期従業員給付及び株式報酬取引が含まれております。退職後給付制度は、確定給付型年金制度と確定拠出型年金制度からなります。

イ. 確定給付型年金制度

確定給付型年金制度に関連する債務額は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産を控除した金額で認識しております。

確定給付制度債務の現在価値は、毎年、年金数理人によって予測単位積増方式を用いて算定しております。この算定に用いる割引率は、将来の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の利回りに基づいております。

数理計算上の差異は、発生時に即時にその他の包括利益として認識し、過去勤務費用及び清算損益は純損益として認識しております。

ロ. 確定拠出型年金制度

確定拠出型年金制度の退職給付に係る費用は、拠出した時点で費用として認識しております。

ハ. 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算を行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識しております。

賞与については、当社グループが、従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の法的及び推定的債務を負っており、かつその金額が信頼性をもって見積ることができる場合、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

ニ. 株式報酬取引

当社は、当社グループの取締役、執行役員及び従業員に対して、当社株式を購入する権利を行使できるストック・オプションを付与しております。ストック・オプションは付与日における公正価値で見積り、権利が確定するまでの期間にわたり、純損益として認識し、同額を資本として認識しております。

当社グループは、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」の免除規定を選択し、2002年11月7日以後に付与され、当社グループのIFRS移行日以前に権利が確定したストック・オプションについて、IFRS第2号「株式に基づく報酬」を適用しておりません。

(12) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、債務の金額が信頼性をもって見積りができる場合に認識しております。引当金の貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割引しております。時の経過に伴う割引額の割り戻しは金融費用として認識しております。

事業構造改善引当金は、事業構造改善のための退職優遇制度の拡充、一部の事業整理等により、今後発生が見込まれる損失について、合理的に見積られる金額を計上しております。

(13) 収益

通常の営業活動における物品の販売による収益は、受領する対価から、返品、値引き及び割り戻しを減額した公正価値で測定しております。当社グループは、物品の所有に伴う重要なリスク及び便益が買い手に移転し、対価の回収可能性が高く、関連原価や返品の可能性を合理的に見積ることができる場合、物品に関しての継続的な管理上の関与を有しておらず、収益の金額が信頼性をもって測定することができる場合、収益を認識しております。

(14) 営業利益及び事業利益

連結純損益計算書における「営業利益」は、当社グループの業績を継続的に比較・評価することに資する指標であります。「その他収益」及び「その他費用」の主な内訳には、為替差損益、固定資産売却益、固定資産除却損、減損損失、事業構造改善費用などがあります。「事業利益」には、金融収益・費用及び法人所得税費用を除いたすべての収益・費用が含まれております。

(15) 金融収益及び金融費用

金融収益は、受取利息、受取配当金、デリバティブ利益（その他の包括利益で認識されるヘッジ手段に係る利益を除く）等から構成されております。受取利息は、実効金利法を用いて発生時に認識しております。受取配当金は、当社グループの受領権が確定した時点で認識しております。

金融費用は、支払利息、デリバティブ損失（その他の包括利益で認識されるヘッジ手段に係る損失を除く）等から構成されております。

(16) 法人所得税

法人所得税は、当期税金と繰延税金から構成されております。これらは、直接資本又はその他の包括利益で認識される項目を除き、純損益として認識しております。

当社グループの当期税金は、期末日時点において施行又は実質的に施行されている税率を使用し、税務当局に納付又は税務当局から還付されると予想される額で算定しております。

当社グループの繰延税金は、会計上の資産及び負債の帳簿価額と税務上の資産及び負債の金額との一時差異に基づいて、期末日に施行又は実質的に施行される法律に従い一時差異が解消される時に適用されることが予測される税率を用いて算定しております。

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内ですべての将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除を認識し、毎期末日に見直しを行い、税務便益が実現する可能性が高い範囲内でのみ認識しております。

ただし、繰延税金資産は、企業結合以外の取引で、会計上の利益にも課税所得にも影響を与えない取引における資産又は負債の当初認識から生じる場合には認識しておりません。

子会社等に対する持分に係る将来減算一時差異は、以下の両方を満たす可能性が高い範囲内でのみ繰延税金資産を認識しております。

- ・当該一時差異が、予測し得る期間内に解消される場合
- ・当該一時差異を使用することができ、課税所得が稼得される場合

繰延税金負債は、以下の場合を除き、すべての将来加算一時差異について認識しております。

- ・のれんの当初認識時
- ・企業結合以外の取引で、会計上の利益にも課税所得にも影響を与えない取引における資産又は負債の当初認識から生じる場合
- ・子会社等に対する持分に係る将来加算一時差異で、親会社が一時差異を解消する時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金資産及び繰延税金負債は、当期税金資産及び当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ以下のいずれかの場合に相殺しております。

- ・法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合
- ・異なる納税主体に課されているものの、これらの納税主体が当期税金資産及び当期税金負債を純額ベースで決済することを意図している、もしくは当期税金資産を実現させると同時に当期税金負債を決済することを意図している場合

(17) 1株当たり当期純利益

基本的1株当たり当期純利益は、親会社の所有者に帰属する当期純利益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して算定しております。

希薄化後1株当たり当期純利益は、希薄化効果を有するすべての潜在的普通株式による影響を調整して算定しております。

(18) 適用されていない新たな基準書及び解釈指針

基準書及び解釈指針の新設又は改訂のうち、2017年12月31日に終了する連結会計年度にまだ適用されておらず、当社グループの連結財務諸表の作成に際して適用していない主な基準書等は以下のとおりであります。

基準書	基準名	強制適用時期 (以降開始年度)	当社グループ 適用年度	新設・改訂の概要
IFRS第9号 (2014年7月改訂)	金融商品	2018年1月1日	2018年12月期	金融商品の分類及び測定の見直し、 金融資産の予想信用損失モデルによる 減損規定の導入
IFRS第15号	顧客との契約から 生じる収益	2018年1月1日	2018年12月期	収益の認識に関する会計処理及び開示 を規定

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」では、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って表示する過去の各報告期間に遡及適用する方法（遡及適用法）及び遡及適用し本基準の適用開始による累積的影響を適用開始日に認識する方法（累積的影響法）のいずれかを適用することが認められます。また、当社グループは、IFRS第15号の適用が、主に顧客から受け取る対価の測定に影響を与えると考えております。当社グループは、本基準書を累積的影響法により適用することを予定しており、受け取る対価を本基準書に従って測定した結果、2018年1月1日より開始する連結会計年度の期首利益剰余金がおおよそ1億円減少すると見積もっております。

IFRS第9号「金融商品（2014年7月改訂）」の適用により、2018年12月期の連結財務諸表に与える重要な影響は、現時点では想定されておられません。

上記以外の未適用の基準書が、当社グループの連結財務諸表に与える影響は検討中であり、現時点で見積もることはできません。

基準書	基準名	強制適用時期 (以降開始年度)	当社グループ 適用年度	新設・改訂の概要
IFRS第2号 (2016年6月改訂)	株式に基づく報酬 取引の分類及び測定	2018年1月1日	2018年12月期	株式に基づく報酬取引の会計処理の明 確化
IFRIC第22号	外貨建取引と前 払・前受対価	2018年1月1日	2018年12月期	資産、費用または収益の認識に先立 ち、非貨幣性の前払資産、前受収益負 債を認識する外貨建取引の換算レート の明確化
IFRS第16号	リース	2019年1月1日	2019年12月期	リースの定義及び会計処理の改訂
IFRIC第23号	法人所得税の処理 に関する不確実性	2019年1月1日	2019年12月期	税務処理に関する不確実性がある状況 における法人所得税の会計処理の明 確化
IAS第19号 (2018年2月改訂)	従業員給付	2019年1月1日	2019年12月期	制度改正、縮小又は清算が生じた場合 の会計処理の明確化
IAS第28号 (2017年10月改訂)	関連会社及び共同 支配企業に対する 投資	2019年1月1日	2019年12月期	関連会社または共同支配企業に対する 長期持分に対する会計処理の明確化

4 事業セグメント

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、製品・サービス別に、「ガラス」「電子」「化学品」の3カンパニーを置いてきましたが、当連結会計年度よりマーケット視点をより重視し、従来の「ガラス」カンパニーを「ビルディング・産業ガラス」カンパニーと「オートモーティブ」カンパニーに分割し、4カンパニーとしております。

各カンパニーは、取扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、グローバルに事業活動を展開しております。

なお、「ビルディング・産業ガラス」及び「オートモーティブ」につきましては、サプライチェーンの最上流に位置し最大の資産であるフロート板ガラス製造設備（ガラス溶解窯）等を、共同で活用しており、両カンパニー共用の資産・負債が併存しております。共用の状況は生産や販売の需給変動で左右されます。これらの状況を考慮し、財務諸表については分離することが困難であるため、「ビルディング・産業ガラス」及び「オートモーティブ」にて「ガラス」セグメントとし、財務諸表を作成しております。また、経営資源の配分の決定がそれぞれの業績に密接に影響を与え、業績評価についても不可分の関係にあることから、全体最適生産、シナジー効果の維持等を目的に、両カンパニープレジデント等参加の下で「ガラスセグメント会議」等を設置し、グループ利益の最大化を協働で図っております。これらの状況を踏まえて、「ビルディング・産業ガラス」及び「オートモーティブ」にて「ガラス」セグメントとしての報告を継続しております。

したがって、当社グループは、「ガラス」「電子」「化学品」の3つを報告セグメントとしております。

なお、各報告セグメントに属する主要な製品の種類は、以下のとおりであります。

報告セグメント	主要製品
ガラス	フロート板ガラス、型板ガラス、網入り磨板ガラス、Low-E（低放射）ガラス、装飾ガラス、建築用加工ガラス（断熱・遮熱複層ガラス、防災・防犯ガラス、防・耐火ガラス等）、自動車用ガラス等
電子	液晶用ガラス基板、ディスプレイ用特殊ガラス、車載ディスプレイ用カバーガラス、ディスプレイ用周辺部材、ソーラー用ガラス、産業用加工ガラス、半導体プロセス用部材、オプトエレクトロニクス用部材、照明用製品、理化学用製品等
化学品	塩化ビニル、塩化ビニル原料、苛性ソーダ、ウレタン原料、フッ素樹脂、撥水撥油剤、ガス、溶剤、医農薬中間体・原体、ヨウ素製品等

(1) 報告セグメント

前連結会計年度（自 2016年1月1日 至 2016年12月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			セラミックス・その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	ガラス	電子	化学品				
外部顧客への売上高	679,071	257,069	314,392	32,037	1,282,570	—	1,282,570
セグメント間の売上高	936	1,069	2,207	38,727	42,940	△42,940	—
計	680,007	258,139	316,599	70,765	1,325,511	△42,940	1,282,570
セグメント利益又は損失 (営業利益)	31,825	24,985	39,998	△217	96,591	△298	96,292
当期純利益	—	—	—	—	—	—	53,362
その他の項目							
減価償却費及び償却費	42,553	55,675	21,535	2,159	121,924	△120	121,803
減損損失（非金融資産）	2,242	11,562	—	—	13,805	—	13,805
資本的支出	50,275	42,866	32,449	532	126,124	△99	126,025
持分法適用会社への投資額	30,763	1,881	1,696	2,547	36,889	—	36,889

セグメント間の取引の価格は、主に市場価格や製造原価に基づいております。

「セラミックス・その他」では、セラミックス製品、物流・金融サービス等を扱っております。

当連結会計年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			セラミックス・その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	ガラス	電子	化学品				
外部顧客への売上高	733,953	260,626	435,145	33,807	1,463,532	—	1,463,532
セグメント間の売上高	1,166	1,765	2,459	41,607	46,998	△46,998	—
計	735,119	262,391	437,605	75,415	1,510,531	△46,998	1,463,532
セグメント利益又は損失 (営業利益)	27,064	27,334	63,671	1,428	119,499	147	119,646
当期純利益	—	—	—	—	—	—	79,297
その他の項目							
減価償却費及び償却費	45,413	51,346	29,440	2,136	128,336	△110	128,226
減損損失（非金融資産）	7	1,783	1,095	—	2,885	—	2,885
資本的支出	63,794	48,004	50,521	2,817	165,139	△43	165,095
持分法適用会社への投資額	31,715	2,022	3,047	2,790	39,575	—	39,575

セグメント間の取引の価格は、主に市場価格や製造原価に基づいております。

「セラミックス・その他」では、セラミックス製品、物流・金融サービス等を扱っております。

(2) 製品及びサービスに関する情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

外部顧客への売上高が10%を超える単一の相手先がないため、記載を省略しております。

(4) 地域別セグメント

各年度の売上高の地域別内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
日本	381,006	409,121
アジア	446,295	531,840
欧州	286,898	332,394
その他	168,369	190,176
合計	1,282,570	1,463,532

(注) 売上高は、販売仕向先の所在地によっております。

各年度の非流動資産の地域別内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2016年12月31日)	当連結会計年度末 (2017年12月31日)
日本	284,034	300,973
アジア	470,048	528,923
欧州	184,266	274,110
その他	71,137	104,400
合計	1,009,487	1,208,408

注 1 非流動資産には、「持分法で会計処理されている投資」、「その他の金融資産」及び「繰延税金資産」を含めておりません。

2 非流動資産は、資産の所在地によっております。

5 現金及び現金同等物

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2016年12月31日)	当連結会計年度末 (2017年12月31日)
現金及び預金	147,695	126,881
譲渡性預金	5	5
預入期間が3カ月を超える定期預金	△376	△470
合計	147,325	126,417

前連結会計年度末及び当連結会計年度末の連結財政状態計算書上における「現金及び現金同等物」の残高と連結キャッシュ・フロー計算書上における「現金及び現金同等物」の残高は一致しております。

6 営業債権及びその他の債権

営業債権

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2016年12月31日)	当連結会計年度末 (2017年12月31日)
受取手形	16,412	17,172
売掛金	227,071	246,133
貸倒引当金	△2,007	△2,808
合計	241,476	260,497

営業債権に関連する当社グループの為替変動リスクに対するエクスポージャー及び減損損失は、「注記25 金融商品」にて記載しております。

その他の債権

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2016年12月31日)	当連結会計年度末 (2017年12月31日)
未収入金	22,050	22,207
その他	15,922	21,567
合計	37,972	43,774

7 棚卸資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2016年12月31日)	当連結会計年度末 (2017年12月31日)
商品及び製品	100,852	115,964
仕掛品	46,087	55,640
原材料及び貯蔵品	80,344	90,103
合計	227,284	261,708

純損益として認識した棚卸資産の評価減の金額及び評価減の戻し入れの金額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
評価減の金額	△7,670	△6,154
評価減の戻し入れの金額	5,349	4,624

8 有形固定資産

(1) 増減表

「建設仮勘定」には、建設中の有形固定資産に関する支出額が含まれます。

各有形固定資産の「個別取得」の金額は、「建設仮勘定」から振り替えられた金額を含めて表示しております。

「減価償却費」は、連結純損益計算書上、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に計上しております。

前連結会計年度（自 2016年1月1日 至 2016年12月31日）

取得原価

(単位：百万円)

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計額
1月1日残高	641,747	1,944,273	126,347	97,838	98,574	2,908,782
個別取得	29,963	104,951	9,820	376	△26,372	118,739
企業結合による取得	424	311	103	402	—	1,241
売却及び除却	△7,728	△57,082	△4,885	△554	△1,232	△71,484
為替換算差額	△9,486	△49,001	△2,466	△1,513	△5,517	△67,985
その他の増減	△4,949	△1,173	△1	—	△2,523	△8,648
12月31日残高	649,971	1,942,279	128,917	96,549	62,928	2,880,645

減価償却累計額及び減損損失累計額

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計額
1月1日残高	△369,402	△1,436,171	△106,346	△13,734	△831	△1,926,485
減価償却費	△18,043	△89,413	△7,382	—	—	△114,839
減損損失	△3,634	△9,160	△91	△124	△241	△13,252
売却及び除却	4,793	56,338	2,947	—	282	64,362
為替換算差額	5,808	37,197	1,940	0	0	44,947
その他の増減	2,476	△342	△41	—	399	2,491
12月31日残高	△378,002	△1,441,550	△108,973	△13,858	△390	△1,942,775

帳簿価額

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計額
1月1日残高	272,345	508,102	20,001	84,103	97,743	982,296
12月31日残高	271,969	500,728	19,944	82,690	62,537	937,869

当連結会計年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

取得原価

(単位：百万円)

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計額
1月1日残高	649,971	1,942,279	128,917	96,549	62,928	2,880,645
個別取得	15,644	77,187	11,019	199	55,178	159,227
企業結合による取得	16,902	45,676	446	1,073	1,792	65,891
売却及び除却	△15,773	△65,970	△6,878	△3,205	△1,905	△93,733
為替換算差額	18,534	69,151	1,341	1,672	936	91,635
その他の増減	△811	△1,221	△76	△15	△43	△2,169
12月31日残高	684,466	2,067,102	134,769	96,272	118,886	3,101,497

減価償却累計額及び減損損失累計額

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計額
1月1日残高	△378,002	△1,441,550	△108,973	△13,858	△390	△1,942,775
減価償却費	△20,260	△90,577	△8,556	—	—	△119,394
減損損失	△307	△2,049	△23	—	△339	△2,720
売却及び除却	14,115	62,926	6,063	131	215	83,452
為替換算差額	△9,812	△50,113	△960	—	△25	△60,912
その他の増減	960	452	41	—	—	1,454
12月31日残高	△393,306	△1,520,912	△112,409	△13,727	△540	△2,040,895

帳簿価額

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計額
1月1日残高	271,969	500,728	19,944	82,690	62,537	937,869
12月31日残高	291,159	546,190	22,360	82,545	118,346	1,060,601

(2) 減損損失

有形固定資産は、ビジネス・ユニットをもとに、概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小の単位である資金生成単位にグルーピングされております。

資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のいずれか高い方の金額で計上しております。

使用価値は、以下の主要な仮定に基づいて算定しております。

各資金生成単位における将来キャッシュ・フローは、毎年、最新の予算や中期経営計画に基づき、以降の期間の将来キャッシュ・フローは、事業の成長性を考慮した数値を使用しております。将来キャッシュ・フローの予測期間は、各資金生成単位の事業に応じた適切な期間を設定しております。

各資金生成単位に適用される割引率は、税引前加重平均資本コスト等を基礎に、外部情報及び内部情報を用いて事業に係るリスク等が適切に反映されるよう算定しております。

前連結会計年度において、市場の低迷あるいは変化等により、電子セグメントに含まれている諸事業、自動車用ガラス事業の有形固定資産の一部について、収益性の著しい低下などの減損の兆候が認められ、今後の業績見通し及び回収可能性を考慮した結果、13,252百万円の減損損失を認識しております。なお、回収可能価額は使用価値を基礎としており、割引率8～10%を用いて将来キャッシュ・フローを割引くことにより算定しております。

当連結会計年度において、市場の低迷あるいは変化等により、電子セグメントや化学品セグメントに含まれている有形固定資産の一部について、収益性の著しい低下などの減損の兆候が認められ、今後の業績見通し及び回収可能性を考慮した結果、2,720百万円の減損損失を認識しております。なお、回収可能価額は使用価値を基礎としており、割引率7～11%を用いて将来キャッシュ・フローを割引いた結果、その大部分は零として算定されております。

減損損失は、連結純損益計算書上、「その他費用」に計上しております。

(3) リース資産

当社グループは、一部の生産設備をリースしており、その契約条項に基づき会計処理しております。前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、リース資産の減価償却累計額及び減損損失累計額控除後の帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2016年12月31日)	当連結会計年度末 (2017年12月31日)
建物及び構築物	1,170	972
機械装置及び運搬具	707	621
工具器具及び備品	360	258
合計	2,238	1,853

いくつかのリース契約には、更新又は購入選択権が含まれております。サブリース契約及びエスカレーション条項並びに、リース契約によって課された制限（配当や追加借入及び追加リースに関する制限等）はありません。

9 のれん及び無形資産

(1) 増減表

取得原価

(単位：百万円)

前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)					当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)				
	のれん	無形資産				のれん	無形資産		
		顧客関係	その他	合計			顧客関係	その他	合計
1月1日残高	56,485	—	126,076	126,076	1月1日残高	55,605	1,375	126,585	127,960
個別取得	—	—	7,286	7,286	個別取得	—	—	5,867	5,867
企業結合による取得	1,432	1,270	186	1,457	企業結合による取得	38,708	28,994	2,734	31,729
売却及び除却	—	—	△3,880	△3,880	売却及び除却	—	—	△3,052	△3,052
為替換算差額	△2,888	104	△3,204	△3,100	為替換算差額	7,225	924	4,070	4,995
その他の増減	575	—	121	121	その他の増減	—	—	△116	△116
12月31日残高	55,605	1,375	126,585	127,960	12月31日残高	101,539	31,294	136,089	167,384

償却累計額及び減損損失累計額

前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)					当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)				
	のれん	無形資産				のれん	無形資産		
		顧客関係	その他	合計			顧客関係	その他	合計
1月1日残高	△22,254	—	△98,619	△98,619	1月1日残高	△20,745	△49	△100,511	△100,560
償却費	—	△47	△6,917	△6,964	償却費	—	△1,388	△7,443	△8,832
減損損失	—	—	△552	△552	減損損失	—	—	△164	△164
売却及び除却	—	—	3,753	3,753	売却及び除却	—	—	2,914	2,914
為替換算差額	1,508	△1	1,957	1,955	為替換算差額	△2,036	△40	△2,741	△2,782
その他の増減	—	—	△132	△132	その他の増減	—	—	79	79
12月31日残高	△20,745	△49	△100,511	△100,560	12月31日残高	△22,781	△1,478	△107,867	△109,346

帳簿価額

前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)					当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)				
	のれん	無形資産				のれん	無形資産		
		顧客関係	その他	合計			顧客関係	その他	合計
1月1日残高	34,231	—	27,456	27,456	1月1日残高	34,859	1,326	26,073	27,400
12月31日残高	34,859	1,326	26,073	27,400	12月31日残高	78,757	29,816	28,222	58,038

償却費は、連結純損益計算書上、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に計上しております。

(2) のれんを含む資金生成単位の減損テスト

各資金生成単位に配分されたのれんの帳簿価額の合計は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2016年12月31日)	当連結会計年度末 (2017年12月31日)
ガラス	23,460	25,859
電子	6,698	7,083
化学品	4,700	45,815
合計	34,859	78,757

資金生成単位に配分されたのれんの回収可能価額は、使用価値によって算定しております。使用価値の仮定については、「注記8 有形固定資産」に記載しております。

当連結会計年度において、バイオ医薬品原薬の開発製造を受託しているCMCバイオロジックス社の買収を行っており、この買収に伴う39,668百万円のものについては化学品セグメントの金額に含まれております。当該のれんの減損テストにおいては、バイオ医薬品市場の平均成長率（10%を想定）に当社グループのシナジー効果による成長性を加味した5年間の将来キャッシュ・フローに、以後の永続価値を加えて使用価値を算出しております。また、減損テストの判定に使用した割引率は12%（税引前）であります。仮に将来見込んでいた成長率を下回った場合、もしくは割引率が3%上昇した場合、減損損失が発生する可能性があります。

上記を除いたのれんを含む資金生成単位の減損テストに使用した主な割引率（税引前）は、前連結会計年度において6～9%、当連結会計年度において6～15%であります。また、減損が発生していないのれんについて、減損テストに使用した主要な仮定が変更された場合に減損が発生するリスクがあります。仮に前連結会計年度にて割引率が5%、当連結会計年度にて割引率が6%上昇した場合、減損損失が発生する可能性があります。

前連結会計年度及び当連結会計年度にて、のれんの減損損失は認識しておりません。

(3) 無形資産の減損損失

前連結会計年度において、電子セグメントに含まれている諸事業にて552百万円の減損損失を認識しております。

当連結会計年度において、電子セグメント及び化学品セグメントに含まれている諸事業にて164百万円の減損損失を認識しております。

減損損失は、連結純損益計算書上、「その他費用」に計上しております。使用価値の仮定、減損損失の認識に至った事象、状況は「注記8 有形固定資産」に記載しております。

10 持分法適用会社

持分法適用会社に対する投資の帳簿価額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2016年12月31日)	当連結会計年度末 (2017年12月31日)
持分法で会計処理されている投資	36,889	39,575

持分法適用会社の純損益及びその他の包括利益の持分取込額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
持分法による投資利益	1,815	1,753
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	128	△93
合計	1,944	1,659

前連結会計年度及び当連結会計年度において、持分法適用会社のうち、個々に重要性のある関連会社又は共同支配企業は該当ありません。

11 繰延税金資産・負債

(1) 未認識の繰延税金資産

当社グループは、将来減算一時差異、将来課税所得計画及びタックス・プランニングを考慮して繰延税金資産を認識しております。ただし、以下の項目については繰延税金資産を認識しておりません。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2016年12月31日)	当連結会計年度末 (2017年12月31日)
繰越欠損金	373,728	357,674
将来減算一時差異	231,764	240,474
合計	605,493	598,149

繰延税金資産を認識していない繰越欠損金の金額と繰越期限は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2016年12月31日)	当連結会計年度末 (2017年12月31日)
1年目	1,396	1,773
2年目	1,705	1,947
3年目	1,745	31,699
4年目	29,605	6,218
5年目以降	339,275	316,035
合計	373,728	357,674

(2) 未認識の繰延税金負債

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における繰延税金負債を認識していない子会社等に対する持分に係る将来加算一時差異の総額は、それぞれ337,942百万円、283,525百万円です。

上記の将来加算一時差異は、当社グループが一時差異を解消する時期をコントロールでき、予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高いため、当該一時差異に係る繰延税金負債を認識しておりません。

(3) 認識された繰延税金資産・負債

繰延税金資産・負債は以下の項目に起因するものであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2016年12月31日)	当連結会計年度末 (2017年12月31日)
繰延税金資産		
退職給付に係る負債	24,329	20,006
減価償却費	7,766	7,765
減損損失	2,346	1,700
繰越欠損金	24,019	16,688
その他	26,762	27,099
繰延税金資産合計	85,225	73,261
繰延税金負債		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	△41,316	△45,603
退職給付信託設定益	△7,882	△8,352
減価償却費	△11,299	△21,602
固定資産圧縮積立金	△4,831	△4,579
その他	△12,584	△29,459
繰延税金負債合計	△77,914	△109,597
繰延税金資産の純額	7,311	△36,335

(4) 繰延税金資産・負債の増減内容

繰延税金資産・負債の増減内容は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2016年12月31日)	当連結会計年度末 (2017年12月31日)
1月1日残高(純額)	△2,558	7,311
純損益で認識された額	8,775	△24,198
その他の包括利益で認識された額	1,624	△12,983
その他企業結合等	△530	△6,465
12月31日残高(純額)	7,311	△36,335

12 営業債務及びその他の債務

営業債務

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2016年12月31日)	当連結会計年度末 (2017年12月31日)
支払手形	3,225	1,413
買掛金	134,364	158,076
合計	137,590	159,489

その他の債務

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2016年12月31日)	当連結会計年度末 (2017年12月31日)
未払金	54,103	63,067
未払費用	34,856	36,976
その他	21,869	27,536
合計	110,829	127,580

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2016年12月31日)	当連結会計年度末 (2017年12月31日)
短期借入金	36,689	43,073
コマーシャル・ペーパー	—	30,593
1年内返済予定の長期借入金	45,953	62,941
1年内償還予定の社債	20,000	—
短期リース債務	715	687
流動負債合計	103,359	137,296
長期借入金	277,838	279,401
社債	49,918	69,876
長期リース債務	2,852	2,511
非流動負債合計	330,609	351,789
有利子負債合計	433,968	489,085

当社グループの金利変動リスク、為替変動リスク及び流動性リスクに関する情報は、「注記25 金融商品」に記載しております。

担保に供している資産については、「注記28 担保」に記載しております。

(1) 社債

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (年) (%) (注2)	担保	償還 期限
旭硝子株式会社 (当社)	第12回社債	2009年 1月29日	29,970	29,988	1.94	なし	2019年 1月29日
旭硝子株式会社 (当社)	第13回社債	2012年 12月20日	20,000 (20,000)	—	0.31	なし	2017年 12月20日
旭硝子株式会社 (当社)	第14回社債	2013年 6月3日	19,948	19,958	1.01	なし	2023年 6月2日
旭硝子株式会社 (当社)	第15回社債	2017年 5月29日	—	19,928	0.31	なし	2027年 5月28日
合計(注1)	—	—	69,918 (20,000)	69,876 (—)	—	—	—

注 1 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

2 「利率」欄には、それぞれの社債において当連結会計年度末で適用されている券面金利を記載しております。したがって、実効金利とは異なります。

(2) 借入金等

当連結会計年度における「短期借入金」、「コマーシャル・ペーパー」、「1年内返済予定の長期借入金」及び「長期借入金」の平均利率は、それぞれ1.2%、0.2%、1.7%、1.1%であります。

「長期借入金」の返済期限は、2019年～2030年であります。

(3) リース債務

リース債務の期日別残高及び現在価値は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2016年12月31日)		当連結会計年度末 (2017年12月31日)	
	期日別残高	現在価値	期日別残高	現在価値
1年以内	808	715	770	687
1年超5年以内	2,045	1,755	1,876	1,646
5年超	1,332	1,096	1,089	865
合計	4,187	3,568	3,737	3,199

(4) 財務活動から生じた負債

当社グループは、2017年1月1日よりIAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」(2016年1月29日改訂)を適用しており、当連結会計年度の財務活動から生じた負債の変動を開示しております。

当連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(単位：百万円)

		借入金	コマーシャル・ペーパー	社債	リース債務	財務活動から生じた負債合計
1月1日残高		360,481	—	69,918	3,568	433,968
キャッシュ・フロー		841	30,647	△76	△769	30,642
非 資 金 変 動	リース債務の増加	—	—	—	388	388
	為替換算差額	8,541	△54	—	14	8,501
	連結範囲の変更	15,553	—	—	1	15,555
	その他	—	—	33	△4	29
12月31日残高		385,417	30,593	69,876	3,199	489,085

リース債務の返済による支出は、連結キャッシュ・フロー計算書上、財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2016年12月31日)	当連結会計年度末 (2017年12月31日)
事業構造改善引当金	3,023	1,362
その他	1,235	530
流動負債合計	4,259	1,893
事業構造改善引当金	1,775	762
その他	8,925	9,283
非流動負債合計	10,701	10,045

「その他」には、識別可能なリスクに係る未確定債務に関連した諸引当である、資産除去債務や環境関連支出等に関する引当金が含まれております。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、重要な資産除去債務はありません。

引当金の増減内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)		
	事業構造改善引当金	その他	合計
1月1日残高	4,799	10,161	14,960
期中増加額	242	2,679	2,922
目的使用による減少額	△2,089	△2,935	△5,025
期中戻入額	△917	△536	△1,453
その他	90	445	535
12月31日残高	2,125	9,813	11,938

当連結会計年度における事業構造改善引当金については、事業構造改善のための退職優遇制度の拡充、一部の事業整理等により、今後発生が見込まれる損失を見積り、認識・測定しております。支払時期は、将来の事業計画等により影響を受けます。

15 退職給付

当社グループは、退職給付制度として、確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けております。

前連結会計年度において、米国子会社の確定給付型年金制度の一部の加入者に対し、一時金で給付決済を行う改定を行っております。

確定給付型年金制度における給付の水準は、個々の従業員の勤務期間中における貢献度に応じて一定のポイントに基づいて決定しております。資産の管理・運用・給付は、主に企業年金基金によって行われております。企業年金の運用利回りは制度の持続可能性を反映して決定しております。

(1) 確定給付型年金制度

確定給付型年金制度の連結財政状態計算書上の金額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2016年12月31日)	当連結会計年度末 (2017年12月31日)
確定給付制度債務の現在価値	△377,430	△378,472
制度資産の公正価値	310,969	328,381
合計	△66,461	△50,090
前払年金費用(注)	403	495
退職給付に係る負債	△66,865	△50,585

(注) 前払年金費用は、連結財政状態計算書上、「その他の非流動資産」に含まれております。

(当社の企業年金制度)

当社では、法的に独立したAGC企業年金基金によって制度が運営されております。AGC企業年金基金には代議員会が設置され、事業主において選出する者と加入者が互選する者、各々半数ずつで構成されております。代議員より役員として理事と監事を互選し、理事長(代議員会の議長)を選出しております。

確定給付企業年金法等において、当社には年金給付を行うAGC企業年金基金への掛金の拠出等の義務が課されております。基金の理事には法令、法令に基づいてする厚生労働大臣又は地方厚生局長の処分、AGC企業年金基金の規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のために忠実に、積立金の管理及び運用に関する業務を遂行する義務等の責任が課されております。また、自己又はAGC企業年金基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、積立金の管理及び運用の適正を害する行為は、理事の禁止行為とされております。

イ. 確定給付制度債務の現在価値の変動

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
1月1日残高	△367,919	△377,430
制度から支払われた給付	15,393	20,797
当期勤務費用	△9,852	△9,467
利息費用	△5,544	△4,540
過去勤務費用及び清算	8,633	△1,607
数理計算上の差異	△19,093	△3,802
人口統計上の仮定の変更による	△1,340	△358
財務上の仮定の変更による	△14,461	2,025
その他	△3,291	△5,469
為替換算差額	839	△1,458
その他	111	△962
12月31日残高	△377,430	△378,472

確定給付制度債務の加重平均デュレーションは、前連結会計年度末は主に16年、当連結会計年度末は主に16年であります。

ロ. 制度資産の公正価値の変動

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
1月1日残高	311,976	310,969
事業主による拠出	9,633	11,263
給付支給額	△13,834	△18,999
利息収益(注)	3,729	2,888
清算	△5,381	—
制度資産に係る収益(利息収益を除く)	5,122	21,711
為替換算差額	△98	602
その他	△176	△53
12月31日残高	310,969	328,381

(注) 利息収益は、制度資産の公正価値に割引率を乗じた金額で測定しております。

当社グループは、翌連結会計年度において確定給付制度へ、8,149百万円拠出する予定であります。

当社においては、AGC企業年金基金の規約に基づき将来にわたり財政の均衡を保つことができるように5年毎に基金の事業年度末日を基準日として掛金の額の再計算を行うことが規定されております。

再計算では、掛金に係る基礎率(予定利率、予定死亡率、予定脱退率、予定昇給指数、予定新規加入者数等)を見直し、掛金の妥当性を再検証しております。

ハ. 制度資産の構成項目

制度資産は、確定給付制度の持続可能性を確保する目的で運用しております。制度資産は、主として株式及び債券に投資されており、これらの市場リスクにさらされております。制度資産への投資によるリスクとリターンの目標は方針として策定されております。投資の成果は適切にモニタリングされ、積み立ての状況や投資先の市場の動向に留意しつつ、定期的の方針の見直しを行っております。

制度資産の構成項目は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2016年12月31日)			当連結会計年度末 (2017年12月31日)		
	活発な市場における公表価格があるもの	活発な市場における公表価格がないもの	計	活発な市場における公表価格があるもの	活発な市場における公表価格がないもの	計
株式	85,340	49,613	134,953	87,504	57,951	145,456
債券	60,993	79,898	140,891	49,077	92,729	141,806
その他	1,371	33,752	35,123	1,651	39,466	41,118
合計	147,705	163,263	310,969	138,234	190,147	328,381

活発な市場における公表価格がないものの株式には、国内及び海外の上場株式で構成される私募投資信託が含まれております。また、「その他」には現金同等物等が含まれております。

ニ. 確定給付制度に関する費用の内訳

確定給付制度に関して費用として認識した金額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
当期勤務費用	△9,852	△9,467
利息費用	△5,544	△4,540
利息収益	3,729	2,888
過去勤務費用及び清算損益	3,252	△1,607
合計	△8,415	△12,733

上記費用は、連結純損益計算書上、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」等に計上しております。

ホ. 数理計算上の仮定

期末日現在の主要な数理計算上の仮定は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (2016年12月31日)	当連結会計年度末 (2017年12月31日)
割引率 (%)	0.7	0.6

数理計算上の仮定には、上記以外に予定昇給率、死亡率、予定退職率等が含まれます。

へ. 数理計算上の仮定の感応度分析

期末日時点で、以下に示された割合で割引率が変動した場合、確定給付制度債務の増減額は以下のとおりであります。この分析は、他のすべての変数が一定であると仮定しております。

(単位：百万円)

	当連結会計年度末 (2017年12月31日)
割引率 (0.5%高)	24,620
割引率 (0.5%低)	△28,020

(2) 確定拠出型年金制度

確定拠出制度に関して費用として認識した金額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
確定拠出制度に関する費用	△1,973	△2,099

上記費用は、連結純損益計算書上、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に計上しております。

16 株式報酬

(1) 株式報酬制度の内容

当社は、当社グループの取締役、執行役員及び従業員に対して、当社株式を購入する権利を付与するストック・オプションを付与しております。当制度の下では、新株予約権1個当たり普通株式200株が付与対象者に付与されます。権利行使期間内に、権利行使されない場合には、当該オプションは失効いたします。

全般的な契約条件については、以下のとおりであります。付与時点における株式数にて表示しております。

付与日	株式数 (株)	権利確定条件	権利行使期間	行使価格 (円)
2007年7月2日 (株式報酬型)	53,200	(注1)	2007年7月3日から 2037年7月2日(注1)	1
2008年7月1日 (株式報酬型)	53,000	(注1)	2008年7月2日から 2038年7月1日(注1)	1
2009年7月1日 (株式報酬型)	129,400	(注1)	2009年7月2日から 2039年7月1日(注1)	1
2010年7月1日 (株式報酬型)	86,400	(注1)	2010年7月2日から 2040年7月1日(注1)	1
2010年9月1日 (通常型)	41,000	付与日(2010年9月1日)以降、権利 確定日(2013年8月31日)まで継続し て勤務していること	2013年9月1日から 2019年8月31日	4,310
2011年7月1日 (株式報酬型)	86,000	(注1)	2011年7月2日から 2041年7月1日(注1)	1
2011年7月1日 (通常型)	35,200	付与日(2011年7月1日)以降、権利 確定日(2014年6月30日)まで継続し て勤務していること	2014年7月1日から 2020年6月30日	4,820
2012年7月2日 (株式報酬型)	204,000	(注1)	2012年7月3日から 2042年7月2日(注1)	1
2012年7月2日 (通常型)	61,600	付与日(2012年7月2日)以降、権利 確定日(2015年7月1日)まで継続し て勤務していること	2015年7月2日から 2021年7月1日	2,810
2013年3月26日 (株式報酬型)	55,600	(注1)	2013年3月27日から 2043年3月26日(注1)	1
2013年7月1日 (株式報酬型)	118,400	(注1)	2013年7月2日から 2043年7月1日(注1)	1
2013年7月1日 (通常型)	66,200	付与日(2013年7月1日)以降、権利 確定日(2016年6月30日)まで継続し て勤務していること	2016年7月1日から 2022年6月30日	3,805
2014年7月1日 (株式報酬型)	128,800	(注1)	2014年7月2日から 2044年7月1日(注1)	1
2014年7月1日 (通常型)	66,000	付与日(2014年7月1日)以降、権利 確定日(2017年6月30日)まで継続し て勤務していること	2017年7月1日から 2023年6月30日	3,035
2015年1月27日 (株式報酬型)	4,800	(注1)	2015年1月28日から 2045年1月27日(注1)	1
2015年7月1日 (株式報酬型)	90,200	(注1)	2015年7月2日から 2045年7月1日(注1)	1

付与日	株式数 (株)	権利確定条件	権利行使期間	行使価格 (円)
2015年7月1日 (通常型)	75,200	付与日(2015年7月1日)以降、権利確定日(2018年6月30日)まで継続して勤務していること	2018年7月1日から 2024年6月30日	4,000
2016年2月22日 (株式報酬型)	12,200	(注1)	2016年2月23日から 2046年2月22日(注1)	1
2016年7月1日 (株式報酬型)	139,200	(注1)	2016年7月2日から 2046年7月1日(注1)	1
2016年7月1日 (通常型)	76,000	付与日(2016年7月1日)以降、権利確定日(2019年6月30日)まで継続して勤務していること	2019年7月1日から 2025年6月30日	3,260
2017年3月24日 (株式報酬型)	24,200	(注1)	2017年3月25日から 2047年3月24日(注1)	1
2017年7月3日 (株式報酬型)	60,200	(注1)	2017年7月4日から 2047年7月3日(注1)	1

(注1) 権利確定条件及び権利行使期間

新株予約権者は、上記の権利行使期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10年間に限り新株予約権を行使できます。

(注2) 2017年7月1日付で普通株式5株を1株に併合しております。付与時点において当該株式併合が行われたと仮定し、「株式数」及び「行使価格」を算定しております。

(2) オプション数及び平均行使価格

期中に付与されたストック・オプションの数量及び加重平均行使価格は以下のとおりであります。ストック・オプションの数量については、株式数に換算して記載しております。

	前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)		当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	
	株式数 (株)	加重平均 行使価格(円)	株式数 (株)	加重平均 行使価格(円)
1月1日現在の未行使残高	1,240,200	981	1,397,000	1,034
期中の付与	227,400	1,090	84,400	1
期中の失効	800	4,000	—	—
期中の行使	69,800	249	80,000	1,319
期中の満期消滅	—	—	—	—
12月31日現在の未行使残高	1,397,000	1,034	1,401,400	955
12月31日現在の行使可能残高	1,182,200	596	1,251,800	636

(注) 2017年7月1日付で普通株式5株を1株に併合しております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、「株式数」及び「加重平均行使価格」を算定しております。

契約有効期間の加重平均は、前連結会計年度は20.4年、当連結会計年度は20.3年です。

前連結会計年度に行使されたストック・オプションの行使日における加重平均株価は3,162円、当連結会計年度に行使されたストック・オプションの行使日における加重平均株価は4,559円です。

(3) オプションの公正価値

前連結会計年度に付与されたオプションの公正価値は、以下の前提により、ブラック・ショールズ式を用いて算出しております。

付与日	2016年2月22日 (株式報酬型)	2016年7月1日 (株式報酬型)	2016年7月1日 (通常型)
測定日時点の公正価値	1,655円	1,710円	412円
株価	2,725円	2,785円	2,785円
行使価格	1円	1円	3,260円
予想ボラティリティ	35%	35%	31%
オプションの残存期間	15年	15年	6年
予想配当金額	90円/株	90円/株	90円/株
リスクフリー利率	0.32%	△0.11%	△0.35%

予想ボラティリティは、予想残存期間に対応する直近の株価実績に基づき算定しております。

2017年7月1日付で普通株式5株を1株に併合しております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、「測定日時点の公正価値」、「株価」、「行使価格」及び「予想配当金額」を算定しております。

当連結会計年度に付与されたオプションの公正価値は、以下の前提により、ブラック・ショールズ式を用いて算出しております。

付与日	2017年3月24日 (株式報酬型)	2017年7月3日 (株式報酬型)
測定日時点の公正価値	3,380円	3,555円
株価	4,555円	4,730円
行使価格	1円	1円
予想ボラティリティ	35%	34%
オプションの残存期間	15年	15年
予想配当金額	90円/株	90円/株
リスクフリー利率	0.34%	0.31%

予想ボラティリティは、予想残存期間に対応する直近の株価実績に基づき算定しております。

2017年7月1日付で普通株式5株を1株に併合しております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、「測定日時点の公正価値」、「株価」、「行使価格」及び「予想配当金額」を算定しております。

(4) IFRS第2号が適用されていない持分決済型株式報酬取引

(1) の記載のうち、IFRS第1号の免除規定によりIFRS第2号が適用されていないストック・オプションの詳細は以下のとおりであります。付与時点における株式数にて表示しております。

付与日	株式数 (株)	権利確定条件	権利行使期間	行使価格 (円)
2007年7月2日 (株式報酬型)	53,200	(注1)	2007年7月3日から 2037年7月2日(注1)	1
2008年7月1日 (株式報酬型)	53,000	(注1)	2008年7月2日から 2038年7月1日(注1)	1
2009年7月1日 (株式報酬型)	129,400	(注1)	2009年7月2日から 2039年7月1日(注1)	1
2010年7月1日 (株式報酬型)	86,400	(注1)	2010年7月2日から 2040年7月1日(注1)	1
2011年7月1日 (株式報酬型)	86,000	(注1)	2011年7月2日から 2041年7月1日(注1)	1

(注1) 権利確定条件及び権利行使期間

新株予約権者は、上記の権利行使期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10年間に限り新株予約権を行使できます。

(注2) 2017年7月1日付で普通株式5株を1株に併合しております。付与時点において当該株式併合が行われたと仮定し、「株式数」を算定しております。

(5) 株式報酬取引に係る費用

株式報酬取引に係る費用は、前連結会計年度は306百万円、当連結会計年度は332百万円であります。当該費用は、連結純損益計算書上、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に計上しております。

17 資本

(1) 資本金及び資本剰余金

(単位：千株)

	全額払込済の発行済株式数 (無額面普通株式)	
	前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
1月1日現在	237,341	237,341
自己株式の消却による減少	—	△2,163
12月31日現在	237,341	235,177
授權株式数	400,000	400,000

(注) 2017年7月1日付で普通株式5株を1株に併合しております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、併合後の株式数に換算して記載しております。また、当社は、2017年5月9日開催の取締役会決議に基づき、当連結会計年度において自己株式を消却しております。

資本剰余金は、資本取引から発生した金額のうち、資本金に含まれない金額により構成されております。

日本の会社法では、株式の発行に対しての払い込み又は給付の2分の1以上を資本金に、残りを資本剰余金に含まれる項目に組み入れることが規定されております。

(2) 利益剰余金

利益剰余金には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産を売却した場合等に、その他の資本の構成要素で認識されていた累積利得又は損失を振り替えた金額が含まれております。

また、当社グループのIFRS移行日時時点で、従前の基準で認識されていた為替換算調整勘定を振り替えた金額が含まれております。

(3) 自己株式

(単位：千株)

	自己株式	
	前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
1月1日現在	6,133	6,069
取締役会の決議に基づく取得による増加	—	5,367
自己株式の消却による減少	—	△2,163
単元未満株式の買増請求に基づく減少	△0	△0
単元未満株式の買取による増加	7	10
ストック・オプションの行使による減少	△69	△80
12月31日現在	6,069	9,204

(注) 2017年7月1日付で普通株式5株を1株に併合しております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、併合後の株式数に換算して記載しております。また、当社は、2017年5月9日開催の取締役会決議に基づき、当連結会計年度において自己株式を消却しております。

(4) その他の資本の構成要素

その他の資本の構成要素の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2016年12月31日)	当連結会計年度末 (2017年12月31日)
確定給付負債（資産）の純額の再測定	△45,106	△32,480
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動	95,891	105,270
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動	225	548
在外営業活動体の換算差額	190,686	226,377
合計	241,696	299,716

(確定給付負債（資産）の純額の再測定)

確定給付負債（資産）の純額の再測定には、期首における数理計算上の仮定と実際の結果との差異による影響、制度資産に係る収益（実績額）と制度資産に係る利息収益（予定額）の差額等が含まれます。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動)

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の公正価値の純変動額の累積額が含まれます。

(キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動)

未発生ヘッジ取引に関連するキャッシュ・フロー・ヘッジ手段の公正価値の純変動額の累積額のうち、ヘッジが有効な部分からなります。

(在外営業活動体の換算差額)

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額からなります。

(5) 配当

各年度における配当金の支払額は、以下のとおりであります。

(前連結会計年度)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2016年3月30日 定時株主総会	普通株式	10,404	9.00	2015年12月31日	2016年3月31日
2016年8月1日 取締役会	普通株式	10,406	9.00	2016年6月30日	2016年9月8日

(当連結会計年度)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年3月30日 定時株主総会	普通株式	10,407	9.00	2016年12月31日	2017年3月31日
2017年8月1日 取締役会	普通株式	11,457	10.00	2017年6月30日	2017年9月8日

(注) 2017年8月1日取締役会決議に基づく1株当たり配当額については、基準日が2017年6月30日であるため2017年7月1日付の株式併合は加味しておりません。

また、配当の効力発生日が、翌連結会計年度となるものは、以下のとおりであります。

(前連結会計年度)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年3月30日 定時株主総会	普通株式	10,407	9.00	2016年12月31日	2017年3月31日

(当連結会計年度)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年3月29日 定時株主総会	普通株式	12,428	55.00	2017年12月31日	2018年3月30日

18 その他の包括利益

各年度のその他の包括利益の期中の変動額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)			当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)		
	税効果前	税効果	純額	税効果前	税効果	純額
確定給付負債（資産）の純額の再測定	△13,970	3,635	△10,335	17,908	△5,520	12,388
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動	4,141	855	4,996	24,487	△7,279	17,207
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動	4,156	△1,399	2,757	444	△76	367
在外営業活動体の換算差額	△23,261	△1,455	△24,716	36,385	△84	36,301
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	140	△11	128	△72	△21	△93
合計	△28,794	1,624	△27,169	79,153	△12,983	66,170

在外営業活動体の換算差額に含まれている組替調整額は、前連結会計年度は△260百万円（税効果前）であり、税効果は認識しておりません。当連結会計年度は△425百万円（税効果前）、131百万円（税効果）であります。

なお、非支配持分に帰属する金額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)			当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)		
	税効果前	税効果	純額	税効果前	税効果	純額
確定給付負債（資産）の純額の再測定	△180	45	△135	△420	98	△321
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動	△3	1	△1	△1	△0	△2
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動	—	—	—	20	0	20
在外営業活動体の換算差額	△1,045	—	△1,045	601	8	609
合計	△1,230	47	△1,182	200	105	306

19 収益

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
商品・製品の売上	1,262,886	1,444,929
その他	19,684	18,602
合計	1,282,570	1,463,532

20 費用の性質別分類

費用の性質別分類と事業利益の関係は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
売上高	1,282,570	1,463,532
人件費	△263,079	△292,714
減価償却費及び償却費	△121,803	△128,226
その他	△801,395	△922,945
営業利益	96,292	119,646
固定資産売却益	1,251	2,773
事業構造改善引当金戻入益	10	917
その他	2,817	3,288
その他収益	4,078	6,979
為替差損	△196	△986
固定資産除却損	△4,878	△5,664
減損損失	△10,318	△2,885
事業構造改善費用	△11,315	△1,992
その他	△4,826	△1,183
その他費用	△31,534	△12,711
事業利益	68,837	113,915

研究開発費の合計額は、前連結会計年度39,212百万円、当連結会計年度43,912百万円であります。

事業構造改善費用に含まれている減損損失は、前連結会計年度3,487百万円であります。また、当連結会計年度では認識しておりません。

21 オペレーティング・リース

借手としてのリース

当社グループは、一部の賃貸用建物等をオペレーティング・リース契約によりリースしております。

いくつかのリース契約には、更新又は購入選択権が含まれております。サブリース契約及びエスカレーション条項並びに、リース契約によって課された制限（配当や追加借入及び追加リースに関する制限等）はありません。

解約不能オペレーティング・リースのリース料の期日は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2016年12月31日)	当連結会計年度末 (2017年12月31日)
1年以内	1,955	3,082
1年超5年以内	4,977	7,976
5年超	3,584	7,149
合計	10,517	18,208

前連結会計年度において純損益として認識した最低リース料総額は1,964百万円、当連結会計年度において純損益として認識した最低リース料総額は2,846百万円であります。

22 金融収益及び金融費用

金融収益

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
受取利息	1,922	3,326
受取配当金	4,117	4,832
その他	88	103
合計	6,127	8,262

金融費用

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
支払利息	△6,400	△7,228
その他	△1,001	△523
合計	△7,401	△7,752

「受取利息」及び「支払利息」は、主に償却原価で測定される金融資産及び金融負債から発生しております。

「受取配当金」は、主にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産から発生しております。

23 法人所得税費用

(1) 法人所得税費用の構成

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
当期法人所得税費用	△22,976	△10,928
繰延法人所得税費用	8,775	△24,198
合計	△14,200	△35,127

繰延法人所得税費用には、従前は未認識であった税務上の欠損金、税額控除または過去の期間の一時差異から生じた便益の額が含まれております。これに伴う前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延法人所得税費用の減少額はそれぞれ5,603百万円、559百万円であります。

当連結会計年度における主な税率の変更による繰延法人所得税費用の変動は以下のとおりであります。また、前連結会計年度において税率の変更による繰延税金所得税費用の重要な変動はありません。

2017年12月に米国における税制改正法案が成立したことに伴う当連結会計年度における繰延法人所得税費用の減少額は3,037百万円であります。2017年12月にベルギーにおける税制改正法案が成立したことに伴う当連結会計年度における繰延法人所得税費用の増加額は3,040百万円であります。

(2) その他の包括利益で認識された法人所得税

その他の包括利益で認識された法人所得税は、「注記18 その他の包括利益」にて記載しております。

(3) 法定実効税率と平均実際負担税率との差異原因

当社及び国内連結子会社の法人所得税費用は、主に法人税（国税）、住民税及び事業税（地方税）から構成されており、これらを基礎として計算した前連結会計年度及び当連結会計年度の法定実効税率は、それぞれ32.8%、30.7%であります。

「所得税法等の一部を改正する法律」（2016年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（2016年法律第13号）が2016年3月29日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（2016年法律第85号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（2016年法律第86号）が2016年11月18日に国会で成立し、2016年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当連結会計年度の法定実効税率は、30.7%に変更されてい

ます。また、在外子会社については、その所在地における法人税等が課されております。

当社の法定実効税率と連結純損益計算書における法人所得税費用の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
当社の法定実効税率	32.8%	30.7%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6	1.8
受取配当等の永久に益金に算入されない項目	△0.7	△0.3
在外子会社の税率差異	△7.1	△2.0
未認識の一時差異の変動額	△7.7	0.6
その他	3.1	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.0	30.7

(4) その他

当社シンガポール子会社は2014年から2016年における、台湾子会社からの受取配当金に関して台湾で納付した源泉税の一部について台星租税協定の適用による解釈申請を台湾財政部に提出し源泉税の還付申請を行ってまいりました。これに関して2017年3月10日付で源泉税還付額5,947百万円にかかる通知書を受領し、当連結会計年度末で全額入金を受けております。これにより、当連結会計年度に計上される当期法人所得税費用が減少しています。

24 1株当たり当期純利益

(1) 基本的1株当たり当期純利益

基本的1株当たり当期純利益及びその算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
親会社の所有者に帰属する当期純利益 (百万円)	47,438	69,225
普通株式の加重平均株式数 (千株)	231,251	229,134
基本的1株当たり当期純利益 (円)	205.14	302.12

(注) 2017年7月1日付で普通株式5株を1株に併合しております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、「基本的1株当たり当期純利益」を算定しております。

(2) 希薄化後1株当たり当期純利益

希薄化後1株当たり当期純利益及びその算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
親会社の所有者に帰属する当期純利益 (百万円)	47,438	69,225
希薄化後1株当たり当期純利益の計算に使用する利益への調整額 (百万円)	—	—
希薄化後1株当たり当期純利益の計算に使用する利益 (百万円)	47,438	69,225

普通株式の加重平均株式数 (千株)	231,251	229,134
希薄化効果を有する潜在的普通株式の影響		
新株予約権方式によるストック・オプション (千株)	991	1,117
希薄化後の普通株式の加重平均株式数 (千株)	232,242	230,252

希薄化後1株当たり当期純利益 (円)	204.26	300.65
--------------------	--------	--------

(注) 2017年7月1日付で普通株式5株を1株に併合しております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、「希薄化後1株当たり当期純利益」を算定しております。

25 金融商品

(1) 資本管理

当社グループは、財務目標として、ROE（親会社所有者帰属持分当期純利益率）、D/Eレシオ（有利子負債・純資産比率）を掲げ、利益向上のみならず資産回転率も向上させ、財務目標を達成することを目指しております。

(2) 信用リスク

信用リスクとは、当社グループが、契約相手先が債務を履行できなくなることにより、財務的損失を被るリスクであります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関に限定して取引を行っております。

金融資産の帳簿価額の合計額は信用リスクの最大エクスポージャーを表しております。

イ. 年齢分析

期末日における、期日は経過しているものの減損していない営業債権の年齢分析は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2016年12月31日)	当連結会計年度末 (2017年12月31日)
期日経過後3ヶ月以内	12,968	14,501
期日経過後3ヶ月超1年以内	2,487	2,941
期日経過後1年超	3,833	2,522
合計	19,288	19,965

ロ. 貸倒引当金

当社グループは、期末日において個別に重要な金融資産は回収不能な金額、期末日において個別に重要でない金融資産は過去の実績率等に基づく金額により減損損失を計上するために、貸倒引当金勘定を使用しております。当該金融資産に係る貸倒引当金は、連結財政状態計算書上、「営業債権」及び「その他の金融資産」に含まれております。

各連結会計年度の営業債権及びその他の金融資産の貸倒引当金の増減は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
1月1日現在	7,647	6,836
期中増加額	559	1,574
目的使用による減少額	△906	△558
期中戻入額	△192	△102
その他	△270	318
12月31日現在	6,836	8,068

(3) 流動性リスク

流動性リスクとは、当社グループが現金又はその他の金融資産により決済する金融負債に関連する債務を履行するにあたり、困難に直面するリスクであります。

借入金や社債などの金融負債は、流動性リスクに晒されておりますが、資金調達手段の多様化、各金融機関からのコミットメントラインの取得、直接調達と間接調達そして短期と長期の適切なバランスなどにより、当該リスクを管理しております。

金融負債の契約上の満期は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

前連結会計年度末 (2016年12月31日)								
	帳簿価額	契約上の キャッシュ・フロー	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
非デリバティブ金融負債								
借入金	360,481	375,311	87,231	69,440	32,858	38,988	44,887	101,904
社債	69,918	72,581	20,845	783	30,249	201	201	20,301
リース債務	3,568	4,187	808	671	554	486	333	1,332
有利子負債計	433,968	452,079	108,885	70,894	63,662	39,676	45,421	123,538
その他(注)	229,564	229,564	229,538	26	—	—	—	—
合計	663,533	681,643	338,423	70,921	63,662	39,676	45,421	123,538

(注) その他は「営業債務」、「その他の債務」及び「その他の非流動負債」からなります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	契約上の キャッシュ・フロー	1年内	1年超
デリバティブ金融負債				
通貨デリバティブ	1,822	1,822	1,135	687
金利デリバティブ	1,856	1,934	830	1,103
商品デリバティブ	622	623	489	134
合計	4,301	4,379	2,455	1,924

(単位：百万円)

当連結会計年度末 (2017年12月31日)								
	帳簿価額	契約上の キャッシュ・フロー	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
非デリバティブ金融負債								
借入金	385,417	400,692	110,549	40,719	59,985	56,329	57,003	76,104
コマーシャル・ペーパー	30,593	30,660	30,660	—	—	—	—	—
社債	69,876	72,319	845	30,311	263	263	263	40,374
リース債務	3,199	3,737	770	641	570	404	260	1,089
有利子負債計	489,085	507,409	142,825	71,672	60,819	56,997	57,527	117,568
その他(注)	259,513	259,513	258,937	576	—	—	—	—
合計	748,599	766,923	401,762	72,249	60,819	56,997	57,527	117,568

(注) その他は「営業債務」、「その他の債務」及び「その他の非流動負債」からなり、「条件付対価に係る負債」は除いております。

(単位：百万円)

	帳簿価額	契約上の キャッシュ・フロー	1年内	1年超
デリバティブ金融負債				
通貨デリバティブ	1,908	1,908	1,316	591
金利デリバティブ	1,311	1,357	559	797
商品デリバティブ	158	158	158	—
合計	3,377	3,423	2,033	1,389

満期分析に含まれているキャッシュ・フローが著しく早期に発生すること、又は著しく異なる金額で発生することは見込まれておりません。

(4) 為替変動リスク

当社グループは、グローバルに事業活動を展開しており、機能通貨以外の通貨で実施する取引から発生する為替変動リスクに晒されております。為替変動リスクを管理するため、為替予約や通貨スワップ等を利用し、為替変動リスクをヘッジしております。

主要な為替レートは以下のとおりであります。

(単位：円)

	前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)		当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	
	平均レート	期末日レート	平均レート	期末日レート
米ドル	108.84	116.49	112.19	113.00
ユーロ	120.33	122.70	126.67	134.94

イ. 為替変動リスクのエクスポージャー

為替変動リスクのエクスポージャーは以下のとおりであります。なお、エクスポージャーの金額は、為替予約や通貨スワップ等により為替変動リスクを回避している金額を除いております。

	前連結会計年度末 (2016年12月31日)		当連結会計年度末 (2017年12月31日)	
	千米ドル	千ユーロ	千米ドル	千ユーロ
外貨建金融商品	19,892	△8,254	△76,333	△24,594

ロ. 為替変動リスクの感応度分析

当社グループが期末日にて保有する外貨建金融商品において、期末日における為替レートが、米ドル、ユーロに対してそれぞれ1%円高となった場合に税引前利益に影響を与える金額は以下のとおりであります。

この分析は、為替変動リスクの各エクスポージャーに1%を乗じて算定し、各為替レートの変動が他の変数（他の為替レート、金利等）に与える影響はないものと仮定しております。当該分析は前連結会計年度と同一の基礎に基づいて実施しております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)		当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	
米ドル (1%円高)		△23		86
ユーロ (1%円高)		10		33

(5) 金利変動リスク

変動金利の有利子負債は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るために、金利スワップ取引を用いております。

イ. 金利変動リスクのエクスポージャー

金利変動リスクのエクスポージャーは、以下のとおりであります。なお、エクスポージャーの金額は、金利スワップ取引により変動リスクを回避している金額を除いております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2016年12月31日)			当連結会計年度末 (2017年12月31日)		
	1年内	1年超	合計	1年内	1年超	合計
借入金	36,689	—	36,689	43,073	—	43,073
コマーシャル・ペーパー	—	—	—	30,593	—	30,593
短期有利子負債	36,689	—	36,689	73,666	—	73,666
借入金	13,461	126,968	140,430	49,229	130,426	179,655
長期有利子負債	13,461	126,968	140,430	49,229	130,426	179,655

ロ. 金利変動リスクの感応度分析

当社グループが期末日にて保有する変動性金利金融商品において、期末日における金利が、1%上昇した場合に税引前利益に影響を与える金額は以下のとおりであります。

この分析は、金利変動リスクのエクスポージャーに1%を乗じて算定し、金利の変動が他の変数（為替レート等）に与える影響はないものと仮定しております。当該分析は前連結会計年度と同一の基礎に基づいて実施しております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
変動金利性金融商品	△1,771	△2,533

(6) 公正価値

イ. 公正価値の算定方法

金融資産及び金融負債の公正価値は、以下のとおり算定しております。

(デリバティブ)

通貨デリバティブは先物相場や契約を締結している金融機関から提示された価格等、金利デリバティブは契約を締結している金融機関から提示された価格等、商品デリバティブは契約を締結している取引先から提示された価格等に基づいております。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産)

市場価格が入手できる場合は、市場価格を用いております。市場価格が入手できない金融商品の公正価値に関しては、将来キャッシュ・フローを割り引く方法、第三者による鑑定評価及びその他の適切な評価方法により見積もっております。

(借入金)

短期借入金は、短期間で決済されるものであるため、公正価値は帳簿価額に近似しております。

長期借入金は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。ただし、変動金利による長期借入金は一定期間ごとに金利の更改が行われているため、公正価値は帳簿価額に近似しております。

(社債)

市場価格に基づき、公正価値を算定しております。

(条件付対価に係る負債)

将来の業績等を考慮し、支払額を見込んで算定しております。

(上記以外の金融商品)

上記以外の金融商品は主に短期間で決済されるものであるため、公正価値は帳簿価額に近似しております。

ロ. 金融商品の公正価値

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における金融商品の帳簿価額と公正価値は、以下のとおりであります。
(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2016年12月31日)		当連結会計年度末 (2017年12月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
公正価値で測定する金融資産				
その他の流動資産及びその他の金融資産				
ヘッジの要件を満たさないデリバティブ	1,256	1,256	1,538	1,538
ヘッジの要件を満たすデリバティブ	806	806	1,454	1,454
その他の金融資産				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	221,936	221,936	224,688	224,688
償却原価で測定される金融資産				
現金及び現金同等物	147,325	147,325	126,417	126,417
営業債権	241,476	241,476	260,497	260,497
その他の債権	25,293	25,293	24,461	24,461
その他の金融資産	9,979	9,979	9,948	9,948
公正価値で測定する金融負債				
その他の流動負債及びその他の非流動負債				
ヘッジの要件を満たさないデリバティブ	3,821	3,821	3,219	3,219
ヘッジの要件を満たすデリバティブ	480	480	158	158
条件付対価に係る負債	—	—	6,768	6,768
償却原価で測定される金融負債				
営業債務	137,590	137,590	159,489	159,489
有利子負債（短期及び長期）				
借入金	360,481	367,583	385,417	391,671
コマーシャル・ペーパー	—	—	30,593	30,593
社債	69,918	72,169	69,876	71,467
リース債務	3,568	3,568	3,199	3,199
その他の債務	91,947	91,947	99,447	99,447
その他の非流動負債	26	26	576	576

ハ. 公正価値ヒエラルキー

以下の表は、公正価値で測定する金融商品进行评估方法ごとに分析したものであります。公正価値の測定に利用するインプットをもとにそれぞれのレベルを以下のように分類しております。

インプットには、株価、為替レート並びに金利及び商品価格等に係る指数が含まれております。

- ・レベル1：活発な市場における公表価格により測定された公正価値
- ・レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値
- ・レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプットを含む、評価技法から算出された公正価値

(単位：百万円)

前連結会計年度末 (2016年12月31日)				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ金融資産	—	2,063	—	2,063
ヘッジの要件を満たさないデリバティブ	—	1,256	—	1,256
ヘッジの要件を満たすデリバティブ	—	806	—	806
資本性金融商品	212,140	—	9,796	221,936
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	212,140	—	9,796	221,936
デリバティブ金融負債	—	4,301	—	4,301
ヘッジの要件を満たさないデリバティブ	—	3,821	—	3,821
ヘッジの要件を満たすデリバティブ	—	480	—	480

(単位：百万円)

当連結会計年度末 (2017年12月31日)				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ金融資産	—	2,992	—	2,992
ヘッジの要件を満たさないデリバティブ	—	1,538	—	1,538
ヘッジの要件を満たすデリバティブ	—	1,454	—	1,454
資本性金融商品	216,712	—	7,975	224,688
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	216,712	—	7,975	224,688
デリバティブ金融負債	—	3,377	—	3,377
ヘッジの要件を満たさないデリバティブ	—	3,219	—	3,219
ヘッジの要件を満たすデリバティブ	—	158	—	158

レベル間の重要な振り替えが行われた金融商品の有無は毎期末日に判断しております。前連結会計年度及び当連結会計年度において、レベル間の重要な振り替えが行われた金融商品はありません。

レベル3に区分される資産及び負債として、上記「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」のうち、市場価格が入手できない金融商品のほか、「注記26 企業結合」に記載されている「条件付対価に係る負債」を有しております。レベル3に区分される資産及び負債に係る公正価値の測定は、グループ会計方針に準拠し算定しております。公正価値を算定するに際しては、インプットを合理的に見積もり、資産の性質等から判断して第三者による鑑定評価等最も適切な評価方法を決定しております。

レベル3に分類された金融商品に係る期中変動は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
1月1日残高	6,962	9,796
取得	2,618	609
売却	△72	△139
その他の包括利益	456	354
その他の変動(注)	△169	△2,644
12月31日残高	9,796	7,975

(注) 当連結会計年度において、持分の買い増しに伴い、「持分法で会計処理されている投資」への勘定振替2,329百万円が含まれております。

二. 資本性金融商品

株式等の資本性金融商品は、主に中長期的な関係の維持・強化を図るために保有しており、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しております。資本性金融商品の主な銘柄、及び公正価値の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2016年12月31日)	当連結会計年度末 (2017年12月31日)
三菱地所(株)	52,867	40,809
三菱商事(株)	36,085	33,829
トヨタ自動車(株)	25,119	26,342
その他	107,864	123,707
合計	221,936	224,688

資本性金融商品は、公正価値(市場価格等)の状況と事業上の必要性の検討を踏まえ売却を行っており、期中で売却等した銘柄の公正価値及びその他の資本の構成要素として認識していた累積利得又は損失の合計額は以下のとおりであります。認識していた累積利得又は損失は、売却等によりその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

(単位：百万円)

前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)		当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	
公正価値	累積利得又は損失	公正価値	累積利得又は損失
4,536	400	19,839	10,811

資本性金融商品から認識される、受取配当金の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)		当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	
当期中に認識の中止を 行った金融資産	期末日現在で 保有する金融資産	当期中に認識の中止を 行った金融資産	期末日現在で 保有する金融資産
0	4,117	288	4,544

(7) デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、予定取引に関するキャッシュ・フローの変動をヘッジするために商品先物取引及び為替予約を、また、変動金利の借入に関連するキャッシュ・フローの変動をヘッジするために金利スワップ等を利用しております。これらのデリバティブは実需に見合う取引に限定し、投機及びトレーディング目的では保有しておりません。

当社グループは、ヘッジ会計を適用するにあたり、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するにあたってのリスク管理目的及び戦略について、正式に指定し、文書化を行っております。また、ヘッジ開始時において、ヘッジの効果が有効であると見込まれるかどうかを評価することに加えて、その後も継続的にそのデリバティブがヘッジ対象の将来キャッシュ・フローの変動の影響を有効に相殺するかどうかについて評価を行っております。

当社グループは、原燃材料価格に係るキャッシュ・フローの変動をヘッジすることを目的として、ガス、オイル等の原燃材料スワップを締結し商品価格変動リスクをヘッジしております。当社グループの利用する原燃材料については、それらの市況価格に相関するものであり、市況価格を反映したヘッジ手段との経済的関係があると判断しております。商品価格リスクは、原燃材料価格の変動のほか為替等の変動も当社グループの連結財務諸表に影響を及ぼします。そのため、当社グループでは、原燃材料価格のみをリスク要素として指定し、ヘッジ会計を適用しております。なお、指定されたリスク要素は商品価格リスクの大部分を占めております。また、当社グループは、ヘッジ関係の開始時にヘッジ対象の数量とヘッジ手段の数量に基づいて適切なヘッジ比率を設定しており、原則として1対1の関係となるよう設定しております。

なお、ヘッジの非有効部分については、主にヘッジ対象の原燃材料価格の変動に対してヘッジ手段の公正価値の変動では、カバーできない部分があることによって発生しております。

原燃材料価格に係るキャッシュ・フロー・ヘッジの詳細は以下のとおりであります。

イ. 連結財政状態計算書におけるヘッジ会計の影響

前連結会計年度末及び当連結会計年度末の連結財政状態計算書におけるヘッジ手段の帳簿価額及びヘッジ非有効部分の算定の基礎として用いたヘッジ手段の公正価値の変動額は以下のとおりであります。

(前連結会計年度末)

(単位：百万円)

リスク種類	ヘッジ手段	ヘッジ手段の帳簿価額		ヘッジ手段 公正価値変動額
商品価格リスク	スワップ契約	その他の流動資産	232	△1,571
		その他の金融資産	573	
		その他の流動負債	348	
		その他の非流動負債	132	

上記の契約は、当連結会計年度末から2年以内に限月を迎える予定であり、その大部分は1年以内に限月を迎える予定であります。

(当連結会計年度末)

(単位：百万円)

リスク種類	ヘッジ手段	ヘッジ手段の帳簿価額		ヘッジ手段 公正価値変動額
商品価格リスク	スワップ契約	その他の流動資産	1,193	977
		その他の金融資産	261	
		その他の流動負債	158	
		その他の非流動負債	—	

上記の契約は、当連結会計年度末から2年以内に限月を迎える予定であり、その大部分は1年以内に限月を迎える予定であります。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末におけるヘッジ手段の想定元本は以下のとおりであります。

(前連結会計年度末)

(単位：百万円)

リスク種類	ヘッジ手段	想定元本
商品価格リスク	スワップ契約	13,064

(当連結会計年度末)

(単位：百万円)

リスク種類	ヘッジ手段	想定元本
商品価格リスク	スワップ契約	8,809

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるヘッジ非有効金額の算定の基礎として用いたヘッジ対象の価値の変動額及びキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金は以下のとおりであります。

(前連結会計年度)

(単位：百万円)

リスク種類	ヘッジ対象 価値変動額	キャッシュ・フロー・ ヘッジ剰余金
商品価格リスク	1,434	391

(当連結会計年度)

(単位：百万円)

リスク種類	ヘッジ対象 価値変動額	キャッシュ・フロー・ ヘッジ剰余金
商品価格リスク	△495	814

ロ. 連結純損益計算書及び連結包括利益計算書におけるヘッジ会計の影響

前連結会計年度及び当連結会計年度の連結純損益計算書及び連結包括利益計算書における損益は以下のとおりであります。

(前連結会計年度)

(単位：百万円)

リスク種類	その他の包括利益に認識 されたヘッジ損益	純損益に認識した ヘッジ非有効部分	キャッシュ・フロー・ ヘッジ剰余金から純損益 に振り替えた金額
商品価格リスク	△1,505	△65	△1,896

連結純損益計算書に含まれる損益は、「売上原価」に計上しております。なお、当連結会計年度において、予定取引が当初予定していた時期までに実行されないためにキャッシュ・フロー・ヘッジを終了したものはありません。

(当連結会計年度)

(単位：百万円)

リスク種類	その他の包括利益に認識 されたヘッジ損益	純損益に認識した ヘッジ非有効部分	キャッシュ・フロー・ ヘッジ剰余金から純損益 に振り替えた金額
商品価格リスク	495	482	△318

連結純損益計算書に含まれる損益は、「売上原価」に計上しております。なお、当連結会計年度において、予定取引が当初予定していた時期までに実行されないためにキャッシュ・フロー・ヘッジを終了したものはありません。

26 企業結合

(ビニタイ社との企業結合)

(1) 企業結合の概要は以下のとおりであります。

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 Vinythai Public Company Limited

事業の内容 化学品製造・販売事業

② 企業結合を行った主な理由

当社グループは、東南アジアにおける化学品クロールアルカリ事業の拡大を目指しております。東南アジアの苛性ソーダ及び塩化ビニル樹脂（PVC）の市場は、年率5%程度の成長が見込まれております。このたびのビニタイ社買収により、インドネシア、ベトナムに続きタイにも新たなPVC生産拠点を確保することになります。

③ 企業結合日 2017年2月22日

④ 企業結合の法的形式 株式の取得

⑤ 結合後企業の名称 結合後企業の名称に変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率 58.77%

(2) 取得対価及びその内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

取得対価：	
現金	33,097
取得対価の合計	33,097

(3) 取得に直接要した費用は811百万円であり、連結純損益計算書上、「販売費及び一般管理費」に計上しております。

(4) 発生したのれんの金額及び発生原因は以下のとおりであります。

① 発生したのれん金額 1,237百万円

取得対価の配分が完了したことに伴い、のれん金額は確定しております。

② 発生要因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力の合理的な見積りにより発生したものであります。なお、認識されたのれんは税務上損金算入が見込まれるものではありません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び負債の額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	公正価値
資産	
現金及び現金同等物	10,396
営業債権	8,506
有形固定資産	35,051
無形資産	2,001
その他	7,782
資産合計	63,739
負債	
営業債務	5,641
1年内返済予定の長期有利子負債	1,632
その他	2,251
負債合計	9,525

なお、取得原価の配分が完了した結果、暫定的に算定された金額からのれんが579百万円減少しております。当初の暫定的な金額からの受け入れた資産及び負債の主な変動は、有形固定資産の増加289百万円、無形資産の増加1,038百万円、繰延税金負債の増加341百万円であります。その結果、上記の資産及び負債の認識額に対する比例持分に基づいて算定された非支配持分の公正価値は、22,353百万円であります。

(6) 取得日以降の被取得企業の売上高及び当期純利益、企業結合が期首に行われたと仮定した場合の結合後企業の売上高及び当期純利益は影響が軽微のため、記載を省略しております。

(CMCバイオロジックス社との企業結合)

(1) 企業結合の概要は以下のとおりであります。

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 CMC Biologics

事業の内容 大手バイオ医薬品原薬の開発製造受託

② 企業結合を行った主な理由

当社グループは、2000年初めよりバイオ医薬品製造受託事業を開始し、主に日本で微生物を用いたCMO（医薬品製造受託会社：Contract Manufacturing Organization）事業を行ってきました。今般のCMCバイオロジックス社の買収は、動物細胞を用いたバイオ医薬品製造技術の獲得と、その主要市場である欧米の顧客基盤獲得を目的とした当社のバイオ事業戦略の一環であります。本買収を通じ、高い技術力と信頼される品質に裏付けられた世界トップレベルのグローバルCDMO（製造受託に加え、製造方法の開発を受託・代行する会社：Contract Development & Manufacturing Organization）として、製薬会社、患者様、そして社会に貢献していくことを目的としております。

③ 企業結合日 2017年2月1日

④ 企業結合の法的形式 株式の取得

⑤ 結合後企業の名称 結合後企業の名称に変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率 100.0%

(2) 取得対価及びその内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

取得対価：	
現金（注）	55,870
条件付対価	6,139
取得対価の合計	62,010

(注) 繰延対価5百万ユーロが含まれており、連結財政状態計算書上、「その他の非流動負債」に計上しております。

(3) 企業結合による条件付対価は、CMCバイオロジックス社の将来の業績等により判定されるものであり、取得対価に一定の調整が行われる可能性があります。

当社グループが条件付対価契約に基づき要求されるすべての将来の支払額は、最大50百万ユーロ（割引前）であります。

なお、条件付対価の公正価値ヒエラルキーのレベルはレベル3であり、条件付対価の公正価値評価は完了しております。

(4) 取得に直接要した費用は698百万円であり、連結純損益計算書上、「販売費及び一般管理費」に計上しております。

(5) 発生したのれんの金額及び発生原因は以下のとおりであります。

① 発生したのれん金額 36,766百万円

取得対価の配分が完了したことに伴い、のれん金額は確定しております。

② 発生要因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力の合理的な見積りにより発生したものであります。

なお、認識されたのれんは税務上損金算入が見込まれるものではありません。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び負債の額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	公正価値
資産	
現金及び現金同等物	1,236
営業債権	2,172
その他の債権	2,725
有形固定資産	9,563
無形資産	29,719
その他	2,315
資産合計	47,732
負債	
その他の債務	7,646
短期有利子負債	4,433
繰延税金負債	9,182
その他	1,225
負債合計	22,488

なお、取得対価の配分が完了した結果、暫定的に算定された金額からのれんが20,249百万円減少しております。当初の暫定的な金額からの受け入れた資産及び負債の主な変動は、有形固定資産の増加1,050百万円、無形資産の増加28,393百万円、繰延税金負債の増加10,427百万円であります。

(7) 取得日以降の被取得企業の売上高及び当期純利益、企業結合が期首に行われたと仮定した場合の結合後企業の売上高及び当期純利益は影響が軽微のため、記載を省略しております。

27 コミットメント

有形固定資産の取得に関して契約上確約している重要なコミットメントは、前連結会計年度末29,656百万円、当連結会計年度末22,958百万円であります。

28 担保

担保に供している資産及び担保を付している債務は以下のとおりであります。

担保に供している資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2016年12月31日)	当連結会計年度末 (2017年12月31日)
棚卸資産	2,476	—
有形固定資産	3,678	16,899
その他	431	—
合計	6,586	16,899

上記のほか、連結上消去されている子会社株式について、前連結会計年度末17,243百万円を担保に供しております。

担保を付している債務

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2016年12月31日)	当連結会計年度末 (2017年12月31日)
短期借入金	50	30
長期借入金	6,011	9,078
合計	6,061	9,108

上記以外に、所有権に対する制限及び負債の担保として抵当権が設定されたものはありません。

29 偶発事象

連結会社以外の会社の金融機関からの借入に対して、前連結会計年度末200百万円、当連結会計年度末154百万円の保証等を行っております。このうち、保証予約等はそれぞれ83百万円、68百万円であります。

30 関連当事者

(関連当事者との取引)

関連当事者との取引は、通常の事業取引と同様の条件で行われております。

(取締役への報酬の内訳)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
月例報酬及び賞与	377	403
株式報酬型ストック・オプション	73	107
合計	450	510

31 関係会社

「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」の記載のほか、当連結会計年度において、デンマーク・米国に開発拠点を有しバイオ医薬品原薬の開発製造受託事業を行うCMCバイオロジックス社の全株式を取得し、子会社化しております。詳細については、「注記26 企業結合」に記載のとおりであります。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、個々に重要性のある非支配持分を有する子会社は該当ありません。持分法適用会社については、「注記10 持分法適用会社」にて記載しております。

32 重要な後発事象

(当社取締役等に対する株式報酬制度の導入)

当社は、2018年2月7日開催の取締役会において、当社取締役及び執行役員（国内非居住者を除く。以下「取締役等」という。）に対する新たな株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議するとともに、本制度に関する議案を2018年3月29日開催の第93回定時株主総会に付議することを決議いたしました。当該議案は、同株主総会において承認可決されました。

(1) 本制度の目的等

- ① 当社は、株主との利害共有を図るとともに、取締役等を対象に、中長期的な企業価値向上への貢献意欲と、中期経営計画における業績目標達成に向けた意欲を一層高めることを目的に、現行の株式報酬型ストックオプションに代えて、本制度を導入いたします。
- ② 本制度は、役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下、「B I P信託」という。）を用いた株式報酬制度であります。B I P信託とは、欧米の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 及び譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) と同様に、役位や中期経営計画における業績目標の達成度等に応じて当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を取締役等に交付及び給付する仕組みであります。

(2) 信託契約の内容

- | | |
|-----------|---|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 取締役等に対する株式報酬制度の導入 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤ 受益者 | 取締役等のうち受益者要件を満たした者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約日 | 2018年5月9日（予定） |
| ⑧ 信託の期間 | 2018年5月9日（予定）～2021年5月末日（予定） |
| ⑨ 制度開始日 | 2018年5月9日（予定） |
| ⑩ 議決権行使 | 行使しない |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 信託金の金額 | 15億円（予定）（信託報酬・信託費用を含みます。） |
| ⑬ 株式の取得時期 | 2018年5月11日（予定）～2018年5月末日（予定）
（決算期（四半期決算期を含みます。）末日以前の5営業日から決算期末日までを除きます。） |
| ⑭ 株式の取得方法 | 株式市場より取得 |
| ⑮ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑯ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

(自己株式の消却)

当社は、2018年3月9日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき自己株式を消却することを決議いたしました。

- | | |
|-----------------|--------------|
| (1) 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 消却する株式の数 | 3,199,600株 |
| (3) 消却予定日 | 2018年3月30日 |
| (4) 消却後の発行済株式総数 | 231,978,181株 |

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	335,340	689,989	1,063,956	1,463,532
税引前四半期利益又は税引前利益(百万円)	19,359	48,860	80,689	114,424
親会社の所有者に帰属する四半期(当期)純利益(百万円)	19,972	37,540	60,611	69,225
基本的1株当たり四半期(当期)純利益(円)	86.66	163.29	263.90	302.12

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
基本的1株当たり四半期純利益(円)	86.66	76.67	100.68	37.82

(注) 2017年7月1日付で普通株式5株を1株に併合しております。当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、「基本的1株当たり四半期(当期)純利益」を算定しております。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2016年12月31日)	当事業年度 (2017年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	72,343	6,084
受取手形	4,869	5,553
売掛金	111,058	119,624
商品及び製品	23,247	25,839
仕掛品	25,727	38,723
原材料及び貯蔵品	20,714	20,702
前払費用	2,002	2,564
繰延税金資産	5,261	5,747
短期貸付金	121,829	83,508
未収入金	17,932	17,033
その他	4,637	6,856
流動資産合計	409,624	332,237
固定資産		
有形固定資産		
建物	61,701	60,427
構築物	17,843	17,908
機械及び装置	104,649	102,416
車両運搬具	94	117
工具、器具及び備品	5,935	6,809
土地	27,541	27,483
リース資産	1,574	1,224
建設仮勘定	12,654	16,361
有形固定資産合計	※2 231,996	※2 232,748
無形固定資産		
ソフトウェア	7,966	7,295
その他	318	256
無形固定資産合計	8,284	7,552
投資その他の資産		
投資有価証券	213,558	216,440
関係会社株式	249,957	426,709
関係会社出資金	97,422	107,293
長期貸付金	55,551	10,977
固定化債権	4,047	4,107
長期前払費用	2,014	2,312
その他	2,944	2,858
貸倒引当金	△2,953	△3,074
投資その他の資産合計	622,542	767,624
固定資産合計	862,823	1,007,925
資産合計	1,272,447	1,340,163

(単位：百万円)

	前事業年度 (2016年12月31日)	当事業年度 (2017年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	89,256	95,727
短期借入金	185,351	214,998
コマーシャル・ペーパー	—	27,000
1年内償還予定の社債	20,000	—
未払金	21,827	23,186
未払費用	3,857	4,087
未払法人税等	3,483	4,727
前受金	98	189
預り金	37,199	38,495
賞与引当金	4,278	4,443
役員賞与引当金	70	111
定期修繕引当金	1,801	2,334
事業構造改善引当金	387	596
関係会社整理損失引当金	—	726
その他	961	2,857
流動負債合計	368,574	419,482
固定負債		
社債	50,000	70,000
長期借入金	173,000	163,429
繰延税金負債	18,440	24,966
退職給付引当金	16,082	13,842
債務保証損失引当金	45	46
事業構造改善引当金	552	—
その他	5,958	5,124
固定負債合計	264,077	277,410
負債合計	632,652	696,892
純資産の部		
株主資本		
資本金	90,873	90,873
資本剰余金		
資本準備金	91,164	91,164
資本剰余金合計	91,164	91,164
利益剰余金		
利益準備金	22,618	22,618
その他利益剰余金		
特別償却準備金	1,345	1,071
固定資産圧縮積立金	10,741	10,192
別途積立金	323,000	323,000
繰越利益剰余金	35,196	43,902
利益剰余金合計	392,901	400,784
自己株式	△29,259	△43,629
株主資本合計	545,679	539,192
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	91,695	101,475
評価・換算差額等合計	91,695	101,475
新株予約権	2,420	2,603
純資産合計	639,795	643,271
負債純資産合計	1,272,447	1,340,163

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
売上高	483,078	496,067
売上原価	350,489	362,805
売上総利益	132,588	133,262
販売費及び一般管理費	※2 101,803	※2 111,048
営業利益	30,784	22,214
営業外収益		
受取利息	1,872	2,180
受取配当金	21,119	19,799
その他	1,577	2,430
営業外収益合計	24,568	24,409
営業外費用		
支払利息	3,632	4,440
その他	2,433	394
営業外費用合計	6,065	4,834
経常利益	49,288	41,789
特別利益		
固定資産売却益	683	940
投資有価証券売却益	281	10,832
関係会社株式売却益	—	2,209
貸倒引当金戻入額	1,206	—
債務保証損失引当金戻入額	2,245	—
事業構造改善引当金戻入額	—	229
特別利益合計	4,416	14,212
特別損失		
固定資産除却損	3,956	3,777
減損損失	1,967	1,013
投資有価証券評価損	—	204
関係会社株式評価損	17,087	1,554
関係会社株式売却損	87	—
関係会社整理損失引当金繰入額	—	726
債務保証損失引当金繰入額	—	1
貸倒引当金繰入額	84	56
事業構造改善費用	3,596	—
環境対策費	679	55
特別損失合計	27,457	7,388
税引前当期純利益	26,246	48,612
法人税、住民税及び事業税	5,327	6,611
法人税等調整額	△3,234	1,811
法人税等合計	2,093	8,422
当期純利益	24,153	40,190

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2016年1月1日 至 2016年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金		その他利益剰余金			
				特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	90,873	91,164	—	22,618	1,581	11,152	307,000	47,332
当期変動額								
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	△236	—	—	236
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	△411	—	411
別途積立金の積立	—	—	—	—	—	—	16,000	△16,000
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△20,811
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	24,153
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	△126
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	△236	△411	16,000	△12,135
当期末残高	90,873	91,164	—	22,618	1,345	10,741	323,000	35,196

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△29,576	542,147	88,570	2,308	633,026
当期変動額					
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	△20,811	—	—	△20,811
当期純利益	—	24,153	—	—	24,153
自己株式の取得	△24	△24	—	—	△24
自己株式の処分	341	214	—	—	214
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	3,124	112	3,236
当期変動額合計	316	3,532	3,124	112	6,769
当期末残高	△29,259	545,679	91,695	2,420	639,795

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金		その他利益剰余金			
				特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	90,873	91,164	—	22,618	1,345	10,741	323,000	35,196
当期変動額								
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	△273	—	—	273
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	△548	—	548
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△21,864
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	40,190
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	△126
自己株式の消却	—	—	—	—	—	—	—	△10,315
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	△273	△548	—	8,705
当期末残高	90,873	91,164	—	22,618	1,071	10,192	323,000	43,902

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△29,259	545,679	91,695	2,420	639,795
当期変動額					
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	△21,864	—	—	△21,864
当期純利益	—	40,190	—	—	40,190
自己株式の取得	△25,069	△25,069	—	—	△25,069
自己株式の処分	383	256	—	—	256
自己株式の消却	10,315	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	9,779	182	9,962
当期変動額合計	△14,369	△6,487	9,779	182	3,475
当期末残高	△43,629	539,192	101,475	2,603	643,271

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの

主として移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

(3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の次回の賞与支給に備えて、次回支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の次回の賞与支給に備えて、次回支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

(4) 定期修繕引当金

設備の定期的な点検や整備に備えて、次回定期点検の見積り費用と次回定期点検までの稼働期間を勘案した金額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により発生年度から償却しております。

数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により発生年度の翌事業年度から償却しております。

(6) 債務保証損失引当金

子会社等に対する保証債務の履行による損失見込額相当額を計上しております。

(7) 事業構造改善引当金

事業構造改善のための退職優遇制度の拡充、一部の事業整理等により、今後発生が見込まれる損失について、合理的に見積られる金額を計上しております。

(8) 関係会社整理損失引当金

関係会社の事業整理等に伴い、将来負担することとなる損失の発生に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 財務諸表等に係る事項の金額

記載金額は百万円未満切り捨てにより表示しております。

(4) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(追加情報)

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2016年3月28日）を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権・債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2016年12月31日)	当事業年度 (2017年12月31日)
短期金銭債権	165,136百万円	132,857百万円
長期金銭債権	59,161	14,590
短期金銭債務	86,273	89,135
長期金銭債務	—	425

※2 国庫補助金等による固定資産圧縮額

前事業年度 (2016年12月31日)

国庫補助金等による圧縮記帳額は280百万円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

なお、その内訳は機械及び装置233百万円、構築物39百万円、建物8百万円であります。

当事業年度 (2017年12月31日)

国庫補助金等による圧縮記帳額は98百万円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

なお、その内訳は機械及び装置52百万円、建物44百万円、工具、器具及び備品1百万円であります。

3 保証債務

	前事業年度 (2016年12月31日)	当事業年度 (2017年12月31日)
債務保証残高	86,799百万円	105,817百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との主な取引高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
関係会社に対する売上高	155,951百万円	145,276百万円
関係会社からの仕入高	200,550	205,998
関係会社との営業取引以外の取引高	19,889	17,722

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度24%、当事業年度22%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度76%、当事業年度78%であります。

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
運搬費及び保管費	24,014百万円	24,548百万円
給料及び手当	17,943	17,964
賞与引当金繰入額	2,020	1,930
退職給付費用	315	1,403
減価償却費	3,801	3,103
研究開発費	30,135	35,007

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度 (2016年12月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	12,721	17,745	5,023
関連会社株式	3,197	22,731	19,533
合計	15,919	40,476	24,556

当事業年度 (2017年12月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	46,705	67,919	21,214
関連会社株式	2,256	39,155	36,898
合計	48,961	107,075	58,113

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位: 百万円)

区分	前事業年度 (2016年12月31日)	当事業年度 (2017年12月31日)
子会社株式	230,687	369,441
関連会社株式	3,351	8,306

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2016年12月31日)	当事業年度 (2017年12月31日)
繰延税金資産		
投資有価証券及び関係会社株式評価損	59,937百万円	60,559百万円
退職給付引当金	18,063	17,488
減価償却費損金算入限度超過額	4,501	4,797
減損損失	3,142	2,521
短期貸付金	2,698	2,676
その他	10,547	9,707
繰延税金資産小計	98,891	97,751
評価性引当額	△59,419	△59,932
繰延税金資産合計	39,471	37,818
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△39,479	△43,708
退職給付信託設定益	△7,882	△8,352
固定資産圧縮積立金	△4,699	△4,459
その他	△589	△517
繰延税金負債合計	△52,650	△57,037
繰延税金資産(負債)の純額	△13,179	△19,219

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2016年12月31日)	当事業年度 (2017年12月31日)
法定実効税率	32.8%	30.7%
(調整)		
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△21.9	△9.1
試験研究費特別控除	△6.7	△5.5
評価性引当額	△2.6	1.1
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	4.9	-
その他	1.4	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.0	17.3

(重要な後発事象)

1 当社取締役等に対する株式報酬制度の導入

当社は、2018年2月7日開催の取締役会において、当社取締役及び執行役員（国内非居住者を除く。以下「取締役等」という。）に対する新たな株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議するとともに、本制度に関する議案を2018年3月29日開催の第93回定時株主総会に付議することを決議いたしました。当該議案は、同株主総会において承認可決されました。

(1) 本制度の目的等

- ① 当社は、株主との利害共有を図るとともに、取締役等を対象に、中長期的な企業価値向上への貢献意欲と、中期経営計画における業績目標達成に向けた意欲を一層高めることを目的に、現行の株式報酬型ストックオプションに代えて、本制度を導入いたします。
- ② 本制度は、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託（以下、「BIP信託」という。）を用いた株式報酬制度であります。BIP信託とは、欧米の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 及び譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) と同様に、役位や中期経営計画における業績目標の達成度等に応じて当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を取締役等に交付及び給付する仕組みであります。

(2) 信託契約の内容

- | | |
|-----------|---|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 取締役等に対する株式報酬制度の導入 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤ 受益者 | 取締役等のうち受益者要件を満たした者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約日 | 2018年5月9日（予定） |
| ⑧ 信託の期間 | 2018年5月9日（予定）～2021年5月末日（予定） |
| ⑨ 制度開始日 | 2018年5月9日（予定） |
| ⑩ 議決権行使 | 行使しない |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 信託金の金額 | 15億円（予定）（信託報酬・信託費用を含みます。） |
| ⑬ 株式の取得時期 | 2018年5月11日（予定）～2018年5月末日（予定）
（決算期（四半期決算期を含みます。）末日以前の5営業日から決算期末日までを除きます。） |
| ⑭ 株式の取得方法 | 株式市場より取得 |
| ⑮ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑯ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

2 自己株式の消却

当社は、2018年3月9日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき自己株式を消却することを決議いたしました。

- | | |
|-----------------|--------------|
| (1) 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 消却する株式の数 | 3,199,600株 |
| (3) 消却予定日 | 2018年3月30日 |
| (4) 消却後の発行済株式総数 | 231,978,181株 |

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	61,701	3,795	533 (225)	4,536	60,427	103,581
	構築物	17,843	2,204	202 (54)	1,937	17,908	54,810
	機械及び装置	104,649	23,070	3,361 (713)	21,941	102,416	436,064
	車両運搬具	94	70	11 (2)	36	117	800
	工具、器具及び備品	5,935	4,161	291 (13)	2,995	6,809	50,582
	土地	27,541	11	69	—	27,483	—
	リース資産	1,574	264	5	609	1,224	5,221
	建設仮勘定	12,654	48,656	44,949	—	16,361	—
	計	231,996	82,236	49,426 (1,009)	32,057	232,748	651,060
無形固定資産	ソフトウェア	7,966	2,194	14 (1)	2,850	7,295	—
	その他	318	33	1 (1)	94	256	—
	計	8,284	2,227	15 (2)	2,944	7,552	—

注 1 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失に計上しております。

2 「機械及び装置」の「当期増加額」の主なものは、次のとおりであります。

愛知工場 自動車用ガラス製造設備 1,595百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	2,953	122	2	3,074
賞与引当金	4,278	4,443	4,278	4,443
役員賞与引当金	70	111	70	111
定期修繕引当金	1,801	2,334	1,801	2,334
事業構造改善引当金	939	—	343	596
関係会社整理損失引当金	—	726	—	726
債務保証損失引当金	45	1	—	46

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 又は買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・買増手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 — 無料
公告掲載方法	電子公告(公告掲載アドレス http://www.agc.com) ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行います。
株主に対する特典	該当事項はありません。

注 当社定款の定めにより、単元未満株式を有する株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 単元未満株式の売渡しを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類 並びに確認書	事業年度 (第92期)	自 2016年1月1日 至 2016年12月31日	2017年3月30日 関東財務局長に提出
(2) 有価証券報告書の 訂正報告書及び確認書	事業年度 (第90期)	自 2014年1月1日 至 2014年12月31日	2017年4月25日 関東財務局長に提出
	事業年度 (第91期)	自 2015年1月1日 至 2015年12月31日	2017年4月25日 関東財務局長に提出
(3) 四半期報告書 及び確認書	(第93期 第1四半期)	自 2017年1月1日 至 2017年3月31日	2017年5月11日 関東財務局長に提出
	(第93期 第2四半期)	自 2017年4月1日 至 2017年6月30日	2017年8月3日 関東財務局長に提出
	(第93期 第3四半期)	自 2017年7月1日 至 2017年9月30日	2017年11月2日 関東財務局長に提出
(4) 臨時報告書	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業 内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第9号の2の規定に基づくものでありま す。		2017年3月31日 関東財務局長に提出
	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業 内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第2号の2の規定に基づくものでありま す。		2017年6月13日 関東財務局長に提出
	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業 内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第3号の規定に基づくものであります。		2017年6月20日 関東財務局長に提出
	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業 内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第9号の規定に基づくものであります。		2018年1月5日 関東財務局長に提出
(5) 臨時報告書の 訂正報告書	2017年6月13日提出の臨時報告書に係わる 訂正報告書であります。		2017年7月3日 関東財務局長に提出
(6) 自己株券買付状況 報告書			2017年3月13日 関東財務局長に提出
			2017年4月7日 関東財務局長に提出
			2017年11月8日 関東財務局長に提出
			2017年12月11日 関東財務局長に提出

	2018年1月12日 関東財務局長に提出
	2018年2月8日 関東財務局長に提出
(7) 発行登録書 (株券、社債券等)	2017年4月7日 関東財務局長に提出
(8) 発行登録追補書類 (株券、社債券等)	2017年5月23日 関東財務局長に提出
(9) 訂正発行登録書	2017年6月13日 関東財務局長に提出
	2017年6月14日 関東財務局長に提出
	2017年6月20日 関東財務局長に提出
	2017年7月3日 関東財務局長に提出
	2018年1月5日 関東財務局長に提出
(10) 内部統制報告書 及びその添付書類	2017年3月30日 関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2018年3月29日

旭硝子株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	前野 充次
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中嶋 歩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	間宮 光健

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている旭硝子株式会社の2017年1月1日から2017年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、旭硝子株式会社及び連結子会社の2017年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、旭硝子株式会社の2017年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、旭硝子株式会社が2017年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2018年3月29日

旭硝子株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前野 充次

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中嶋 歩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 間宮 光健

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている旭硝子株式会社の2017年1月1日から2017年12月31日までの第93期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、旭硝子株式会社の2017年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (※) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年3月29日
【会社名】	旭硝子株式会社
【英訳名】	Asahi Glass Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役 島村 琢哉
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役 宮地 伸二
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役島村琢哉及び代表取締役宮地伸二は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2017年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2／3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としております。なお、当連結会計年度の売上高にて、重要な事業拠点が連結売上高の概ね2／3に達していることを確認しました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。